

平成 22 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 22 年 3 月 11 日（木）

付議事件.....	1
出席委員.....	1
欠席委員.....	2
委員外出席者.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会.....	3
議案の説明、質疑.....	4
議案の採決.....	5 9
所管事項の報告.....	6 2
陳情の審査.....	6 4
陳情の採決.....	6 7
意見書案の説明.....	6 8
閉会中の所管事務調査申出書の件.....	7 0
閉会.....	7 1

文教福祉常任委員会 平成 22 年 3 月 15 日（月）

付議事件.....	7 5
出席委員.....	7 5
欠席委員.....	7 6
委員外出席者.....	7 6
説明のため出席した者.....	7 6
事務局職員出席者.....	7 6
開会.....	7 7
議案の説明、質疑.....	7 8

議案の採決.....	1 2 6
所管事項の報告.....	1 2 9
陳情の審査.....	1 3 5
陳情の採決.....	1 3 7
閉会中の所管事務調査申出書の件.....	1 3 8
閉会.....	1 3 9

総務常任委員会 平成 2 2 年 3 月 1 6 日（火）

付議事件.....	1 4 3
出席委員.....	1 4 3
欠席委員.....	1 4 4
委員外出席者.....	1 4 4
説明のため出席した者.....	1 4 4
事務局職員出席者.....	1 4 4
開会.....	1 4 5
議案の説明、質疑.....	1 4 7
議案の採決.....	1 7 2
所管事項の報告.....	1 7 4
陳情の審査.....	1 8 3
陳情の採決.....	1 8 4
閉会中の所管事務調査申出書の件.....	1 8 5
閉会.....	1 8 6

建設経済常任委員会

平成22年3月11日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成22年3月11日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 6 号 平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第14号 平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

《付託陳情》

- 陳情第 2 号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情
- 陳情第 4 号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	滑川公英	副委員長	平野忠作
委員	高橋利彦	委員	日下昭治
委員	嶋田哲純	委員	伊藤保

委員 宮澤 芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（２名）

議長 林 一哉

議員 飯嶋 正利

説明のため出席した者（２７名）

副市長 増田 雅男
農水産課長 林 清明
都市整備課長 伊藤 恒男
農業委員会
事務局 伊藤 浩
国民宿舎
支配人 堀川 茂博

商工観光課長 神原 房雄
建設課長 北村 豪輔
下水道課長 佐藤 邦雄
水道課長 横山 秀喜
その他担当
職員 １８名

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一
主査 穴澤 昭和

事務局次長 石毛 健一

開会 午前 9時30分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。1年間よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に当たり、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

建設経済常任委員会の委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、去る3月4日に本会議におきまして当委員会に議案を付託いたしました13議案と、それと陳情2件について審査をしていただくわけでございますけれども、どうか十二分に審議をしていただきまして、ひとつご理解を賜りますように私からもお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、ご苦労さまでございます。また、委員の皆様、また林議長さんには大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号、平成22年度の一般会計予算の所管事項、議案第6号、22年度下水道事業特別会計予算、議案第7号、22年度農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号、22年度水道事業会計予算、議案第10号、22年度の国民宿舎事業会計予算、議案第11号、21年度の一般会計補正予算の所管事項、議案第14号、21年度の下水道事業特別会計補正予算、議案第15号、21年度の水道事業会計補正予算、議案第26号、旭市立公園条例の一部改正、議案第28号、国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部

改正、議案第32号、土地開発公社定款の変更、議案第35号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更の13議案でございます。また、この後、現地視察を予定されているとのことでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、議案第35号、指定管理者の指定について、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての13議案であります。

ここでおはかりいたします。ただいまから本委員会に付託されました議案の審査に入るわけではございますが、初めに付託議案に関係します現地視察を行い、その後に議案の審査をしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、そのようにしたいと思います。

それでは、付託議案に関係します現地視察のため午後１時まで休息いたします。どうもご苦労さまでした。

休憩 午前 ９時 ３５分

再開 午後 １時 ０分

- 委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休息いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 １時 １分

（傍聴者入室）

再開 午後 １時 １分

- 委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の平成22年度の予算の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について主な内容を説明いたします。29ページをお開きください。

29ページ、14款４目労働費県補助金、説明欄１、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金でございます。これにつきましては、厳しい雇用情勢の中、市の各課７課にまたがりまして10事業に対して48人の雇用を見込み、6,937万3,000円を予定いたしました。この事業は21年から23年までの継続事業で、３年間の総額は、12事業、9,618万6,000円、75人の雇用となり

ます。補助率は10分の10でございます。

次の説明欄の2、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金1,371万7,000円は新規でございます。まして、アンテナショップ運営費用に充てるもので、上記の緊急雇用の事業と同様に23年までの継続事業で、補助率は10分の10です。

次に、歳出について説明をいたします。140ページをお開きください。

5 款労働費でございます。22年度総額につきましては3,392万1,000円、前年度に対しまして116万9,000円、3.6%の増でございます。

141ページをお願いいたします。

説明欄3、働く婦人の家活動費につきましては、各講座で34講座、286回、734人を予定しているところでございます。

次に、7 款商工費になります。166ページをお開き願います。

7 款商工費でございます。総額は、22年度は3 億7,773万4,000円、前年に対しまして2.8%、1,018万6,000円の増というふうになります。増の主な内容につきましては、商工振興費で、先ほど歳入で申し上げましたけれども、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業の実施によるものでございます。

主な内容を申し上げます。

166ページ、説明欄3、消費者保護対策事業で、消費者相談の現状に合わせまして、相談窓口を現在の週2回から週4回に拡大し、相談体制の充実・強化を図るものでございます。

次に、168ページをお願いします。

説明欄2、中小企業金融対策事業の貸付金、中小企業金融対策資金預託金1 億円でございます。これは、市の中小企業資金融資制度に基づきまして中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たり、あらかじめ市が市内の6 金融機関に預託を行うもので、1 億円を預託しまして10倍の10億円までの融資が可能となるものです。世界的な金融危機による中小企業者の資金繰りの悪化により、経営基盤の強化を図る業者が増えてきていることから、経済対策の一環として、昨年から市においても預託金を2,000万円増額しまして1 億円としたものでございます。また、こういった危機的状況ということで、融資利率につきましても金融機関と協議をいたしまして、0.2%落ちで融資ができることになったものでございます。この背景といたしましては、国のセーフティネット資金借り入れのための市の認定状況も大幅に増えております。これは本会議でも申し上げました。改めて申し上げますと、19年が36件だった認定件数につきましては、20年度は231件、21年度は350件という部分で推移している

ところでございます。

次の説明欄 3、ただいま説明した内容でありますので、制度資金の利子補給事業の旭市中小企業融資資金利子補給補助金につきましても、市の制度資金の融資枠の拡大に併せまして、貸付金に対する利子補給補助金も増額をいたしました。利子補給率は年2.5%でございます。

次の説明欄 4、商業活性化推進事業の主なものにつきましては、旭市商店街振興事業補助金で1,308万円、これは、商店街の活性化を図るための期限付きプレミアム商品券の発行費用1,000万円が主なものでございます。

次の説明欄 5、中心市街地活性化対策事業につきましては、中心市街地の空き店舗の活用でありまして、まちかどギャラリー銀座の管理運営の費用と、その下段、19節、旭市空き店舗活用事業補助金で10万円は、中心市街地活性化委員会が実施するチャレンジショップ等空き店舗対策への運営補助金でございます。

170ページになります。

説明欄 7、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業、これも本会議で申し上げましたけれども、新規事業ということで、改めて申し上げたいと思います。予算額は1,371万7,000円、これにつきましては、雇用の創出と市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用し、市の特産品のよさを広く市内に情報発信していくアンテナショップを開設するものでございます。事業期間は22年、23年の2年間、運営団体につきましては商業団体に委託をし、雇用する人数は店長を含め3人、出店場所は中心市街地の空き店舗を予定し、特産品としての取り扱い商品につきましては、商業団体、農業団体などの関係機関と運営会議を持って決めていきたいというふうに思っております。

次の説明欄 8、企業誘致促進事業、19節負担金補助及び交付金1,100万円、これは、鎌数工業団地、新田地区、新産業パークでございますけれども、そこへの企業誘致の事務費用と企業誘致奨励助成金であります。

次に、3目観光費につきましては特に変わったところはありませんが、172ページ、お願いします。観光施設管理費で15節工事請負費の解体工事につきましては、飯岡バイパスに設置してありますイルカのモニュメントが老朽化したため、撤去するものでございます。

次の説明欄 3、観光イベント事業は、13節委託料で新規のものは、一番下段のイベント開催業務委託料で、袋公園桜まつりに係るものでございます。

説明欄 4、観光施設整備事業112万9,000円につきましては、観光案内板の作成委託料で、飯岡駅前広場に1基設置するものです。

最後に、175ページになります。

説明欄 7、長熊釣堀センター管理費につきましては、施設がリニューアルいたしまして 1 年たったということで、さらに釣果を増やし大勢の釣り人に来ていただくため、176ページになりますけれども、この消耗品でございます。消耗品にヘラブナの購入料 8 トンを予定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 6 款農林水産業費の主な事業について説明をさせていただきます。少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

予算書の146ページをお開きください。

説明欄 3、農村公園維持管理費は、市内に造成されている農村公園等の維持管理に係る経費でありまして、下のページ、13節委託料のアメニティ公園維持管理委託料は、琴田地先のアグリポケットパーク及び仁玉地先のアメニティ公園の維持管理を業者に委託するため、それから、農村公園維持管理委託料は、東足洗、西足洗、鍋木、松沢及び清滝ため池の農村公園の維持管理を地元区等に委託するための経費であります。

また、15節工事請負費の公園改修工事は、東足洗農村公園において、老朽化の著しいベンチを計画的に改修していくもので、新年度22年度はベンチ 3 基を予定しております。

次に、148ページをお開きください。

説明欄 2、農業後継者育成事業の下のページ、19節負担金補助及び交付金の就農者研修支援事業補助金は、市内で就農のための農業研修を行う者と、市外からの農業研修を受け入れる本市農業者に研修生 1 人当たり月 2 万円を補助するもので、22年度は 8 人の研修生を見込んでおります。

次の149ページをご覧ください。

説明欄 5 の水田農業構造改革推進事業の19節負担金補助及び交付金の水田農業構造改革推進事業補助金のうち、本市で力を入れております飼料用米に対する補助は、国の米戸別所得補償モデル事業の実施により飼料米の生産が増えると考え、21年度当初の40ヘクタールに対し70ヘクタールを見込みました。

続いて、150ページをお開きください。

説明欄 8 のこだわり旭ブランド創出支援事業は、新規事業でありまして、農水産物の付加価値をつけての販売促進活動や新たな商品開発などに支援するもので、事業費の 2 分の 1、

50万円を限度に5年間補助しようというものであります。初年度は5団体の申請を見込んでおります。

説明欄10、「園芸王国ちば」強化支援事業補助金は、生産力の向上や省力化等を図るため、認定農業者等が行う生産施設の整備及び管理機械等の導入に支援するもので、22年度は、ハウスが19件、約3万1,000平方メートル、事業費3億8,708万円、共同利用機械が1件で事業費114万6,000円を予定いたしました。補助率は、ハウスが4分の1以内、共同利用機械が3分の1以内であります。

下のページ、説明欄11の農業活性化推進事業の19節の真ん中辺り、ベンチャー農業支援事業補助金は、新しい栽培技術の開発や新品種の導入など意欲のある取り組みを行う農業者を支援するもので、事業費の2分の1、15万円を限度に補助するものであります。22年度は6件を予定しました。

152ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進事業の下のページ、19節負担金補助及び交付金の農業経営基盤強化促進事業補助金は、国の食料・農業・農村基本計画に沿って担い手の育成支援を行う担い手育成総合支援協議会を平成19年度に設置し、国からの直接補助を受け、さまざまなソフト事業を展開してまいりましたが、平成22年度は国からの補助がないこととなったため、市から補助し、事業の継続を図るものであります。ソフト事業の内容は、農業者の各種研修会や講演会、トップセールスや見本市商談会などのPR活動の実施であります。

同じページ、説明欄14の都市農村交流事業の都市農村交流ステーション改修工事は、海上地区岩井にあります都市農村交流ステーションの正面入り口について、大雨時に雨水が建物内に流入しやすい構造となっていたため、風よけ室を設け、雨水の流入を防ぐための工事を実施するものであります。

その下の説明欄15、農水産物直売施設整備事業は新規事業でありまして、市長の施政方針にもありましたとおり、農水産物の販売促進、商工業と連携した地産地消を図るための直売施設等の整備に向け検討を進めるための経費を計上したもので、平成22年度は整備検討委員会を立ち上げ、視察等を行いながら検討してまいります。なお、委員につきましては、農業及び農産物加工、水産及び水産加工、直売、商工業者、農協、市役所関係課などから委嘱したいと考えております。

155ページをお願いします。

説明欄1の畜産振興事務費の24節、株式会社千葉県食肉公社出資金は、食肉公社から今後、

千葉県食肉流通合理化計画に沿って各種整備事業を実施することとなるため、これに備え資本を増強したい旨の申し出と依頼があったものに応えるもので、今回の増資予定1,000株、5,000万円のうち600株、3,000万円を購入、出資するものであります。今回の増資により市の持ち株は、3,600株、26.6%となる見込みであります。

次の156ページをお開きください。

畜産振興費の説明欄 3、地域バイオマス利活用推進事業の家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金は、畜ふんを有効活用する取り組みに対する補助で、2組合を予定しております。事業の内容は、いずれも発酵、浄化のための施設整備や散布機械等の導入であります。

次の157ページ、説明欄 5、経営体育成基盤整備事業の19節、経営体育成基盤整備事業負担金は、富浦地区と飯岡西部地区のほ場整備事業の負担金でありまして、飯岡西部地区では、補助事業の採択、県の施行決定を受けて平成22年度に行われる予定の測量や換地設計に要する経費6,300万円の10%を見込んでおります。

158ページをお開きください。

説明欄 7、仁玉川改修事業の19節、仁玉川改修事業負担金は、築造後約30年を経て劣化の著しい護岸擁壁の改修工事が平成22年度から実施される見込みとなったことから、事業の地元負担分を大利根土地改良区とともに応分に負担するものであります。なお、負担割合は、国50%、県25%、大利根10%、市15%となっております。

同じページ、説明欄 9、広域営農団地農道整備事業の19節、広域営農団地農道整備事業負担金は、東総台地 2 期地区及び東総西部 2 期地区の農道整備事業に対する負担金でありまして、東総台地は岩井地先、東総西部は秋田地先と琴田地先で整備が実施される予定であります。

少し飛んで162ページをお開きください。

水産業総務費の説明欄 5、漁港改修事業の19節負担金補助及び交付金は、飯岡漁港及び栗山川漁港における改修工事費の負担金でありまして、いずれも堆積した砂のしゅんせつ工事が主なものであります。

漁港管理費の説明欄 1、みなと公園管理費の下ページ、163ページの15節、植栽工事は、みなと公園外周に設置されている花壇について、当初植えられていた植物のほとんどが枯れたり他の植物に負けてしまっている状況であることから、この植え替えに係る工事費を見込んだものであります。

同じページ、漁港建設費の説明欄 1、水産基盤整備事業の19節、地域漁港整備事業負担金

は、飯岡漁港における外西防波堤改良工事と航路しゅんせつ事業の負担金であります。

以上で農水産課所管の主な事業についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課所管の予算説明を行いたいと思います。

178ページから土木費になります。

178ページから土木費になりますけれども、179ページの説明欄3と4ですが、飯岡駅、倉橋駅の駅前広場の維持管理費で、ほとんどがトイレの維持管理費であります。

続きまして、180ページから181ページ、国土調査であります。これは地籍調査でありまして、181ページの説明欄13の委託料があります。場所は、鎌数地先を調査するものであります。

続きまして、182ページから184ページをご覧くださいと思います。

道路橋梁総務費の説明欄1の道路橋梁事務費の委託料です。これは道路台帳の統合事業でございます。

次に、道路維持費になります。183ページの下の方の説明欄2の緊急雇用創出ですが、道路の草刈り用として2人を雇用するものでございます。

続きまして、184ページから185ページをご覧くださいと思います。道路維持補修です。道路新設の事業です。

初めに、184ページの説明欄3、道路維持補修事業、185ページの説明欄2、道路新設改良事業の15節に、本年度予定しております工事請負費を計上してございます。

次に、186ページから187ページをご覧ください。

初めに、186ページです。説明欄3の排水路整備事業です。これは、川向西野地区の排水路整備事業です。22年度は、前年度の続きの410メートルの工事を行います。

続きまして、説明欄4の蛇園南地区流末排水整備事業です。総延長は3,400メートル、工事は、海上野球場から海までの排水整備事業です。

続きまして、説明欄5、旭中央病院アクセス道整備事業です。22年度は、南北線の県道銚子旭線から国道126号、警察署東側までの工事と、JRをまたぐ橋梁上部工の工事を行います。この工事が完成すれば、飯岡バイパスから川島歯科医院北側を通りまして、中央病院へりポートから国道126号までが開通し、国道、県道の渋滞緩和が図れるものと思っております。

続きまして、187ページ、説明欄6、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。場所は、

カインズ通りから海上野球場、還来寺西側を通り、大坂からＪＲの線路の下をトンネルで抜いて、県道銚子旭線までの工事であります。

続きまして、説明欄 7、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道大栄栗源干潟線を結ぶ道路の委託料であります。

最後になりますが、説明欄 8、防衛施設周辺民生安定事業です。22年度、埴新町区内の延長477メートルの道路改良工事を行います。

以上で建設課を終わります。

○委員長（滑川公英） ご苦労さまです。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の当初予算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

予算書の23ページをお願いいたします。

13款 2 項 4 目土木費国庫補助金、2 節の都市計画費国庫補助金2,200万円は、袋公園の整備に伴うものでありまして、補助率は、工事費で2分の1以内、用地費は3分の1以内でございます。

24ページをお願いいたします。

上段の4 節まちづくり交付金は、説明欄 1 の旭駅周辺地区に4,000万円を計上しております。その内訳は、旭中央病院アクセス道に2,000万円、それから文化の杜公園整備事業に2,000万円を予定しているものであります。

説明欄 2 の干潟駅周辺地区の2,000万円は、谷丁場遊正線でございます。

少し飛びまして38ページをお願いいたします。

上段の4 目土木債、2 節都市計画債には4 億3,430万円を予定いたしました。その内訳は、説明欄 1、袋公園整備事業債に3,060万円、これは都市公園整備事業債であります。

説明欄 2 の文化の杜公園整備事業債4 億370万円、これは合併特例債でありまして、この2 つの事業は、平成22年度が事業の最終年度となるものであります。

続いて、歳出について主なものをご説明いたします。

予算書の190ページをお願いいたします。

なお、平成22年度の都市計画費の総額は、このページには記載はございませんが、総額で14億7,707万1,000円でありまして、対前年度比7.2%の減となっております。この原因は、

各種の事業における公有財産購入費の減が主なものとなっております。

それでは、説明欄 3 の都市計画地理情報システム整備事業について申し上げます。これは G I S と呼ばれるものでありまして、このシステムの更新整備に45万2,000円、機器の賃借料に228万8,000円を計上しております。

続いて、4 目の駅周辺環境施設維持管理費は、今議会で補正予算をお願いしております旭駅と干潟駅のトイレの改築に伴う維持管理費でございます。

191ページの 2 目街路費、説明欄 2 の街路維持管理費は205万9,000円でありまして、13節の街路樹の維持管理料が主なものでございます。

192ページをお願いいたします。

説明欄 3 の街路整備事業（谷丁場遊正線）は、2 億4,778万2,000円を計上いたしました。主なものは15節の工事請負費 2 億円でありまして、平成22年度は J R を横断する跨線橋の下部工と道路の築造工事を行ってまいります。

193ページの上段、説明欄 4 の旭駅前広場等整備事業は2,325万円を計上しておりまして、主なものは旭駅前線の千葉県への負担金で、その負担率は13.5%でございます。

194ページをお願いいたします。公園費でございます。

説明欄 2 は、公園の維持管理費に5,718万円を予定いたしました。対前年比3.8%の減でありまして、新年度は、仮称下宿ふれあい公園を新たに加えて、都市整備課で所管する18か所の市立公園の維持管理費でございます。主なものは13節の委託料でありまして、2 列目の清掃等委託料は、公園の除草や清掃などをシルバー人材センターに委託するものでございます。次の公園維持管理委託料は、18か所の公園について、除草や芝刈り、剪定、水利管理等を専門業者に委託するものでございます。

195ページの説明欄 3 の緊急雇用創出公園維持管理事業297万円は、年度末に完成を予定しております仮称下宿ふれあい公園の維持管理につきまして、今回、国で創設されました緊急雇用創出事業を活用するものでありまして、補助率は100%でございます。

説明欄 4 のあさひ健康パーク維持管理費は、1,263万2,000円を計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

主なものは、上段の13節委託料1,236万7,000円でありまして、今議会に提案しております財団法人旭市福祉協会へのパークゴルフ場の指定管理料が主なものでございます。詳しくは、後ほど議案第35号におきましてご説明をいたします。なお、平成22年度からは、これまで一般会計で計上しておりました維持管理費845万円につきまして、これを指定管理料に含める

こととしたものでございます。

次に、説明欄の5、袋公園整備事業は、1億1,930万5,000円を予定いたしました。主なものは、15節工事請負費に5,200万円を予定したものでありまして、事業の最終年度を見据える中で、最終型を目指して整備を進めてまいります。17節の公有財産購入費の5,271万8,000円と22節の補償金1,100万円は、これまでの契約状況を勘案いたしまして、その上限を予定したものでございます。

197ページの説明欄6、文化の杜公園整備事業には4億4,765万8,000円を予定いたしました。主なものは15節の工事請負費の4億円でありまして、事業の最終年度を見据える中で、まず完成させることを念頭に置きまして、必要最小限の事業費に抑える中で予算を予定したものでございます。17節の公有財産購入費には4,300万7,000円を予定しておりますが、すべて土地開発公社からの買い戻し分でございます。

都市整備課所管の補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ご苦労さまでした。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがですか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、何点が質問いたしたいと思います。

予算書の149ページ、説明欄5番の水田農業構造改革推進事業の中の飼料米の説明がございました。その中で、前年度は40ヘクタール、今年度は70ということで、これで、反当あたりでもよいですから、農家の収入はどのくらいになるものか。できれば、1キロどのくらいで売り渡すということで。今まで旭市の売り渡し先の業者、それが分かればその辺もひとつお願いしたいなと。これは今後ますます増えると思われるので、我々もしっかり勉強したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 飼料用米の単価と業者というお尋ねであります。まず、飼料米そのものの単価ですが、昨年度ですと、1キロ玄米で50円、乾燥もみで40円、生もみで30円ということで実施していただきました。買い取り先ですが、一応、旭市飼料用米利用者協議会というのがありまして、そこで間に入るということであります。その後、具体的には、市内の畜産業者1社と1グループ、それから養鶏業者1社が去年の取得でありました。今年は、

もう少し欲しい方が増えそうな感じが現在ございます。ただ、利用者協議会に入っていた中で、利用者協議会の皆さんの了解を得てからということでもありますので、まだはっきりとは言えない状況であります。

それから、実際、じゃ、飼料米を作ってどのくらいになるのかということもお尋ねだと思いますが、例えば市の22年度予算を可決いただきますと、飼料米については、前にご説明させていただきましたが、10アール1万5,000円の助成をしますということ、それから飼料用米の種子について、10アール、やはり2,600円の助成をするということになっておりますので、市が1万7,600円、10アール当たりということです。県が今予算審議中で、詳しくは決まっていないようですが、昨年と同じになりますと10アール3,000円、それから国の新たな支援策として自給率向上事業交付金というのが10アール当たり8万円出ます。それに先ほど申しましたキロ50円を加えた額ということで、収量がはっきり分かりませんが、仮に10俵600キログラムとれたとすれば、販売代金が3万円ということですので、合計いたしますと10アール13万600円になるのかなということでもあります。

以上です。

○委員長（滑川公英） 平野委員。

○委員（平野忠作） この値段についてはよく分かりました。

問題は、私が懸念しているのは、これから先のことで、確かにこの今、売り渡し業者が2社、あるいは今後3社、4社になるかもしれません。しかしながら、この相手方にいくのは、多分安い価格で売却されると思いますけれども、これは、一昨年問題になりました、そういうのは食用米に転嫁されるとか、そのような、そういうチェック機能というのはどのようなあれで働きをかけるんですか、それとも今の段階ではどのような歯どめがかかっているのでしょうか、その点を伺います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 飼料用米を利用する畜産農家、あるいはその買い取り業者は、農政事務所とちゃんとした契約をするということになっておりまして、農政事務所のほうで在庫状況等をチェックしているようであります。もし違反しますと、当然、食糧法の違反ということになっていくのかなというふうに考えております。現在のところ、そういったことはなかったと農政事務所のほうからも聞いております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

- 委員（高橋利彦） それでは、192ページと194ページ、まず192ページ、説明欄3の街路整備事業（谷丁場遊正線）です。今、今というより、2億4,700万円の予算計上になっていますが、そういう中で今工事が進められているわけですが、この利用効率というのはどのくらいあるものなんですかね。結局、市役所の道路までの工事なんですけど、私が見たら、ほとんどこれは利用がないと思うんです。むしろそれなら、上、干潟町のときはよく多古道と言いましたけれども、多古道をずっと行きまして、あれは多古笹本線ですかね、に突き当たるわけですね。その上ですよ、そこをむしろ東総道路まで早くつなげたほうがずっと利用価値があると思うんですが。

それから、194ページ、ここに説明欄13、委託料で、公園維持管理委託料3,100万円ほど盛っていますが、こういうものは各課にまたがっているわけですね。造るまではいろいろな関係がありますからこれはやむを得ないと思うんですが、なぜこれらの公園の維持管理は維持管理で一本化できないのか、その辺をお尋ねします。

- 委員長（滑川公英） 都市整備課長。
- 都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

利用効率はどうかというご質問がございました。一般的に道路を改築といいますか、現道を拡幅したりする場合には、利用台数の調査であるとかそういったものは一般的にはなされるというふうに思います。ただ、この場合に、谷丁場遊正線のその国道から市役所通りまでにつきましては、新たに道路を築造するものでありまして、これは推測といいますか、予測という段階でお答えするしかないのかもしれませんが、やはり谷丁場遊正線が、現状が2,200メートルほど、広域農道から国道まででき上がっているわけでありまして、そのでき上がった段階が今から四・五年前かと思いますけれども、その段階ではかなり交通量が増えてきておりますし、また、工業団地の進出企業の方々にも非常に利便性が上がっているというのは理解しております。それから一方で、国道126号というのは、イタコ自販から塵芥処理場の交差点までのところですけども、その辺が非常に混雑をしている状況はご案内かと思えます。そちらのほうの混雑緩和にも幾らかでも寄与するのではないのかなと。一方では、市役所通りから完成をいたしますと、干潟支所の通りまで約5キロが一本道になりますので、その辺の整備効果も上がるし、また利用者の方の通行も期待ができると、このように思っております。

それから2点目、194ページの公園の維持管理費の委託料でございます。各課にまたがっていることの中で一本化はできないのかというご質問がありました。先ほど農水産課のほう

でもやはり農村公園の維持管理費を計上しておりますし、私のほうでも、先ほど申しましたように、今年度末に1つ完成をいたしまして、18か所の公園の維持管理費を計上する中で、前年比よりも少しでも減らそうということで、予算のほうは減らしてございます。その一本化につきましては、私ども担当課が1課だけで議論できるものではございませんので、今後、行政改革のアクションプランを進められていく中で、それぞれの施設の統廃合とかいろんなことがございますので、その中の一つとしてこれが検討されていくんだらうと、このように思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 当然、こういう公園の維持管理、これはもうこれから検討じゃなく、既にもうやっつけていいと思うんですよ。どうですかね、副市長、その辺は。

それとこの谷丁場遊正線ですか、むしろどちらを優先順位にして工事をやるかだと思うんですよ。今ごろ南堀之内線の多少の予算がついていますが、やっぱりこの優先順位というものはあると思うんです。ですから、今、谷丁場遊正線、あれは何を目的に今造っているのか。

まず第1に、その辺をお尋ねすると同時に、南堀之内ですか、これは今年1,000万円ほど予算を盛ってありますが、どういう今後計画でやっていくのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 私のほうから公園の維持管理の関係でございしますが、高橋議員がおっしゃるように、確かに一本化できれば私もいいと思っています。ただ、その中で、現在3つに分かれているんです、ご存知だと思いますが。都市公園と、それから児童公園と、それから農村公園、この3つがあります。いずれにせよ、今、高橋議員の御指摘がありましたように、これから中で、要するに行革の一つの中でその辺をいろいろ検討させていただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 街路の谷丁場遊正線の目的といいますか、ご質問でございします。これにつきましては、長い年月がかかってここまで来ておりまして、私も引き継ぎを受ける中で、もう谷丁場遊正線につきましては、まち交の干潟駅周辺地区ということで事業は始まっていたわけでありまして、先ほども申しましたように、私としては、国道126号の交通の混雑緩和というのはまず第1にあるというふうに思います。一方ではまた、その市役

所通りまでつながるということで、市民はやはりある程度短時間で市役所まで、あるいは公共施設等々に来ることができるという想定をしておりますので、かなりの交通量があるのではないかと、このように見込んでおります。

南堀之内線につきましては担当所管は建設課のほうになりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 南堀之内バイパスの事業についてご説明いたします。これは、委員言われたとおり、干潟町からの懸案事項でありまして、今年度、路線測量、前年度に地域活性化・生活対策臨時交付金事業で調査測量委託を終わっています。今年度終わりますので、22年度には、用地交渉を行うための不動産鑑定等、物件調査などを計上してございますので、その用地交渉の状況によって物件調査と不動産鑑定を行うような計画であります。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いや、副市長、ここへ児童公園だとかいろいろなのがあるのは、それは知っていますよ。ただ、完成したらそれは関係ないと思うんですよ。関係するまでの補助金とかそういう絡みでこういろいろやっているわけでしょう。ですから、完成したら1か所で維持管理していいと思うんですよ。

それから、建設課長にお伺いしますが、ですから、多古笹本線から上ですか、東総道路までの延長ですね。これは完成はいつごろになるのか、ちょっとお伺いします。予定で結構です。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） はっきりいつということはちょっとあれですけども、26年の補助事業は、使えるまでには完成できればなとは思っておりますけれども。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） やはりいろいろあるでしょうけれども、やはり私は目線が違いますので、いろいろありますけれどもね。私らから見たら、今、遊正線をやっていますね、北へ。それよりイタコ自販から上へ上がったほうが、あそこが完成した中でかなりの通行量になっていると思うんですよ。ですから、やはり現状を踏まえた中で優先順位を決めてもらいたと思います。

○委員長（滑川公英） ほかに。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） ちょっと2点ほどお願いします。

畜産振興費の156ページ、地域バイオマス利活用推進事業の1億4,740万円、これ、任意組合と言いましたが、もし分かればそれをお願いします。

それと、176ページの観光費、恐らくこれ8トンというのは、長熊公園の放流のことだと思いますが、年間、これ、どのくらい放流しますか、分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 長熊釣堀センターのヘラブナの放流の量でございます。8トンを予定しております。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 地域バイオマスの任意組合ということですが、1つが倉橋堆肥組合という名前で養豚のグループです。もう一つは、ウズラ発酵肥料生産組合でウズラのグループです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 観光課長、私が質問したのは、8トンというのはさっき説明があったんだけど、これだけで今年は終わりですか。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 年間放流量8トンでございます。

○委員長（滑川公英） いいですか。

ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 農水産課長にお聞きしたいんですけども、産業まつり、各地区3か所でやっていますね、海上、干潟、旭と。干潟地区と海上地区は同じなんですけど、旭の予算等々違いますけれども、何かその辺の違いというのを分かりやすくちょっとまたお願いできればと思います。

それと、飯岡海上連絡道ですか、その辺の現地説明を受けて、ある程度は理解できるんですけども、私が言ったのは、新市の建設計画にはなかったところだということが1つ。それはそれとしていいとして、新市の建設計画に含まれて入っていた大坂0209ですか、その辺

は補助金が見つからないということ。それは何かの理由があるわけですよね。その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

それに、袋公園、公有財産購入費、当然、これは不動産鑑定を行いながら行うわけでございますけれども、動産関係ありますので、これは物件調査委託料等あるんですけれども、その辺に値するのかなと思いますけれども、併せまして、費用調査検証業務委託料ですか、その辺、袋公園のみでなく文化の杜等にもございます。そして、文化の杜公園のほうは、私の聞き違いかどうか分かりませんが、公有財産の土地購入は、これは公社持ち分を購入すると思っていたんですけれども、その辺、もし聞き違いだったらもう修正して直したいと思いますので、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 3つの産業まつりの経費に違いがあるというご指摘ですが、旭につきましては、合併前、緑化推進、それから健康づくりと産業まつりという3つを併せて実施していました。そんな関係で経費が大きくなっていたということ、それから駐車場の関係もありまして、バスを他地区より余分に走らせているとかそういったこともあり、合併前それぞれ持っていた予算をなるべく引き継ぐ形、まつりの規模を縮小しないような形で実施してきておりますので、旭が140万円、150万円ちょっと高いというのは、従来からそのぐらいかけてやっていたということで、今のところまだその経費については同じようにやっていると、減ってこないということであります。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

袋公園の13節の2点にまずお答えいたします。

一番下の物件調査委託料140万円でございますが、これは、22節の補償金1,100万円を計上してございますけれども、この補償金の額を算定するために物件補償の委託をするものでございます。

それから、戻りまして2点目の費用調査検証業務委託料でございますけれども、ここ2年ほど前から会計検査の中で……

○委員長（滑川公英） ちょっとすいません、お静かに願います。

○都市整備課長（伊藤恒男） よろしいですか。

○委員長（滑川公英） どうぞ。

○都市整備課長（伊藤恒男） 2点目の費用調査検証業務委託料でございますけれども、これ

につきましては、2年ほど前から会計検査の中で、大量に資材を購入する場合には必ず、今までは物価本であるとか建設のマニュアルとかあったんですけれども、価格のマニュアルがあったんですけれども、それらだけではなくて、基本的にその数量に見合った、要は購入価格という、適正な価格を設計の中で求めるという会計検査の指示がありまして、私どものところだけではなくて、やはりある程度大きな工事になってまいりますとこういったものが国庫補助事業の中では義務づけられると、こういう状況であります。

それから、3点目、文化の杜の土地購入費のご質問がございましたけれども、これにつきましては、市の土地開発公社からの買い戻し分が全部でございます。3,105.46平方メートルでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 農水産課長、今、答弁、確かにそのような形で理解はできるんですよ。

しかし、それが常にそういう形でやらなければならないことなのか、今後そのまま継続しなきゃならないのか、同じような形で、補助金ですから、補助金を出せば出ただけ使いますし、なければならないようにやるということは、もう、一つの補助金のシステム、補助を受けたほうはそういう形だと思いますので、その辺は何らかの形、どうしてもそういうものが必要であればそれはやむを得ない話ですけれども、改善できるところであれば改善するとか、何らかの方法をぜひこれからは考えていただきたいなと思います。かかっているものはしょうがないわけですけれども、補助金ですからやはりその辺を考慮していただきたいと思います。

そうしますと、今、都市整備課長に答えていただきました中で、土地購入、不動産鑑定の委託をしなければ、確かに補助金等々につきましては鑑定をしなければならぬと。しかし現実的には、すぐ隣が平米1万2,800円ですか、1万2,600円ですか、もう買っているんですよ。そういう現実があるのにさらにまた不動産鑑定を、補助金ということであるからやむを得ないということになるのか分かりませんが、現地で何点か抽出した際にそういったものは起点にならないのかという話もさせていただきましたけれども、やはり隣がそういうもので価格が出ているんですから、不動産鑑定をしたといっても変わってこないんじゃないかと思うんですよ、鑑定を委託した先でも。そういうことを今後、それはやむを得ないのかなと思いますけれども、そういう疑問を持っていますので私は一応発言させていただきますけれども。

それと、土地開発公社から買う際に、ここに不動産鑑定委託料があるんですよ。文化の

杜公園整備事業の13節委託料の中に105万5,000円。公社から買うにしても不動産鑑定を必要とするのか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、1点目の不動産鑑定、2点とも不動産鑑定でありますけれども、1点目、例えばすぐ隣の場合に不動産鑑定が必要なのかというご質問でございますが、この場合には、その不動産鑑定の付記意見書という形で求めます。ですから、すべてが全部の不動産鑑定評価調書ではなくて、その直近であり、あるいは付近、取得年月日が近い場合とかそういった場合ににつきましては、付記意見書という形で、予算的には5分の1程度で、約四・五万円程度で付記意見書というのは付けます。会計検査につきましては、やはりすべての土地に対してそれが求められますので、付記意見書という形で、それにつきましては予算のほうはなるべく少額で済ませるように努力をいたしております。ですから、今回の3月補正でもございますが、不動産鑑定委託料の減額をしているところも、そういった付記意見書を採用して行っているというのがあります。

それから、文化の杜の公社からの買い戻しに対しての不動産鑑定委託料ということでご質問ですが、土地開発公社につきましては、先行取得の受委託契約を結んでおりまして、それぞれ、先日の議案質疑でも申し上げましたが、そのまちづくり交付金を有効に活用する中でそれを充当していくということで、国庫補助金を有効に使いたいと。ただし、その国庫補助金を使うという中で、土地開発公社からは、当時取得した、当時もう鑑定をとって取得しているわけでありまして、それと併せて期間利息を加えまして買い戻しをするというのが17節の公有財産購入費でありまして、それに対して今度、国庫補助対象にする場合には、改めてその土地についての鑑定をとらなければならないと。これが国庫補助事業のルールでありまして、ですから、例えばの話、取得した価格に対して国庫補助対象額が少なくなってくる場合もありますし、また、上回る場合もございます。ですから、その土地の国庫補助事業に繰り入れたときに改めて鑑定をとってそれを補助対象額とすると、こういったルールになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 土地開発公社は、目的を持った土地を先行取得と。制限されていますよね、期限、何年以内に実施しなきゃならないと。今、現実はどうでないみたいですが、しかし、そういうものがあってもそういう不動産鑑定が必要になるということ、それはやむ

を得ない話なんですか。

まちづくり交付金事業でこれを実施するというのは、何か我々がよく、まちづくり交付金に交付要綱がありますけれども、いわゆるまちづくり交付金事業というのはやはり公益のためだと思っていたんですけれども、何かそういう意味でもなく使える。確かに見ればありますね、この交付要綱もありますけれども、補助率もいろいろこう違って来る。計算方式があるみたいですが、素人の我々が見ても分かりませんけれども。そのような形の中で、例えば、その年限はもう過ぎちゃっているということですか、逆に言えば。そういった不動産鑑定を再度やらなければならないということ、この土地については。先行取得してあったものをそういった付記事項でもってはいもう対象にならないと。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

お話の趣旨、私もよく分かりますけれども、国庫補助の会計検査の中でのルールというのは先ほど申し上げたところでありまして、その先行取得というのは、期間をもちろん定める中で市と契約をするわけでありまして、土地開発公社のほうは、その中において、市として不動産鑑定をとって公社に対して委託をしますので、その5年なら5年の期間で取得をいたします。その取得する中で、例えば買い戻すものが3年前のものだったり、2年前のものだったり、1年前のものだったりといういろいろなものがございます。そういった中で、当該年度の補助対象事業費を見きわめる中で有利に使いたいということもありますので、じゃ、この中でこの部分については買い戻そうと、だんだんこれが減ってくるわけでありまして、最近の中では、文化の杜につきましては、まちづくり交付金を今直接充当しておりますので、公社の先行取得分につきましては約2年ほどたっているという状況がございまして、ここ1年2年の間には、直接買収、一般会計で買収しておりますので、2年ぐらいたつ中でそれをまちづくり交付金対象事業に事業充当する場合には、ルールとして改めて鑑定が必要であると、そういったことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） これで最後にしたいと思います。

極端に言っちゃえば、先行取得したのは金利もかかっていますよね。受けて、それを買うわけですね。それは加算されているんでしょう、まず。さらに不動産鑑定をして、安くなるのか高くなるのか。高くなることしかないんでしょう、そうしますと、取得当時から比較す

ると。安くなるということはありませんでしょう、これは。もう金利分も加算されるわけですから。例えば1,000万円で買ったところが、金利が100万円かかったら1,100万円で買い戻さなきゃならないわけですよ。そこで不動産鑑定をしたときに、150万円ということは出ないでしょう。1,150万円は出ても、1,050万円なんていうことはあり得ないでしょう、これは不動産鑑定したところで。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えします。

土地開発公社との委託契約というのは、一つのルールの中でやっております。つまり、土地開発公社は事務手数料等を取りませんので、基本的には市からの委託に基づいて鑑定の中で取得をしまして、当然ながら幾らかの金利がかかります。例えばその金利を含めた額が不動産鑑定になるということではございません。取得価格プラス金利を加えた簿価と言われる数字だと思いますが、その簿価で市が買い取ることは、市と公社のルールであります。つまり、そうしませんと、例えば今地価が下がってございました場合には1,100万円を下回るということはありませんので、そうしますと公社には逆ざやが生じてしまいますので、それを補てんするという意味で委託契約の中で補償していると。

先ほど申し上げましたのは、その簿価で買い取ることがルールであって、その簿価で買い取ったものをそのまま補助対象事業費には充てられないということなんです。改めてそこで鑑定をとると。それが時代の中では、地価が上がっている場合には、先ほどの例を申し上げますと、1,100万円で買い戻した場合に、土地が上がっている場合には1,500万円になることもあり得ます。一方では800万円になることもあり得ます。そういったことは先行取得の中での一定のリスクというのかルールになりますので、ですから、1,100万円という簿価に対しては、公社に対しては損害をかけることはできませんので、それは簿価で買い戻すと。それに対して補助対象事業費をそれに充てるということで改めて鑑定をとって、1,100万円で買ったんだけど950万円の補助対象事業費にすると、その根拠が鑑定であると、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） よく分からないんですよ、我々素人はね。不動産鑑定が下がった際に、補助対象が下がっちゃうんでしょう。そういうことになっちゃうでしょう。そうすると、土地開発公社の理事長、土地開発公社を持ったために逆になっちゃうということになるでしょう、もうけるわけにいかないですから、土地開発公社で。もうけるわけにいかないでしょう、

これ。そうしますと、金利分は加算して市が買い戻す、それは分かりますけれども、不動産鑑定をした結果、下がるということになりますと、補助対象も下がってきちゃうわけですから、市としてはマイナスじゃないかと思うんですよ、我々素人考えで。ということは、土地開発公社を持っているために、プラスになるものは何もないということじゃないですか。その辺、お願いします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 土地開発公社の話でありますので、1号議案ですが、ちょっとお話ししたいと思います。

確かに土地開発公社ができたという部分については、やっぱり先行取得の利点というものを生かしてやるという部分の中でできたわけで、法律もやはり過去の公拡法の中で定められているわけですが、やはり先行取得を実施する、そういう時代背景、高度成長の部分については大いに価値があるというのは、私もそう思います。先行取得をして、これから土地が値上がるだろうという部分を見越しながら事前に取得をしておいて、事業をやりやすくするという部分にそのメリットの一つであるわけですが、確かに今お話があるとおり、今の時代、こういう経済状況の中では土地が下がっております。ですから、下がっているときは逆ざやが確かに出るという部分もあり得ます。

ただ、その土地開発公社の目的というのは、逆ざやもこういう時代でありますけれども、上に上がるときには逆にそれが利点になるわけですので、ただ、今の時代、今おっしゃっており、土地の下落という部分があるので、公社が取得したものは今度は補助事業のために取得するんですけれども、それを補助事業に回したときに高くなっているということもあり得る。確かにその部分はあります。ただ、行政の場合には、例えば高い土地であっても、やはりそれが市民のため、市のために必要だという部分については買わなければならないわけですので、やはりそういう利点もあるというふうな中で、答えになっているかどうか分かりませんが、土地開発公社があるからその高い土地を買ってという部分ではなくて、やっぱり事業に計画的にのせるためには、国も、例えば総体が1ヘクタールとした場合でも、その年度年度の中で、じゃ、今年は3反歩だけ見ますよということ、やっぱり3反歩なわけであって、でも、そのときに言われたとき、3反歩のその土地の取得というのはできない場合もあるわけですから、それをやっぱり事業をやりよくするという部分の中においては、ある程度ストック的な部分も必要であるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 議案の審査は途中でありますが、ここでちょっと25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、157ページ、説明欄5の経営体育成基盤整備事業、この負担金補助、これが、約2,200万円については、三川西部と富浦の補助金ということでございますが、民主党になってこの基盤整備の補助金がかなり減らされたわけですね。そういう中で、特に飯岡西部の整備は学校建設を含めて同時並行みたいにする予定なんです、その中で、今までの整備の説明会におきましては、あくまでも市が土地を買うということを前提にまた受益者も進んでいると思うんですよ。そういう中で、この土地を、三川地区の土地です。非農用地ですね。これについては公社が買うのか、市が買うのか。また、そうなりますと、萬力 期ですか、これも非農用地を造った中で、受益者負担を少なくするためにということで進んでいるわけですが、この萬力工区、それから飯岡西部、すべてこの公社で買うのかどうか、まずその辺、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 最初に、飯岡西部ですが、これは市が買うということで進んでおります。

それから、萬力についてですが、議会でも何度かお話があったように記憶しておりますけれども、今回もお話ししましたとおり、非農用地の協議を進める中で、土地開発公社があるのだから土地開発公社を間に挟んだほうが協議が整いやすいというようなお話がある中で、実際には土地開発公社との協議がはっきりと整ったわけではないのですが、採択を急ぐというところから、取りあえず土地開発公社で取得する予定ですので、土地開発公

社ということで進んできております。

その後、採択後に土地開発公社では取得できないというような申し入れをした中で、現在、1次取得者である土地改良区から直接民間の事業者には売れないかという協議を県としております。もう一つは、その買ってくれる業者を見つけて、それから協議が進むのかなというようなこともあることから、この間、一般質問のときにお話ししましたとおり、促進協議会のようなものを工区の中で、地区の中で立ち上げて、買ってくれる業者を探そうというようなことに今なっております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） なぜ当初は公社が買うようになっていたのか。それと同時に、また、非農用地、公共団体が全く関与しない中で、整理の中ですよ、民間に売れるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） なぜ公社がということは、先ほども申しましたとおり、非農用地の協議を進める中で県のほうからそういったお話があって、旭市には土地開発公社があるよねということで、土地開発公社ということが採択の段階では入っていたと。

それから、民間に直でという話ですが、土地改良法には公共的団体ということに創設非農用地はなっておりますが、農水産省に確認したところによりますと、今は運用の中で直接売ることも、その目的が農業、農村の発展に寄与するものであればということがオーケーになっているということで、ただ、県によっては若干取り扱いが違うので気をつけてねということは言われておりますが、できることにはなっているということであります。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、民間に直接売るということもできるわけですね。そういう中で、最初の協議で、旭市に土地開発公社あるよねという話で進んできたということですが、旭市の土地開発公社では、定款ではそういうことは一切できないわけですね。最初から承知の上でなぜそういうのを進めたのか、お答えいただきます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それは一般質問のときにも申しましたけれども、協議が整っていない中で進んだというのは確かではありますが、そういった定款の変更ですとか議会の議決ですとか、そういったものが必要だということも含めて予定であるということで、県のほうに

は申し出ているということであります。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） やはり事業を進めていく中で、そういう想定は絶対あってはならないと思うんですよ。土地開発公社の定款を変えれば、それはできるかもしれませんが、できるかできないか分からないでしょう。やはり行政が事業を進めるときには必ず、その現実には則した、将来を見越した、そういうことはやってはならないことだと思うんですよ。そのために、逆に今度、土地改良区域の受益者の方々ですか、これが今みんな迷っているというのが本音なんですよ。そういう中でどういうふうに考えているのか。

もしこれができなかった場合、これは飯岡も含めてですよ。飯岡だって、整理の補助ですか、補助金、予算がかなり、6割以上カットされているわけですよ。そうしますと、これが果たして採択になったら、できるかできないかも全然、皆目見当つかないでしょう。そうすれば、当然、学校建設だってみんな狂ってきちゃうわけですよ。その辺、どう考えているのか。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 最初に、飯岡西部のほうからお答えさせていただきます。飯岡西部地区につきましては、地元の農業の発展のためですとか、海上蛇園地区の排水のためですとか、土地改良事業がどうしても必要だったという前提がまずあります。そんな中で、費用負担を下げたいという地元の思いの中で非農用地が設定されたということで、例えばその本同意が本当にとれるのという話がありましたけれども、非農用地を設定して、それを学校にというような計画が縦覧、公告された中で仮同意をもらっているわけでありますので、その辺については、予定どおり進むものと、そういうふうに考えております。地元の皆さんの同意でできた計画ですので、それが崩れることはないだろうというふうに信じております。

それから、萬力地区ですが、もし今のお話だと、公社があくまでも間に入らないよということになったときどうするのかということによろしいですか。今、支区の皆さん、それから土地改良区、それから農林振興センター、一緒に入っていて、買ってくれる方をまず探そうという話が始まったところであります。それがもし買ってくれる業者ができましたら、その時点で、県も本当に土地開発公社を入れると最後まで言うのか、それとも国は直接売ってもいいということに今指導がなっているそうですから、それに従って直接売れる方法で非農用地協議の変更をしてくれるのか、その辺の決断の時期が早いときに来るんだろうなということで、もし仮に、本当に仮に、その直接はどうしても県が駄目だと言ったときには、再

度、土地開発公社のほうにお願いせざるを得ないのかなと、そんなふうに思っています。ただ、これは農水産サイドの考えでありますけれども、今はそんなことで、農業者の皆様とは一生懸命やりましょうということで、やっとなんか、やっとなんかと言ったら変ですね、チームワークがとれて、そちらに向けて進んでいるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、土地開発公社が最終的に買うはいいですよ。そうしたら、そうでなくても今、土地開発公社は塩漬けの土地がたくさんあるわけですよ。金額にしたら七・八億円あると思うんです。もう最初から知っていて塩漬けの土地を作る、要は公社に損害をかける、最終的にはこれは市ですよ。そういうことになっちゃうと思うんですよ。

それから、飯岡だって、これでこれから本同意となった場合、みんな利害関係が絡むわけですよ。利害関係が絡むと同時に、結局、国の予算も今までとは、自民党政権とはまるっきり違っちゃっているわけですよ。6割以上カットされちゃっているんですよ。そうしたら、いや、採択はなりました、いや、工事はできません、こういうことになっちゃうと思うんですよ。

課長はこの間、絶対これは、三川西部ですか、これは完全にできますとあれだけの強気の発言をされましたけれども、もし、公社が買うはいい、しかし、よそへ売れないのを承知の上でまた公社が買っていくのか。公社が買うということになりますと、また課長の手から離れちゃうでしょうからね。そういうことなんですよ。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） まず、萬力で、公社が買うと塩漬けの土地というお話ですが、今、協議会を新たに作ってもらって進めようとしていることは、進出する企業を決めてもらおうと、そこでまず決めよう。決めた上で、そこに直接売れるのか、それとも公社が間に入らないと駄目なのかの最終決断をしようということでもありますので、公社が買うと、間に入るということになったときには、買い主が決まっているということで、またここで買い主が決まっている土地公社がという話が出るかもしれませんが、それについては、実は県のほうにちょっと相談したときに、東金市で、市の方針もあるんですが、買い主の決まっている土地を公社が造成という例もあるということではあります。

それから、飯岡の絶対にできるという話をしたということではありますが、答弁申し上げたのは、そんなことにはならないと考えていますと言ったつもりでありまして、絶対できます

というふうではなかったんじゃないかなと思っております。すみません。

○委員長（滑川公英） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） 本当に農水産課長は大変ご苦労さまですけれども、また2つばかり農水のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

新規事業の予算書の150ページ、こだわり旭ブランド創出支援事業、それともう一点、予算書の153ページの農水産物直売施設整備事業、これについてもうちょっとお願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 何度かご説明させていただきましたが、農水産物に、例えば旭市で県内1位の生産額だよといいながらも、旭市といたらこんなもあるねとすぐ分かってくれるような農産物が果たしてあるかというような話の中で、市内産の農水産物にブランド価値を与えるような、備えるような、そんな活動を農水産業者自らやってほしいという思いの中で、新たな商品開発ですとか、こんないいものだよという説明を加えながら付加価値をつけて売るとか、そういったものをぜひ支援していきたいという思いでできた事業であります。例えばカタクチイワシは、県内1位どころか、もしかしたら日本でもというようなところでもありますし、海上地区で言えばマッシュルームがあったりですとかズッキーニがあったりですとか、珍しいものもたくさんあります。干潟八万石は、まさに米所であります。そのほか、旧旭地域では、キュウリにしてもトマトにしても、県内、国内有数の生産地となっておりますが、それだけのネームバリューだったり知名度があるのかという思いの中で、ぜひその知名度を上げるような取り組みを自らやってほしいということで、この事業を新たに作りました。そんなことで、農業者のグループなりが一生懸命売りに出ると、あるいはそのPR活動をする、そういったことにぜひ手助けしていきたい、そういうものであります。

次に、直売所ですが、これは市長のほうからも何度もあったかと思えますけれども、同じような思いとして、市内外でその旭市の農水産物が例えばこんなにとれているですとか、こんなにいいものがあるというのを市民にも伝えていく必要があるだろうし、そういったものをPRして、それを目当てに来てくださる方がいて初めて、活性化、あるいは観光にしても成立していきだろろうということの中で、ぜひ直売施設を造りたいという市長の思いもあり、どんな形がいいのか、あるいはどんな人がやってくれるのか、どんな経営形態がいいのか、そんなことも含め、当然場所もそうですけれども、そんなことを検討していきたい、そう

いうことであります。道の駅ですとか直売所、国内にはたくさんありますけれども、経営のうまくいっている所、いっていない所、いろいろあります。そんなことを検討しながら、ぜひ旭市には、ちゃんと売れる、ちゃんと人の集まる、そんな直売所にしたいと思いますので、十分な検討をしていきたいと、そういうことであります。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） ほかに。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 高橋委員の最初の質問のときに重複するので、私もお尋ねをしたかったんですけれども、改めてご質問させていただきます。

土木の187ページの説明欄7番、南堀之内バイパス整備事業についてお尋ねをしたいんですけれども、これに関して、旧干潟町のときからかなり地元の要望が強くて、相当要望していたと思うんですけれども、1点お尋ねしたいのは、お答えできる範囲で結構です。現在の着手状態といいましょうか、どのくらいまで進んでいるのか。それと、私の記憶であれば、聞いた話では、どうも地権者との折り合いがつかないと、非常にこれがネックになっているという話もお聞きしたんですけれども、変更の予定はあるか、これをお聞きしたいんですけれども。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 現在、前年度の補助金をいただきまして、路線測量、詳細設計、土質調査、用地測量は終わっております。それで今現在は、先ほど言いました地権者の関係ですけれども、ご存じのように、起点と中間点と終点に同じ方が持っているんです。それで何度か交渉はしているんですけれども、去年の暮れごろまではちょっといい状態になったんですけれども、11月ごろから急に態度が変わったというか状況が変わりまして、かなりのできない要望が4点ほどあるんですけれども、その辺がちょっとありますので、今のところ、その交渉をして、着手に向けてやりたいなと思っておりますけれども。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これ、高橋委員のほうからもお話があったんですけれども、実はこの道路がどうしても必要だと地元の要望が強いのは、この道路を通るためというよりも、東総有料道路の開通によって交通量がすごく増えたんです。旭の袋の十字路から東総有料に抜ける道路が非常に交通量が多くなった。それによって、地元の交差点、要所要所の右折車の関係もあるんですけれども、非常に渋滞があると。そこに小学校、中学校があって、交差点での交通事故も何点か

起きてしまうと。こういった危険性の問題からも、地元の要望としては、一刻も早くあの道路が完成すれば、かなり長い、確かに渋滞になる交差点もあるんです。その緩和にもなるだろうと。そういったことで要望していたんですけれども、私も記憶があるんですけれども、非常に難航しているというあれだったんですけれども、そういったこともありますので、強く要望させてもらいますので、頑張ってくださいたいと。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 答弁はいいですか。

ほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 155ページ、説明欄 1 の一番下のほうの24番、投資及び出資金で千葉県食肉公社に3,000万円ほど出資するようになっておりますが、これは、公社の屠殺量と事業量が増えて、そのために整備するのに必要だからということで出資するんですか。

もう一点は、168ページと170ページ、説明欄、168ページの 1 の19です。ここに旭市土地開発公社運営補助金98万1,000円、それから170ページの説明欄 8 の19で、ここに旭市土地開発公社企業誘致促進事業補助金、こういう、名目は違いますが同じようなたぐいのものがあるんですが、これらは一本にできないんですかね。その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 食肉公社への増資の件ですが、まず最初に、千葉県食肉流通合理化計画というのが昨年定められまして、その中で、食肉公社は、県内で屠殺場を6つにするんだということの中で、特に旭市にある食肉公社については基幹の処理施設という位置づけになっております。そんな中で、現在、牛と豚を同じラインで屠殺にかけているんですが、それを牛と豚を分けるということがその計画の中で実施しなければいけないということで、かなりの設備投資が必要になるということで、そのときに、その例えば借入金の借りやすさですとかそういったことを将来見据えた中で、ぜひとも増資が必要だというようなことで、市で増資をしてくれないかという要望がございました。

これに同時にといいますか、後からでありますけれども、市内の畜産業者のそれぞれの団体からも、食肉センターのラインを分ける近代化のための増資なので、ぜひとも市で受けてほしいというような要望があった中で、今回予算化したということでもあります。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、168ページの19節の負担金補助でございますけれども、その中の土地開発公社の運営補助金98万1,000円、これにつきましては、今、公社の職

員は、商工観光課の工業班と兼務で職員がいるわけですが、今、アクションプランの中でも、人件費の問題、いろいろ検討している部分がありまして、公社の事務について、そういう内部事務については職員でなくてもいいんじゃないかという部分がありますので、そういった意味での臨時職員の部分がある程度入れた中で、公社の内部事務を実施するという部分の中で、9月以降、半年間の臨時職員の賃金の額を市から、一般会計からいただくものでございます。

それから、170ページ、この企業誘致奨励措置の助成金1,000万円、これにつきましては、今年……

（「その上の100万円」の声あり）

- 商工観光課長（神原房雄） 100万円、これは、土地開発公社で企業誘致をするのに、旅費が主なものですが、そういうものにかかる費用について、これも一般会計からいただくという部分でございます。

以上です。

- 委員長（滑川公英） いいですか。

高橋委員。

- 委員（高橋利彦） そうしますと、食肉公社につきましては、そういうラインの変更とか何とかということで、金がかかるから増資してくれということですね。結局、内容的にはあまりよくないということなんですね。と同時に、じゃ、それだけの設備投資をするなら、どのくらい設備投資をするのか、その辺、当然把握していると思うんですが、また、出資金の半分は市がという話ですが、もし業者がこの出資金を受けなかった場合は、残り、どういうふうになるのか。

それから、商工観光課長、土地開発公社の今度は事務を臨時職員で云々という話ですが、運営補助金も、それから誘致事業はだいたい同じだと思うんです。よく行政は、1つでは補助金を出しづらいから、あっちでもこっちでも同じような補助金で目くらましをやるんですよ。ですから、そういうことのないように、ここらは私は一本でもいいと思うんです。その辺、どう思いますか。

- 委員長（滑川公英） 農水産課長。

- 農水産課長（林 清明） 最初に、経営状況ですが、食肉公社は一応黒字で決算をしております。

それから次に、今回の増資の原因となる事業費ということですが、総額では5か年で60億

円程度というふうに聞いております。

それから、残りの400株、今回増資予定1,000株のうち600株が市で残りはということですが、東総食肉センター（株）、それからその他一般の株主が152名いるんだそうですけれども、その一般の人たちをお願いするということで、果たして400株とれたのかどうかについては確認をしておりません。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 168ページの確かに98万1,000円の補助金につきまして、一本でいいんじゃないかということです。確かにその後ろのほうについては、企業誘致という事業がございましたので、その中で企業誘致に直接かかる部分としてのものとして計上しました。上の部分については、ほかのその人的な助成を含めた部分のところという部分の中で計上したという部分でありますけれども、確かに公社のほうへ運営費として出す部分でありますので、ここらは検討したいというふうに思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほど、食肉公社、60億円再投資という話ですが、こんなにかかるんですかね。公社ができたときだって全部で30億円くらいであったと思うんです。なぜ60億円もかかるんですかね。その辺、詳しく説明いただきたいと思います。当然、それだけ増資してくれということを引き受けるからには内容を把握していると思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） すみません、施設の詳細については聞いていないところですが、やりたいことにつきましては、CO₂排出削減工事、それから衛生対策工事、既存施設衛生対策工事等、それから、最後のころになって輸出対応大動物等屠畜施設新設というようなことで、特に大動物、牛だと思うんですが、これにつきましては、HACCPというんですか、国際的な衛生基準、そういったものをクリアした屠畜場にしたいということのようで、経費はやはりそれなりにかかるのかなというふうに思っております。

○委員長（滑川公英） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 申し訳ありません。今、高橋委員のほうの話がございました、食肉公社に出資金、これが市が3,000万円出資したときに、それというより今回の計画ですね、その計画が予定どおり実現されたとき、出資割合とかありますよね。全農と市と、あとは民間ですけれども、その辺がどのくらいの割合になるんですか。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 現在、筆頭が全農で3,600株、2番目が旭市で3,000株、以下、その他ということになっておりますが、今回600株を増資しますと3,600株ということになって、全農と並ぶということになります。全体での割合につきましては、26.6%になるのかなということであります。

○委員長（滑川公英） そのほかございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 市はこれだけ出しても、当然全農も出すんでしょう。全農は出ないということか、そうしますと。これ600株増えるだけ。今回、そうしますと、市だけを入れてくださいということなんですか。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 今回発行予定1,000株で、そのうち600株が旭市と、400株がその他の畜産業者等ということでありまして、全農につきましては、平成17年に市に先んじて1,800株の増資をしているということで、今回は遠慮したいということだったようであります。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） ご説明の前に、委員会の定刻時間に遅れまして誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

説明に入らせていただきます。

予算書425ページ、説明欄、13節委託料でございます。委託料、下水道事業計画見直し業務委託料について説明いたします。

市長の施政方針で述べましたように、新たな区域拡大の認可変更は行いません。しかし、現認可では、認可区域202ヘクタールを平成23年度までに整備することとしておりますが、平成21年度末の整備面積が165.2ヘクタールで、残り36.8ヘクタールを平成23年度までに完了することは極めて困難な状況でございます。そこで、整備期間を3年から4年、期間を延伸を行う必要があります。認可変更手続きの上、県で見直しを現在進めている、下水道法に

基づく九十九里・南房総流域別下水道整備総合計画における人口や計画汚水量等の基礎データの計画値と整合を図るために見直しするものでございます。

また、2月18日の全員協議会でご説明しました汚水適正処理構想について説明させていただきます。

汚水適正処理構想は、国からの行政指導を受け、千葉県が策定主体者となりまして、千葉県全域を対象として行っているものであり、その中で県下の自治体が協力を行っているものでございます。

そして、汚水適正処理構想の目的といたしましては、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等の汚水処理施設を効率的に整備するためには、各種汚水処理施設の整備を適切な役割分担のもと計画的に実施していく必要がございます。このため、市内全域を各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法となるよう、集合処理とする区域——下水道、農業集落排水事業をいいます——と個別処理とする区域——合併処理浄化槽をいいます——とに区分けを行うものであり、旭市汚水適正処理構想の見直しにつきましては、平成20年、21年度の2か年で策定済みでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、お尋ねします。

この425ページ、説明欄1の13の委託料です。下水道事業計画見直し業務委託料216万3,000円、この事業の見直しの策定計画、これは旭市全体なのか。簡単に聞きます。旭市全体の見直しをするのか、下水道の。それとも、今、二百何町歩ですか、二百何町歩のうちまだ三十何町歩仕上がらないという話ですね。いずれかの見直しなのか、その辺、まずお伺いします。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 現在事業認可を受けております202ヘクタールの区域を対象にして見直しを行うということでございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、全体の下水道計画の見直しじゃないということですね。その部分だけということですね。

この前の私らが説明を聞いたのでは、全体の事業計画がありましたので、旧1市3町のが

ありましたので、私らはそう思っていたんですけども、じゃ、その部分だけであれば、また計画が、事業見直しの計画書ですか、できたとき、またこの建設経済常任委員会ですか、ここに1回お示しをいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 議員の意向に沿いまして承りました。

○委員長（滑川公英） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今の現認可区域だと。しかし、全体的に見直し、今、公告・縦覧していますよね。その縦覧が、たしか17日までが縦覧期間だと。今、要望なり意見を求めているようですけれども、まず意見、要望はないと思いますけれども、あればまたお知らせいただきたいと思いますけれども、その辺のこれからの工程としてはどのような工程を経ていくのですか、それをお知らせいただきたい。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 縦覧につきましては、3月3日から3月17日の2週間でございます。そして、その期間中に意見等が仮にあれば、それを付して千葉県の方に報告するような形になっております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そういった意見をという話ですけれども、市民からの縦覧に基づいた意見を求めていますけれども、例えば議会等の意見というのはそこへは入らないんですか。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 議会等の意見ということでございますが、これにつきましては、全員協議会並びに今回の常任委員会などにおいて意見をお聞きするというような機会だと私は考えております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、そういった議会なり全協での意見は取り上げてもらうということで理解していいんですか。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 内容によりけりというような部分がございますが、基本的にはそういうことかと考えております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、私、個人的な意見でも求めてもいいわけですね、意見を出してもいいわけですから。そうしますと、一議員として、今の見直しでなく、もう少し違う見直しをすべきじゃないかということを求めておきたいと思います。ということは、今後、そういった今までの計画と同じようなことでは市長もないということを言っているわけですから、当然、我々もそういった議会に所属しているわけですので、市民よりは多少そういった部分として聞いていると思いますので、ぜひそういうことで、一つの例えば合併浄化槽の地区と同じような形で、もう少し計画区域を見直すという必要があるんじゃないかと思います。意見として申し上げます。答弁はいいです。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この計画の、結局、公告・縦覧をしてあると。ですから、200町歩、県に申請をし、また認可された中で、残り三十何町歩ですか、これできないのに対して、何で公告・縦覧する必要あるんですかね。普通ではそういうことないでしょう。やっぱり旧1市3町、新旭市の、私らに渡された、赤く朱塗りした計画書がありましたね。あれだから公告・縦覧するんじゃない。もう既に認可を受け許可されたものを何で、条件変更するからってそういう住民に対して閲覧してもらう必要があるんですかね。ちょっとその辺、全然腑に落ちないんですが。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 今、縦覧中におけるその業務の策定したものにつきましては、あくまでも、汚水適正処理構想といいまして、旭市全体の区域を対象とした形でのものがございますので、その202ヘクタールに限定したのものにつきましては、いわゆるその下水道計画の見直しにつきましては、特に縦覧というようなものはかけてございませんので、いわゆる構想とその下水道計画とをちょっと分けて考えていただければよろしいかと私は考えております。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全員協議会及び

本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、補足する事項はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（横山秀喜） それでは、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

予算書の内容につきましては、先日の全員協議会及び本会議の補足説明で説明させていただいたとおりでございます。

ただ、1点、全員協議会のほうでも主要事業の中でご説明させていただきましたが、それにつきまして若干、本日お配りしました説明資料、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する要綱（案）の概要ということで、若干また補足させていただきたいと思います。

この負担に関する要綱のまず1番、目的でございます。配水管のない場所への配水管布設費用について、申請者と旭市の費用の負担割合を定めて施行し、水道普及の向上を図るとしています。

対象ですが、専用住宅等の住居系を対象としており、宅地開発や営利目的のアパート、建て売り住宅等は対象外といたします。

費用の負担ですが、費用という概念は、工事費プラス事務費でございます。事務費につきましては、工事費の10%。続きまして、布設延長がどういう場合対象になるかということですが、配水管の布設延長が10メートル以下の場合、これは今までどおり申請者の全額負担で、旭市の負担はございません。布設延長が10メートルを超える場合、申請者の負担を軽減しようという目的で、10メートル部分の全額と10メートルを超えた部分の半分、2分の1を申請者が負担をし、市のほうにつきましては、10メートルを超えた部分の2分の1を負担ということになります。一つの例を申し上げますと、例えば布設管の延長が50メートルの場合、最初の10メートルと超えた40メートルの2分の1ですので、申請者が30メートル、旭市が20メートルとなります。この場合ですが、一般質問でも滑川議員よりご質問いただきましたが、複数の申請者があった場合はどうかということですが、今のケースですと、例えば30メートルの場合、申請者の負担が30メートルですが、複数であれば、それをその人数で除したメートル数ということになります。ですので、具体的には、2軒で申請されれば15メートル、3

軒で申請されれば10メートルといったような形になります。

それから、工事の発注、4番です。申請者から負担金及び給水申込納付金が納付されてから市が発注するという段取りになります。

最後に、負担金の精算。申請者の負担金は工事設計額で納付していただきますので、工事完了後、請負率等の差額を精算するということにさせていただきます。

以上が内容でございます。この要綱案につきましては、旭市水道事業運営協議会のほうに平成22年2月に諮問し、適正であるという旨の意見をいただいていることを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この配水管の布設費用の負担に係る要綱の関係でございますが、従来と比較してどのくらい受益者はメリットがあるのか。それで、今度の新要綱によってどのくらい利用が増えるのか、その辺、計算してあればお答えいただけます。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 受益者というか申請者のお話ですけれども、今まで原則、申請者が配水管を布設する場合には、100%申請者負担ということです。市が発注していた工事の場合には、そのエリア全体の例えば水圧が低下しているですとか水質に問題があるといったような場合に、ループ化工事、または管の造形工事等の工事をしていました。ですので、個人申請の場合には全額というような形で今回ありましたので、今までの過去3年等の平均ですと、1軒当たり50メートルですとか60メートルの配水管の布設を全額個人でやっていたというようなケースもありました。相談を受けたときに、なかなか金額が高くて配水管を布設できないというようなご相談もたびたび受けていましたので、何か方法があればなということで、今回の要綱負担を考えたところでございます。

以上でございます。

（「新しい要綱によってどのくらい今度は利用が増えるのか」の声あり）

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 何件かということはまだ分かりません。ただ、今まで相談されたケースが何件かありますので、それは今相談されて、まだ事業化に至っていないというのが、

水道課のほうで把握しているので5件くらい持っています。

○委員長（滑川公英） ほかにほ。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 前回の一般質問の中で向後悦世議員が、食彩の宿いいおかりリニューアル問題でまだまだ2億円ぐらいかかるという発言がありましたが、何にそんなにかるのか、詳しく説明をお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 2億円の話は雑談の話でございまして、実際にはどのようなものがかかるかということになりますと、想定できるものですが、まず、防水工事、これはあくまでも私の経験上の、正式に設計したりしたわけではございませぬので、その数字についてはもう本当の参考の参考ということをお願いしたいと思います。防水が約1億円程度、それから、サッシ等が全部古いサッシでございまして、そちらのほうは、やはり億単位でそちらもかるんではないかと。それから、給排水設備につきましても、これらについてもかなり老朽化が進んでいると。きょうも給湯管が破損しまして工事中なんですけれども、機械設備の老朽化が非常に多々あるということで、金額的にはどれくらいということになりますと、数億円程度は要するんではないかというふうに思われます。

以上でございませぬ。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） そうすると、支配人、まだまだ給排水管でまだ数億円かるということ、これは本当に相当まだまだリニューアル、直すところがあるというわけですか。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） リニューアルのほうは、あくまでも外見のリニューアルをしたということでございまして、実際に機械設備のほうについてはほとんど手がつけられていないと。例えばもっと申し上げますと、エアコン等についても同様でございませぬし、それから本年度の予算にも計上してございませぬけれども、ボイラーについても、20年以上のボイラ

ーになると。それから、冷蔵庫につきましてやはり20年以上経過しておりまして、去年もやはり120万円程度の修繕費を要しております。

したがいまして、機械設備については、一昨年のリニューアル工事ではほとんど手がつけられていないと。要は、外見の塗装ですね、これも下処理はしてございません。したがいまして、一昨晚の雨でもやはり雨水が漏れております。そのほか多々ありますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

ただ、その時点で支障のないように修繕をしておりますので、業務に支障のないようにしておりますので、その点につきましてはどんどんご利用いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 支配人、申し訳ないですが、もう一点、食彩の宿いいおかがいいおか荘となるのは、やはり今までのお客様……

（発言する人あり）

○委員（嶋田哲純） わかりました。

○委員長（滑川公英） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 今、いいおか荘の中を見てもと土産物がかなり置いてありますけれども、この土産物の業者は何社ぐらい入っているのか1点と、それから、あれはこの間聞きしたところ、買い上げるという部分じゃなくてリースという形になっておりますけれども、全部リースなのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。要するに、売れた分だけマージンが入るという形なのか、あとは返却できるのかどうかという部分です。それをちょっとお聞きします。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 業者数でございますけれども、毎日増やしておりますので、きょうも2件ほど増やしましたので、現在25社ぐらいになっております。

それから、従前の土産の専門業者、これらについては従来からの方法でやっておりますけれども、それはうちのほうが買い取る形で、ただし、賞味期限等がございますので、期限が来たものについては交換していただくと。それから、新たに浜辺の駅あさひとして売店のほうで増やしたものがやはり20社ぐらいありますので、そちらについては、5月いっぱいには販売委託料が約20%ということをお願いをしております。ただし、市内の福祉施設等につま

しては、福祉施設等の製品も取り扱っておりますので、それらについては例外としております。

その20%の委託販売手数料というのが高いかどうかということなんですけれども、実は、いろんな、うちのほうでイベント等を行いますと、土産物の全商品を10%割引等を行いますので、したがって、20%いただいているということでございます。

製品については、賞味期限等にかかわらず、業者のほうで責任を持ってもらおうと。それから、冷凍冷蔵庫等についてもすべて持ち込みで、うちのほうは一切負担をしておりません。要するにリスクが全くないという状況で進めております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 1つだけお聞きしたいと思いますが、一般会計からの補助金1,443万2,000円、プールが412万2,000円ありますけれども、名称は観光拠点何とか何がしということで、1,031万円、新規で一般会計から補助金を受けるわけですが、その金額に対するやはり何かの根拠等があればお知らせ願いたいと思います。

そして、22年度で一般会計に、借り入れてあった2,000万円を返還するわけですが、けれども、その辺との関係があるのかどうか。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） あくまでも、この前、本会議のほうで説明いたしましたけれども、1,443万2,000円の内訳は、一般会計の補助金なんですけれども、社会体育施設として412万2,000円、これはプール修繕費等を含めて、委託料も含めてございます。それからもう一点は、1,031万円につきましては、市のほうから現在の観光拠点施設としての補助金でございます。

それから、2番目の2,000万円の返還の関係ですが、これとは一応直接的ではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 支配人のそこで兼ね合いがあるなんていうことだったらとんでもない話になりますので、まずないと思います。しかし、新規事業として始まった事業ですので、何か一般質問の中で、一時的なものであるという、新年度以降、22年度以降、23年、24年という形で、考えられないと思うんですけれども、その辺は営業努力の中でカバーすることにな

ろうかと思えますけれども、そういう形で理解しておいてよろしいんでしょうかね。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） そのような形でご理解をいただきたいと思います。

ただ、1点、経営状況につきましては大変厳しい状況となっておりますので、ぜひご利用をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今の問題ですが、一般会計から1,400万円ほど出ていますが、観光拠点づくりということになれば、これは将来的にもこの補助金は一般会計から出ていくのか、それと同時に、その観光拠点づくりというのはどういう事業をやっていくのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 1点目でございますけれども、この今回の補助金は、たしかご説明いたしたと思いますけれども、初めての補助金でございます。継続性につきましては、私のほうでは、継続するかどうかというのは現時点では分かりません。

それから、観光拠点とはどのようなことかということでございますけれども、現状におきましては、いいおか荘の付近につきましてはいろいろな百選になっております。例えば日の出百選、夕日百選、夜景百選、富士見百景、浜辺百選でございますが、というようなことで、1階の部分でも、まさに浜辺の駅ですね、浜辺のレストラン、あるいは宿泊施設というようなことで、天気の良い日ですと自然に現在でも集まってきております。きょうもかなりの皆さんがお見えになっておりますけれども、現状においては、具体的にどのようなことかと申しますと、現状でも、宿泊施設でありレストラン、あるいは売店等を備えております。それから、トイレ、それから日帰り入浴等を備えておりますので、観光拠点の施設としては、どれをとっても当てはまるのではないかというふうに、どれを整備しても私のほうは理解しておりますけれども。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、観光拠点づくりであれば、これは1年だけじゃ困ると思うんです。本来なら補助金として。それで、こういう観光地は当然のことで、それらがあ

って当然なんです。それが付加価値だと思うんですよ。ですから、これだけの1,000万円からの補助金をせっかく市から出してもらうんですから、有効活用していただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） じゃ、特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうち農水産課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

初めに、繰越明許費の補正について申し上げます。補正予算書の6ページをお開きください。

6款1項農業費の中で記載の3事業について繰り越させていただくものであります。

農業振興事務費の664万2,000円は、平成19年度から進めてまいりました農業振興地域整備計画の全体見直しに係る策定支援業務委託に要する費用を繰り越すものでありまして、事前協議が延びたことにより、委託した業務のうち計画策定後の印刷業務等が未完了となるため繰り越すものであります。

2番目の経営構造対策事業の4,179万円は、萬力 期の土地改良事業区域内で実施している三軒家ライスセンターの乾燥調整貯蔵施設が、用地の手当て等で予定外の時間を要し、年度内に竣工できなくなったため繰り越すものであります。

3番目の保安林植栽事業1,100万円は、今回の補正できめ細かな臨時交付金を活用して計上させていただいた飯岡地先の防風柵設置工事について、その全額を繰り越すものでありま

す。

次に、歳出についてご説明いたします。22ページをお開きください。

1項3目農業振興費、経営構造対策事業の減は、予定していた三軒家ライスセンターの入札、契約の結果、事業費が減となったため、差額を補正するものであります。

4目畜産振興費、地域バイオマス利活用推進事業の減は、応募していた組合の一つから、経済情勢及び生産環境の変化から事業を辞退したい旨の申し出があったことによるものであります。

23ページ、5目農地費、広域農業基盤整備事業の増は、県事業で実施している6つの土地改良事業と摘木川の改修事業について事業費の変更があったことによるものであります。

以上で農水産課関係は終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第11号について補足説明を行います。

初めに、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の8款2項について説明いたします。

道路維持補修事業、交通安全施設補修事業、橋梁維持補修事業は、国の第二次補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に基づく3事業で、補正予算成立後の事業実施となるため、年度内の発注ができないためです。

次に、新設改良事業とH-1-002号線の交通安全施設整備事業です。物件移転等について不測の日数を要したためです。

次に、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業については、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に、24ページから25ページをご覧ください。

初めに、道路維持費の説明欄1の道路維持補修事業です。これは、国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した舗装や破損した道路の維持補修をするために調査、設計、工事を行うものです。

次に、説明欄2の交通安全施設維持補修事業も、国の第二次補正予算に関する事業で、市内の交通安全施設の整備等を行うものです。

次に、新設改良費の説明欄1の旭中央病院アクセス道整備事業です。工事請負費の執行残と用地購入費及び補償費の減額を行うものです。

次に、説明欄 2、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、調査・設計委託料の執行残を減額するものです。

次に、25ページをお願いいたします。

橋梁維持費の説明欄 1 の橋梁維持補修事業です。これも国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した橋梁の補強工事を行うための調査・設計の委託料と工事費であります。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。若干長くなりますが、ご了承をお願いいたします。

初めに、補正予算書の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費の追加についてご説明をいたします。

8 款 3 項都市計画費におきまして、6 つの事業を繰り越すものでございます。

1 点目は、都市計画マスタープラン策定事業 772 万 8,000 円でございます。この事業は平成 19 年度から 3 か年計画で進めてきたものでありまして、今年度は最終年度となるわけですが、これまで市民の代表等で構成される策定委員会並びに都市計画審議会におきまして基本方針についてご意見をいただいてまいりまして、マスタープランの策定作業は終了したんですが、今後の都市計画変更に向けた都市計画原案等の作成作業に遅れが生じる見込みとなりましたので、出来高部分を差し引いた額を翌年度に繰り越すものでございます。

2 点目の駅周辺環境整備事業、3 点目の旭駅前広場等整備事業、4 点目の干潟駅前広場整備事業は関連がございますので、併せてご説明させていただきます。2 点目の駅周辺環境整備事業は、ＪＲ旭駅と干潟駅のトイレを改築するものでありまして、国の二次補正予算によるきめ細かな臨時交付金を活用して整備を予定するものでありまして、その全額を繰り越すものであります。3 点目と 4 点目は、2 点目で申し上げました 2 つの駅の改築に伴う実施設計料の負担金でありまして、これまでＪＲ千葉支社と協議を進めてまいりましたが、トイレの詳細等について協議に時間を要しましたので、その全額を繰り越すものでございます。

5 点目は、袋公園整備事業 1,327 万 9,000 円の繰り越しであります。本年度の当初予算におきましては、国庫補助事業として 3,000 万円の工事費と国庫補助金として 1,500 万円を予定しておりましたが、工事の入札を執行した結果、補助対象事業費の 3,000 万円を大幅に下回る結果となりまして、結果として国庫補助金を受けられない状況になりました。そこで、この間、国、県、当局に対しまして、補助金の獲得に向けて再三にわたって協議を行ってまいり

ました結果、平成22年度が事業認可の最終年度となりますので、この際、本年度の執行残となった事業費と国庫補助金500万円を合わせて翌年度に繰り越すことによりまして、本年度分の国庫補助金枠の総額1,500万円を確保できる見込みとなりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

最後に、6点目の海岸環境整備事業につきましては、矢指川周辺の海岸にトイレを設置するものでありまして、きめ細かな臨時交付金を活用して整備を予定し、その全額を繰り越すものでございます。

続いて、歳入について申し上げます。13ページをお願いいたします。

15款2項1目1節の土地売払収入は、1,234万円であります。この土地の売り払いは、旭駅前広場内の地権者1名が旭駅東側の市有地に移転していただくことが決まりましたので、その代替地として譲渡したものでございます。面積は200平方メートル、単価は6万1,700円、平方メートル当たりでございます。

続いて、歳出について申し上げます。25ページをお願いいたします。

初めに、8款3項1目都市計画総務費について申し上げます。

今回の補正は、説明欄1、駅周辺環境整備事業に7,404万2,000円を追加するものでありまして、先ほど繰越明許費でご説明をいたしました、旭駅と干潟駅のトイレをそれぞれ改築するものであります。また、その整備はＪＲ千葉支社に委託するものでございます。

次に、都市計画費の2目街路費について申し上げます。

説明欄1、街路整備事業（谷丁場遊正線）は、5,200万円の減額補正であります。当初予算において工事を予定した箇所の用地が取得できませんでしたので、今回減額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄2、旭駅前広場等整備事業でございますが、この事業は旭駅東側に通路を整備しているものでありまして、これまで県警や旭警察署等と道路の計画について協議を進めてまいりました。その結果、車や歩行者の安全な動線を確保するためには、ＪＲ用地を取り込んだ道路計画が必要であるとの指導を受けましたので、この間、ＪＲ側と協議を行いまして、今般補正をお願いすることとしたものでございます。土地購入費は575万1,000円でありまして、面積は159.75平方メートル、単価は1平方メートル当たり3万6,000円を予定してございます。

次に、説明欄3、干潟駅前広場整備事業は、387万円の減額補正でございます。この事業は、平成20年度予算におきまして基本設計を実施し、本年度は実施設計等の予算をいただい

ていたものでございます。この駅前広場の整備については、より実現性のある計画とするために、実施設計を発注する前にあらかじめ事業の具現性について検討を行うことといたしました。この間、基本設計をベースにいたしまして、職員が自ら作成した計画案を基に、県警をはじめ県当局と交通規制や補助採択の両面から幾度となく協議を進めてきたところでありますが、現状の形態では、道路法に示される構造基準等を満たすことができず、また、奥行きが狭いために整備効果についても多くは期待できないこと、さらには、一番重要となる補助事業にも該当はしないという指導を受けたものでありまして、また、実際に整備を行う場合にはＪＲ用地を取得しなければならないために、事業費ベースでは約１億円の事業費が必要となってくると。こういう状況の中で、この際、いま一度、財源等も含めてしっかりと検討を行うことが望ましいと考えまして、実施設計の執行を見送ることとしたものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

４目公園費であります。

説明欄１、文化の杜公園整備事業7,421万5,000円の減額は、工事請負費をはじめとする予算の執行残を減額するものであります。なお、19節の負担金補助及び交付金の転用決済金の増は、当初の予定より用地取得が進んだことにより、予算に不足を生じたものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） １点お伺いします。

22ページの６款４目畜産振興費の地域バイオマス利活用推進事業、このマイナス分というのは、例の補助金をいただいたふん尿の処理の施設でしょうか、お伺いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほども申し上げましたとおり、前年度、補助事業を受けて事業を実施したいと言って手を挙げておりました組合のうち１つが、経済状況がどうも今の時点では新たな投資はできないということで、いわゆる手をおろしたということで、その予定していた事業費すべてを減額するものであります。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。私の記憶のとおりでありました。

完成度は、もうすべて終わりましたでしょうか。そのほかの、残りじゃなくてやめなかった部分の。お願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 今月終わる予定で、今、最後の詰めをしているところであります。

○委員長（滑川公英） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

○委員長（滑川公英） ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 本議会で補足説明をいたしました以上にはございません。よろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

お配りの資料の旭市議会建設経済常任委員会説明資料ということで、公的資金補償金免除繰上償還に係る平成21年度公営企業経営健全化計画をご用意いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、一番大きな目的は、この繰上償還に係る補正予算をするということです。ほかの補正項目につきましては、この際ということで、補助金の確定したもの、それとか工事、修繕費、それらの確定したものについて整理をしたというのが主なものになりますが、中心は繰上償還に係るものということになります。

この経営健全化計画ですが、昨年も同時期に3月の補正予算にて20年度分の公営企業経営健全化計画ということでご説明させていただきました。これにつきましては、免除繰上償還に係るものについては、この計画を作って議会に報告し、市民に報告しなさいというようなことになっています。

1枚めくっていただきまして、健全化計画の概要ということでここにポイントだけ記載し

てございます。それを朗読させていただきたいと思います。

平成21年度に実施する「公的資金補償金免除繰上償還」にあたり、平成20年度の公営企業経営健全化計画の内容に追加して、総務大臣及び財務大臣に対し申請したところ、平成21年11月に承認を受けましたので報告いたします。

「公的資金補償金免除繰上償還」は、公的資金を繰上償還するにあたり提出する「公営企業経営健全化計画」の内容が、総務大臣及び財務大臣から、「当該地方公共団体の行財政改革に資するものであると認められる場合」において承認され、平成19年度から平成21年度の3か年度に限り、「補償金なし」で公的資金の繰上償還及び借換ができるものです。

本市におきましては、既に、総務大臣及び財務大臣から承認を受け、平成19年度に旧公営企業金融公庫資金2,435万4,491円の繰上償還及び2,420万円の借換を実施し、平成20年度に旧公営企業金融公庫資金280万5,799円の繰上償還、旧資金運用部資金7億7,455万8,299円の繰上償還及び7億7,450万円の民間資金への借換を実施したところでありますが、平成21年度に償還予定の、年利5%以上の「旧資金運用部資金の対象残債分」5億4,024万2,335円に対する繰上償還及び5億4,010万円の借換の承認を追加して受けましたので報告するものです。

これが、計画を策定するに至った概要でございます。

内容ですが、下の記のところを見ていただきたいんですが、3年間の借り換えをした部分が表になってございます。結果的に、右側で、軽減される利子ということで載っています。参考までに説明させていただきますと、19年度は111万947円、これも借り換えていますので、確定です。ちなみに、借り換えた利息は2.4%でした。20年度につきましては、1億6,860万6,634円、これは、千葉銀のほうから7億7,450万円を一括で借りまして、利息が0.639%でした。今年度、21年度ですが、当初予算のところに当初予定しましたのが1億954万9,977円、今回補正させていただきたい金額が、国のほうに承認をいただきましたので、5億4,024万2,335円を追加するというもので、合計で6億4,960万円、これを借り換えする補正の内容になっています。見込みですが、まだこれから借りるというようなことから、仮に借り換えの利息を1%と見込んだ場合の仮算定で、効果としては9,172万6,237円の利息が軽減される予定でございます。

次ページ以降につきましては、これの追加した分につきまして数字が変わる部分が、去年の計画と変わったということで、説明のほうは省略させていただきます。

ただし、注意していただきたいのは、この計画を策定したのが19年度です。ですので、記

載されています19年度から21年度の予算等の数値につきましては、実際の決算数値、予算数値には訂正してございませんので、数字が違っていることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） では、議案第15号についての質疑を求めます。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） よろしいでしょうか。

特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

- 都市整備課長（伊藤恒男） 本会議で補足説明をした以外に説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

- 委員長（滑川公英） 質疑は。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

- 国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 先ほどは失礼しました。

食彩の宿いいおかを「食彩の宿いいおか荘」に改めるのはどういうわけで、もし分かればお願いします。

- 委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

- 国民宿舎支配人（堀川茂博） 補足説明でも申し上げましたが、以前の名称変更を踏まえながら、施設の呼びやすさや親しみやすさを考慮して、要は現在の食彩の宿いいおかに「荘」を加えるものでございます。これにつきましては、現在の名称ですと簡単に呼べないと、これは委員会での意見でございますけれども、食彩の宿いいおかは長過ぎると。じゃ、省略しますと飯岡の市民が、いいおかへ行ってきたでは、これでは通じませんので、従来の名前で簡単に呼べるようにいいおか荘というふうに改めると。

ただ、以前は漢字でございましたけれども、平仮名のまま、ですから現状の看板等につき

ましても、荘を加えるだけで修正もかなうと。やはりいいおか荘というのは、国民宿舎としては非常にブランドとなっておりまして、リピーター客が非常に多いと。名称を変更したことによってリピーター客が施設を誤りやすいというようないろんなご意見の中から、委員会のほうも再三の審議を重ねた結果、荘を加えるのが適正であろうということで、費用につきましてもほとんどかからないということで、ご理解をいただきました。

ちょうど名称の変更については、一昨年１月に変えたわけですが、応募者数は333人で、件数としては356件ございました。その中に、従来の名前の飯岡荘というのが14件もございました。さらには、荘という名前が使われたのも88件もございました。現在の食彩の宿いいおかというのは、ストレートで名称が応募者に的中したものはございません。いろんな経緯があって名称変更されたわけですが、その経緯も踏まえた上で、先ほど言いましたように、呼びやすさ、親しみやすさを早い時点で取り戻そうという理由でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 私も、いいおか荘が呼びやすく、親しみやすい名前だと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今回の土地開発公社の定款の変更につきましては、本会議でも申し上げましたけれども、土地開発公社の透明性の確保の観点から、キャッシュフロー計算書の様式を付け加えると、様式をつけなさいという部分の改正でございます。これが平成17年1月21日付で改正されてなぜ今かということにつきましては、経過措置がございまして、当分の間は従来のままでよろしいという部分がございました。しかしながら、相当程度の期間が経過しているということでありまして、平成21年度の決算から実施に移すことというふうになりましたので、21年の決算を今作りますので、今回提案したものでございます。

それから、資産の部分ですが、基本財産及び運用財産というふうでございます。これにつきましても、運用財産につきましては、基本財産以外のものをいうというふうになっておりまして、土地開発公社の場合、運用財産は必ずしも必要ではないということの中において、

現実に運用財産のある土地開発公社はほとんどないということから、現実に即して運用財産の表記を削除するものでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 定款の改正については、より分かりやすくということになるためにやると思います。しかし、先ほど1号、一般会計の中で議論させていただきましたけれども、やはり土地開発公社業務方法書等の縛りがあるわけございまして、今、先ほども、時代背景等を含めますとどうなのかと、土地開発公社が必要なのかということもありますし、ここに先行取得をする理由があるわけですね、原則としておおむね5年以内に当該土地に係る公共施設等の整備事務を具体化することであることとか、それから事業計画の遵守において、取得する土地は当該取得の年度から10年以内に買い取られることが確実にあること。そうしますと、今、現実的にはそのような形でいていないんじゃないかと思います。かなり古い土地もあるようでございしますので、やはりその定款変更は、これはそれでいいとしましても、将来を考えたときには、やはり土地開発公社そのものを考える必要があるんじゃないかなと思います。その辺は副市長のほうがいいかなと思いますけれども。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 土地開発公社の問題でございすけれども、今、確かに今おっしゃったように、5年以内という部分が基本的にございす。ですから、文化の杜、谷丁場遊正線等々につきましては、すべて5年以内で一般会計に買い戻していただいております。それ以前の土地は確かにございす。土地開発公社の意義という部分でございすけれども、土地開発公社につきましては、当然、公拡法の趣旨に沿って作ったものでありまして、公共用地を効果的に取得できることを目的に設置するという部分でございまして、過去におきまして土地開発公社につきましては、事業の円滑化と事業の抑制という2つの役割は担ってきたというふうに思っております。

土地開発公社につきましては、公拡法が47年にできまして、その中で、そのときに応じて旭市開発振興公社という部分を48年に作りました。その後、今度は56年に土地開発公社を設立したわけでございすけれども、56年に土地開発公社を設立しまして、57年に鎌数工業団地のB地区の造成を行ったわけでございす。これは、57年から61年3月まで、旭市の発展のために企業誘致は必要だという部分の中で、土地開発公社を設立しまして、B地区に工

業団地を造ったという部分もございます。

そこで、現在、こういう経済状況の中で、あまり必要ではないのではないかということでございますけれども、私からそのことについて直接お答えはできませんけれども、従前の公社のメリットという部分についてちょっとお話をしたいと思います。

まず、公社につきましては、民間の金融機関から自由に資金が借り入れできると。これは一般会計ではできませんけれども、公社は事業目的の中で自由にできるという部分もございます。

それから、公共用地先行取得事業債という部分も、確かに先行取得する場合の一般会計で持つ場合もございますけれども、この事業債では十分に措置できない長期にわたる先行取得も可能であるという部分の中で、土地開発公社が必要だという部分でもあると思います。

それから、あくまでも事業目的という部分はございますけれども、用途が未確定の土地につきましても将来の事業のために確保しておくことができるという部分で、一般的には、事業の施行に伴って、値上がりする前の取得が可能だという部分もメリットでございます。

それから、代替地の問題ですけれども、公社の場合は代替地の取得も確保できると。ですから、事業予定地の周辺の土地も取得することができますし、周辺の地域整備、開発の利益の吸収もしやすいというメリットもあるのかなと。そういう部分が、メリットの中で考えられるという部分だと思います。

そこで、先ほど議員からもお話がございましたけれども、地価の高騰、バブル経済の場合には、当然、その価値が見出されているわけですが、現在、土地のほうは下落傾向という部分もあって、ようやく落ちついてきたのかなという状況であります。確かにこのように地価が下落を続けていきますと、土地を先行取得するという部分については、高い土地を事前取得するということもあり得ます。そうなりますと、事業費の抑制という目的にはそぐわないという部分も出てきます。しかし、旭市が市民のために公共事業を実行するためには、たとえ取得費が高かったとしても、事業の円滑な推進を実現するためには、必要となる事業用地を事前購入しておく必要性は否めないというふうに考えております。

現在におきましても土地開発公社は、公共事業の円滑な推進に寄与するという使命は失ってはいないのではないかなというふうに担当は考えます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 今までは、そういった十分役目は目的に達してきたと思うんです。しか

し、そういったものが、例えば開発公社がなかった場合には何もできないのかということ、そうではないでしょうか、その辺を含めて、これからのものを考えたときにはどうなのかなと。

例えば千葉県内に開発公社等の数、すべてが開発公社を持っているわけじゃないんですよね、隣の銚子市は持っていない。そのようなことを考えて、だから銚子市の場合には何もできないかということではないと思いますので、役目は役目なりに達したときには、再度、やはり行政のスリム化ということを考えてときには、いろいろな面で議論しながら検証し、そして、必要であれば継続するし、この辺を見直すべきであろうということなら見直しが必要じゃないかなと思いますので、今、課長のほうでは多分答弁は難しいということですので、副市長、その辺のお考えをお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 貴重なご意見ありがとうございます。また、開発公社の理事会等の中でも、こういう意見がありましたということを報告させていただき、また検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかに質疑は。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします高橋利彦委員、日下昭治委員の退室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時18分

（高橋利彦委員、日下昭治委員退室）

再開 午後 4時18分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 議案第35号につきまして補足をさせていただきます。

内容は、指定管理者を継続して旭市福祉協会に指定しようとするものでございますが、平成22年度から指定管理料を改めることといたしました。

その内容は、これまでパークゴルフ場施設本体に係る維持管理費につきまして、一般会計において毎年約845万円ほどの予算を計上しておりました。この際、この維持管理費を指定管理料に上乗せすることとしたものでございます。

その内容であります、平成20年度決算におきまして、予想を大幅に上回る利用者があったことから、約806万8,000円の繰り入れがあったものでございます。また、本年度におきましても、平成20年度と比較しますと現時点におきまして月平均で約600人の利用増となっております。ちなみに平成20年度は、月平均2,364人でありました。これは9か月間でありまして、21年度が2,991人という状況になっておりまして、約600人の利用増となっております。つまり、平成21年度の決算におきましても同額程度の繰り入れが見込まれるところでございますので、また、指定管理者選定委員会におきまして審査をいただいた際にも、この際、指定管理料に維持管理経費を上乗せすることが適当ではないのかと、こういうご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

質疑ございましたらよろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

ここで高橋利彦委員、日下昭治委員の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時20分

（高橋利彦委員、日下昭治委員入室）

再開 午後 4時20分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらよろしくお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 本会議で説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 1点お聞きしておきたいなと思いますけれども、これは市道認定、変更ということですが、今、中央病院アクセス道を工事していますけれども、あそこの市道は認定されているんですか。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 認定されております。

（「何号ですか。バイパス、国道の所」の声あり）

○建設課長（北村豪輔） はい、01 - 032です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） それと、飯岡海上連絡道の件ですが、地域活力基盤創造交付金事業ということで計画が出ましたが、当初、ちょっと私は勘違いしているか分かりませんが、それはなかったですか。最初からこの一本の事業でしたっけ。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 最初は2つの事業で要望していたんですけれども、道整備交付金というのが廃止になりましたので、一本の事業になりました。

（「道……」の声あり）

○建設課長（北村豪輔） はい、道整備交付金という事業で、2本に分けて要望していたんですけれども、道整備交付金事業が廃止になりましたので、地域活力基盤創造交付金事業で一本になりました。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 道整備交付金事業は、全くもうないということですか。でも、この事業に関してはないということになるのか、それともその事業そのものが国で廃止されちゃったということ。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 取りあえず旭地区に関してはそれはないということで、あと銚子市が何か該当するものがあるみたいですが、これから継続して何年かでやると、すぐ終

わる、2年ぐらいで終わるという事業であれば、継続して道整備交付金事業があるんですけども、この事業は26年までかかりますので、新たな申請に関してはなくて、この道整備交付金事業に代わりまして、地域活力基盤創造交付金事業でという形になっております。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 確かに短期で、2年か3年ですか、この道整備事業交付金、長期にわたるものには該当しないということになるわけですね。なくなったんじゃなくて該当しないと分かりました。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑は。

日下委員。

○委員（日下昭治） そっち側のほうに集中していて申し訳ありません。

それと、今、その道路を認定する際、全くない所を認定するわけですよ。田んぼなり宅地もあろうかと思います。例えばそういう所を認定した際に、例えば買収等の予定地として買収されちゃえば、それはそれでそこで異動はないわけですけども、そうでなく、全くない所を認定して、地権者に同意を得られない、また、個人の持ち物ですから同意を得られないとか、その辺はどういう対処をするんですかね。例えば代執行なんていうのもありますけれども。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 取りあえず認定するには、まず税の控除が該当いたしますので、税の控除を受けるには路線認定をしなければなりませんので、ですから、その例えば認定して買えないとかという場合もあるかもしれませんが、例えば起点と終点を認定して、その中で動くということになりますので、それは大丈夫だと思います。

○委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わります。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 賛成多数。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 賛成少数。

改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 可否同数。

可否同数であります。よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第 6 号について、委員長は否決と裁決いたします。

議案第 7 号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします高橋利彦委員、日下昭治委員の退室を求めます。

(高橋利彦委員、日下昭治委員退室)

- 委員長(滑川公英) 引き続き議案の採決をいたします。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで高橋利彦委員、日下昭治委員の入室を求めます。しばらくお待ちください。

(高橋利彦委員、日下昭治委員入室)

- 委員長(滑川公英) 引き続き議案の採決をいたします。

議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

- 商工観光課長(神原房雄) それでは、所管の報告をいたします。

長熊釣堀センターにつきましてちょっとお話ししたいと思います。

昨年4月に新装になりまして、入場者につきましては大変ご心配をおかけしましたけれども、最近は良型のヘラブナがよく釣れまして、大勢の釣り客でにぎわっております。順調に推移しているというところでございます。

2月末現在の入り込み数につきましては1万1,903人、19年度に比較しますと、3,913人、48.97%の増というふうになっております。当然、使用料につきましても、2月末現在で1,188万3,000円、19年度は1年間で870万円でしたので、かなりの使用料の増額になっております。

平成22年度につきましても、4月1日に1周年記念の無料開放を実施する予定であります。今後も春秋の釣り大会等のイベントを予定しております。県内外から多くの釣り客を迎えるよう努めてまいります。

また、将来的な釣堀センターの管理でございますが、指定管理者制度を含めた民間委託につきまして引き続き検討していきたいと考えております。

そのほか、恒例となっております袋公園の桜まつりにつきましては、4月3日にイベントを実施いたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 農水産課からは、米の戸別所得補償制度についてご報告いたします。

皆さんもご存じだとは思いますが、マスコミでは、10アール当たり1万5,000円が補償されると、そのことばかりが広まってしまっている感があるんですが、概要についてもう少し詳しくお話し申し上げます。

仮に1町歩の農家があったといたします。この戸別所得補償制度は、生産数量目標に従って生産するというのが条件となっておりますので、仮に減反しなければいけない面積が4反歩あったと、主食用の米を作れる面積が6反歩だったとしますと、主食用の米を6反歩作ってもらいます。残りの4反歩については、例えば飼料米でもいいですし、ホールクroppでもいいですし、そういった自給率向上になるような作物を作っていただくと。そうした場合に、主食用の米を作った6反歩、これのうち自家消費及び縁故で消費するだろう10アール分を差し引いた50アール、5反歩分について、10アール1万5,000円の補償をするという制度であります。そういった意味で言いますと、例えば1町歩の農家だったら、1万5,000円だから15万円くれるのかという話になるんですが、そうではないということはご理解いただ

きたいと思います。

ただ、今申し上げました、その主食用を6反歩作り、減反分の4反歩を仮に旭市で飼料用米を作ったとしますと、農家手取りの部分は、1町歩全部主食用の米を作って、仮に1万3,000円ぐらいの値段で売ったということにしますと、全部主食用の米を作って売ったのに比べて、生産数量目標に従って生産して一部を飼料米ですとかを作った農家と収入を比べると、非常にざっくりとした計算にはなりますけれども、約1町歩で10万円強の所得差が出ると、所得補償制度に乗ったほうが1町歩で10万円ぐらいの増収になるという制度であります。

もし市民の方々、農業者の方々からお尋ねがありましたら、そういった概略をお話しただきまして、詳しくは農水産課のほうへというふうにご案内いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課からは、平成21年度に発注いたしました面整備工事の進捗状況についてご報告いたします。

平成21年度に発注いたしました、二袋地区周辺8.9ヘクタールの面整備工事につきまして、3月25日工期で順調に進捗しており、3月末には新たな供用開始区域となります。新たな供用開始区域につきましては、3月1日号の広報あさひに掲載し周知を図っているところであり、また、職員による戸別訪問や指定工事店等を通じた普及促進を図ってまいります。

下水道課からの報告事項は以上でございます。

○委員長（滑川公英） 何か聞きたいことがありましたら。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（滑川公英） 次に、陳情の審査を行います。

商工観光課、農水産課以外は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情、陳情第4号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情の2件であります。

これより、付託陳情の審査を行います。

初めに、商工観光課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 最低賃金につきましては、国の制度として最低賃金法に基づき決定しているものでございまして、私のほうからは、最低賃金の状況についてお話をいたします。

最低賃金につきましては、厚生労働省が都道府県におきます審議会、地方最低賃金審議会の答申を受けまして、毎年10月ごろに改定しているものでございます。

21年度の千葉県の最低賃金につきましては、時間728円、この額は47都道府県の中では7番目に高い額となっております。ちなみに、1位は東京で791円、2位は神奈川で789円、3位は大阪で762円、4位が埼玉で735円、最低額につきましては、佐賀、長崎、宮崎、沖縄で629円というふうになっておりますので、千葉県については高い賃金というふうになっております。

728円の根拠でございますけれども、この根拠につきましては、数式を当てはめるというものではありませんで、中央最低賃金審議会の目安、それから各種統計資料、それから賃金審議会の中の労働者、使用者、公益代表者の話し合いで決めているということでございます。

また、最低賃金の決定については、20年7月の最低賃金法の改正の中で、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮するということになっておりまして、これらも考慮した中で、昨年度の723円に5円をプラスして728円というふうになったものでございます。

以上です。

- 委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） 今、この不景気の中で、政府がまだ景気対策を示していません。その中で、この不景気の中で、企業の経営体力が非常に弱まっている中で、時給1,000円というのはどうかと思います。

それと、この時給1,000円になると生活保護者の基本のお金のほうも上がってきますので、国にはお金がないという状況の中で、かなり財政が苦しくなるものと思いますので、私は反対をいたします。

- 委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

- 農水産課長（林 清明） 提出されました、食品表示制度の抜本改正についての国への意見書提出を求める陳情についてご報告申し上げます。

まず、食品表示に関する法律は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるＪＡＳ法、それから不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、薬事法、これら6つの法律が関連すると思われます。その中で今回の陳情に中心的に関係するのは、食品衛生法とＪＡＳ法の2本と考えられます。

これらの法律で規制されている事項、表示が義務づけられているものにつきましては、原産地表示につきましては、キノコですとかもち、あるいはフライ類等のもので20品目と、それ以前、従前から表示が義務づけられていた、ウナギですとかカツオの削り節ですとかの4品目、計24の加工食品について義務づけられているということでもあります。

それから、遺伝子組み換え食品の表示、これも義務づけられているものは、大豆、トウモロコシ、菜種、パレイショ等の作物を使った加工食品ということで、おおむね30種類強の加工食品について義務づけられているということでもあります。

クローン由来につきましては、今のところ義務づけられているものがないということだそうでもあります。

今回の陳情につきましては、この原産地表示を全加工食品に広げようと、それから、遺伝子組み換えにつきましても、全食品、さらに、その遺伝子組み換え飼料で作った畜産物を使

った加工食品、これもその表示を義務づけようというもの、それから、クローンについてもすべて表示を義務づけたいということだそうです。

これらの表示の義務づけが、旭市の生産農家、農水産課の立場で言いますと、生産農家にどのような影響をもたらすかということについてはなかなか予測のつかないところですが、考えられるデメリットとしては、栽培履歴、いわゆるトレーサビリティの保存が長期化し、生産作業と関係のない事務作業が増えるということが考えられます。また、事務が苦手だったりパソコンが使えない農業者にとっては、加工業者に販売するという選択肢がなくなるかもしれません。一方でメリットとしては、原産地の表示をすることによりまして、外国産の原材料を使った加工食品の売上げが落ちることが考えられ、結果として国内産の農畜産物の需要が増えるという可能性も考えられます。

ただ、農水産業と関係のない、仕入れ先が一定しない中小の加工業者、これにとっては、例えばパッキングですとか表示方法について工夫が必要となりますので、かなりの経費増になると思われます。

以上です。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

審査、いかがでしょうか。

（「休憩」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、休憩いたします。しばらくお待ちください。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時40分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特にないので、陳情第4号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（滑川公英） 討論を省略して採決をいたします。

陳情第 2 号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、陳情第 2 号は不採択と決しました。

陳情第 4 号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、陳情第 4 号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(滑川公英) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。どうもありがとうございました。

執行部はどうもありがとうございました。

(執行部退席)

意見書案の説明

- 委員長(滑川公英) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

- 委員長（滑川公英） それでは、陳情第４号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 事務局長（加瀬寿一） 陳情第４号の意見書案についてご説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

ただいまお手元に配布いたしました、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

この意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書（案）

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでいます。そのため、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っています。

また、多くの消費者がその安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきました。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めていますが、多くの消費者は安全性などに不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えています。

いまこそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めます。

一、加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。

一、遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。

一、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月、千葉県旭市議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英）事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治）この案をそのままではよろしいかと思えますけれども。

○委員長（滑川公英）どうもありがとうございました。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英）特にないようでございますので、陳情第4号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書は、原案のとおりにすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英）ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

閉会中の所管事務調査申出書の件

○委員長（滑川公英）次に、1点ご協議をお願いしたいと思います。

案件については、当委員会の行政視察等についての手続きについてであります。

来年度、平成22年度からとなりますが、委員会の行政視察については、補助金から費用弁償で対応することに伴いまして、本会議において、委員会の閉会中の継続調査とする旨の議決をいただく必要がございます。

理由については、委員会の開催は、原則、議会の会期中に開会できるものとなっております。当然、視察は閉会中に開催することになりますので、委員会が閉会中に開催できる手続

が必要となってくるものであります。また、委員会として所管事務に関する視察となれば、万が一災害が生じて、公務災害とすることが可能となってくるものであります。

このことから、皆様のご理解を得た後、議長に閉会中に開催できるよう申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布いたしました申出書案をご覧いただきたいと思います。調査事項については、地方自治法第109条第4項で規定されております常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出してよろしいかご確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

林議長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会といたします。

長い間どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時12分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 3 月 1 5 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 3 月 1 5 日 (月曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 2 年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 2 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成 2 2 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 2 3 号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 旭市青少年憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情

出席委員 (8 名)

委 員 長 向 後 悦 世

副委員長 林 七 巳

委員 林 一 哉
委員 佐久間 茂 樹
委員 景 山 岩三郎

委員 嶋 田 茂 樹
委員 木 内 欽 市
委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（２名）

議 員 伊 藤 保

議 員 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者（３３名）

教 育 長 多 田 哲 雄
税 務 課 長 野 口 徳 和
保険年金課長 花 香 寛 源
社会福祉課長 在 田 豊
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
生涯学習課長 野 口 國 男
病院事務次長 石 鍋 秀 和
病 再 整 備 室 院 長 摘 木 友 孝

病院事務部長 渡 辺 清 一
環 境 課 長 平 野 修 司
健康管理課長 小長谷 博
高 齡 者 長 渡 辺 輝 明
福 祉 課 長 平 野 一 男
学校教育課長 平 野 一 男
国体推進室長 高 野 晃 雄
病院経理課長 鈴 木 清 武
そ の 他 担 当 員 1 8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

文教福祉常任委員長を仰せつかりました向後悦世でございます。

新しく議会が構成され、文教福祉常任委員会としても、所管事項が変更され委員の皆さんも大変でしょうが、貴重な税金を有効、適切に使い、市民福祉の向上ために精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、委員の皆さんをはじめ教育長、課長さんのご協力をお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご承諾お願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご承諾お願いいたします。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤保議員、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部各課を代表し、ごあいさつ

を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより多方面にわたりご指導、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会より付託されました議案15案件、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、そして陳情第1号についてのご審議をお願いすることになっております。

質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第30号、旭市青少年憩いの家の設置及び管理に関

する条例を廃止する条例の制定についての15議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらよろしく願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号につきまして、社会福祉課が関係する部分についてご説明を申し上げます。

新年度予算書の18ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の主な部分からご説明を申し上げます。

18ページ下段の11款分担金及び負担金の1項1目2節児童福祉費負担金4億3,434万3,000円の主なものは、説明欄2、保育所運営費に関する負担金4億2,924万2,000円で、年間延べ児童数2万953人分の保育料となります。3の過年度分481万2,000円は、21年度までの保育料滞納分の負担金でございます。

続きまして、21ページをお願いします。

下段の13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金3億6,977万2,000円のうち、社会福祉関係は説明欄1、2、3、この3つでございまして、障害者福祉サービスに対します国の負担金となります。それぞれの負担金の割合につきましては、記載のとおりでございます。

2節児童福祉費国庫負担金は、21年度比10億5,000万円ほど増となっております。次の22ページの上から3行目、説明欄3の子ども手当が新規事業で給付されることによるものでございます。この事業につきましては児童手当の上乗せ事業となっておりますので、負担率に10分の8、3分の1とありますものは児童手当の負担分となります。

同じページの3節から7節につきましては児童手当の国庫負担金で、21年度に比べそれぞれが大幅な減額となっております。これは子ども手当との関係によりまして22年度の児童手当は、4月支給の2月分と3月分の2か月分の額となります。したがって大幅な減額となるところでございます。8節の生活保護費国庫負担金、これにつきましては、受給者の伸びによりまして21年度比3,500万円ほど増となっております。

23ページ、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金2,707万9,000円は、前年度比で1,600万円ほどの増となります。これは、説明欄2の特別保育等の次世代育成支援対策交付金が事業の組み替えによりまして増となっております。

少し飛びまして26ページをお願いします。

14款県支出金、1項1目3節児童福祉費県負担金1億8,787万円、これにつきましては、対前年度比1億1,500万円ほど増になっております。これは国庫負担金でも申し上げましたが、説明欄2の子ども手当が新規事業で加わったことによるものでございます。また、4節から7節の児童手当の県負担金に関しましても、国庫負担金と同様に大幅な減となっているところでございます。

27ページをお願いしたいと思います。

2項2目1節社会福祉費県補助金8,199万5,000円は、対前年度比2,000万円の増となります。これは説明欄2の重度心身障害者医療費助成に新たに肝機能障害が加わったこと、そしてまたサービス事業所の運営安定などの事業として、説明欄5の障害者自立支援対策臨時特例基金事業が新たに加わったことによるものでございます。

次の28ページをお願いしたいと思います。

3節児童福祉費県補助金1億1,849万7,000円は、対前年度比7,300万円ほどの増となっております。これは説明欄5のおうめい保育園改築補助といたしまして子育て安心応援事業費が新たに加わったことと、国・県それぞれの保育事業の組み替えがあったことによるものでございます。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出の前年度と変わった主な部分をご説明申し上げます。

87ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄の一番下の6でございますが、旭市福祉協会助成事業2,548万円は、21年度比860万円ほどの増となります。これは山の家の閉鎖に伴います解体請負工事費の増と、それから運営費の減、これらによるものでございます。

90ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費、説明欄5、中度心身障害者医療費助成事業は22年度から精神障害の福祉手帳1級の方の医療費の一部負担を本事業に加えることによりまして、200万円ほどの増となっております。この事業は市の単独事業でございます。

その下の説明欄6、重度心身障害者医療費助成事業は、対前年度比1,500万円強が増となりますが、これは肝機能障害が22年度から新たに事業対象となります。本事業につきましては、県の2分の1の事業となります。

次の91ページをお願いいたします。

説明欄10の障害者自立支援対策事業は、22年度に本庁舎の障害者用トイレにオストメイト

の洗浄設備設置のための工事費をはじめといたしまして、事業者の運営安定のための補助と助成金が新規事業として計上されております。本事業につきましては、県4分の3の補助事業ということでございます。

次の92ページ、説明欄12の自立支援給付事業、対前年度比6,700万円ほどの増の6億4,355万2,000円で、全体的に利用者の伸びと、そしてまた、単価改正がございまして増になっております。中でも20節扶助費、93ページの上から4行目の生活・療養介護給付費、その下の共同生活介護給付費、自立支援医療給付費が大きく伸びております。本事業につきましては、国2分の1、県4分の1の事業となります。

95ページ、2項1目老人福祉総務費、説明欄4の長寿祝金支給事業、これにつきましては、22年度は支給対象を改正しまして、節目に当たる方に限定いたしましたので、前年度比1,800万円ほどの減となっております。

96ページをお願いします。

説明欄8の干潟シルバー活力センター管理費、これはセンターを廃止することによりまして、15節にございます解体工事費1,081万5,000円を計上いたしております。

103ページをお願いいたします。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄7の乳幼児紙おむつ給付事業4,158万7,000円は、22年度市単独事業によります新規事業でございます。2歳の誕生月の前の月まで、ゼロ歳と1歳の見込み児童数1,666人に月額3,000円、年額3万6,000円のおむつ券を支給するものでございます。

105ページをお願いいたします。

2目児童措置費、説明欄1の児童手当給付事業は、歳入でご説明申し上げましたように、子ども手当との関係から、対前年度比4億2,000万円強の大幅な減となっております。

説明欄2の子ども手当給付事業13億285万3,000円は、22年度から中学校修了までの児童全員に月額1万3,000円を給付する事業として、新たに始まる事業でございます。歳入でご説明申し上げましたように、児童手当の上乗せ事業として実施されますので、児童手当の受給者分は従前の児童手当の国・県の負担区分によって、そしてまた、所得制限や公務員等で児童手当に該当しなかった小学校修了までの児童及び中学生分は全額国負担となっております。給付予定児童は1万人を見込んでおります。また22年度は支給月の関係から、4月から翌年1月までの10か月分の計上となっております。

108、109ページになりますが、説明欄3、保育所運営費、17節公有財産購入費585万6,000

円は、とみうら保育所の駐車場用地として現在借り入れております土地の購入費でございます。

110ページをお願いいたします。

4目保育所費、説明欄5の保育所施設改修事業1億1,975万7,000円は、私立おうめい保育園改築事業に対する補助金でございます。補助基準の2分の1が県で、残りの4分の1ずつを市と事業者が負担するものでございます。

113ページをお願いいたします。

4項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄2の生活保護総務事務費1,474万2,000円は、対前年度比1,300万円ほどの増となりますが、これは13節の委託料といたしまして、生活保護受給管理のための新たな電算システムを導入する経費といたしまして、計上をさせていただいております。

114ページをお願いいたします。

2目扶助費、説明欄1の生活保護扶助費は、対前年度比7,189万3,000円増の5億3,801万円となっております。これは保護人数の急激な伸びに伴う生活扶助費と医療扶助費が大きく増となることを見込んで計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号中で高齢者福祉課に関連します事業について、主なものについて補足説明を申し上げます。

予算書の95ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3番、老人保護扶助費6,496万5,000円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難になった低所得の高齢者を措置するための費用で、36人分の費用を見込んでおります。

併せて、歳入のほうを見ていただきたいと思います。

18ページをお願いいたします。

下段の11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1番、老人施設入所者負担金988万7,000円は、先ほど申し上げました措置された高齢者の中で、収入に応じて負担金を納めることとなりますので、その負担金額を歳入として見込んでおります。

続きまして、歳出に戻りまして98ページをお開きください。

3款民生費、2項3目生活支援費、説明欄1番、地域包括支援センター運営事業、13節委託料の660万8,000円は、要支援1及び要支援2に該当する要介護認定者のケアプラン作成委託料で、2,772件分のうち1,560件分を委託することとし、見込んだものであります。介護保険法では、要支援1及び要支援2に該当する要介護認定者のケアプランの作成については、地域包括支援センターがすべて作成することとされておりますが、人的な制約によりまして困難なために、介護支援事業所に委託するものであります。

恐れ入りますが、また歳入に戻っていただきまして、37ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項3目雑入、1節雑入の説明欄14番に介護予防サービス計画費収入として、すべての要支援1及び2に該当する要介護認定者のケアプランの作成料として、1,181万6,000円を計上してございます。

歳出に戻りまして、99ページをお願いいたします。

3款民生費、2項3目生活支援費、説明欄7番、家族介護慰労金支給事業、20節の扶助費967万2,000円は、今後ますます高齢化が進展することに伴い、在宅の重度介護認定者が増加することが予想されます。つきましては、現行の支給額を長期間にわたり維持することが困難なことから、近隣市町の助成状況を勘案しながら支給額の見直しを行い、月額1万650円から8,000円に引き下げて計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第1号の中で保険年金課の所管のうち後期高齢者医療制度に係る部分について、補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

26ページをお開きください。

このページの一番上になります14款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節老人福祉費県負担金の説明欄1番になりますけれども、後期高齢者医療保険基盤安定負担金8,368万5,000円は、後期高齢者に保険料を賦課する際に低所得者に対して軽減措置を行うもの、いわゆる軽減分についての県の負担分でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

97ページをお開きになっていただきたいと思います。

3款民生費の2項2目後期高齢者医療費の説明欄2番ですけれども、広域連合負担金3億8,833万8,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢

者に係る療養費のうち旭市の負担分を計上するものでございます。

続きまして、その下の説明欄3の後期高齢者医療特別会計繰出金1億2,164万6,000円ですが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すルール分の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課です。

一般会計の所管部分について説明申し上げます。

最初に、歳入ですけれども、歳入については、環境課は前年度比5.9%、3,148万円の減です。主なものを申し上げます。

21ページをお開きください。

2目の衛生手数料、説明欄1番、塵芥処理手数料は2,136万3,000円の減でございます。内容につきましては、ごみ収集料及びごみ袋販売手数料が21年度実績見込みと昨今の経済状況の見込みによりまして、減としております。

飛びまして36ページです。

諸収入の雑入でございます。説明欄8番、リサイクル資源売却収入は、前年度に対して547万6,000円の減でございます。これについても、21年度現在実績見込みと経済等の見込みによりまして減としております。

他の収入については、前年度と大きく変わりありません。

続きまして、歳出でございます。

歳出については、全体では、前年度対比2.8%、3,105万円ほどの減でございます。主なものは、塵芥処理運営費の需用費中の消耗品、ごみ袋発注方式の見直しによる1,380万円ほどの減、また合併処理浄化槽設置基数7基の減が440万円ほど、あと一部事務組合負担金、これは衛生組合の負担金でございますけれども、680万円ほどの減が主なものでございます。

それでは、歳出の主な増減及び新規事業について説明いたします。

予算書は、飛びまして127ページでございます。

4目環境衛生費、説明欄の一番下の欄になります。4番、環境衛生対策推進事業は、前年度に対して996万8,000円の増としております。増の主な理由は、次の128ページになります。新規として、印刷費に金額的には63万円ほどなんですけれども、ごみの分け方品目一覧表を作成いたします。理由としましては、作成後3年ほどになりまして、一部、今のままだとふり合いがございましたので見直しを行い、全戸配布して、各家庭で見て資源化なり、ごみ

の削減等を行っていただきたいということで配布いたします。

次に、13節委託料でございます。側溝排水路清掃処理委託料、これは一部新規でございます。市内汚泥処分について、現在はグリーンパークに持ち込んで処理をしておりますけれども、グリーンパークの寿命が逼迫している状況から、延命化を図るため22年度から有資格のある業者に収集運搬及び処理を委託することとしております。

次に、飛んで132ページでございます。

5目公害対策費、説明欄1番、公害対策事務費、これは22万7,000円ほどの増なんですけれども、理由といたしましては、13節委託料、一番下ですね、測量業務委託、これは新規事業でございます。内容といたしましては、小規模埋め立てに伴う面積に減が発生した場合、測量業務を委託して調整を図るものでございます。

次に、133ページ、一番下です。

これは全員協議会等でも説明いたしました新規事業、それで説明欄4番の新規事業です。住宅用太陽光発電システム設置助成事業でございます。これについては、地球温暖化防止とCO₂削減及び地域経済の対策として設置し、個人に助成するものでございます。要件としましては、市内在住の者とか、1キロワット当たり2万5,000円で、限度額は10万円という形で、30件ほど予定しております。このほかに、県は出ませんけれども、国のほうも同じようにこの助成制度がございまして、向こうは1キロワット当たり7万円で、限度額が70万円という形になっております。これによりまして若干のCO₂削減を図っていききたいという形でございます。

次に、飛んで135ページでございます。

2目塵芥処理費、説明欄3番、塵芥処理施設運営費でございます。これは前年度に対して1,396万円ほどの減でございます。これについては、歳入でもお話ししましたがけれども、衛生手数料2,136万円ほど、雑入547万6,000円ほどの減があり、歳出も同じように減となるものでございます。歳出の主な増減については、先ほどやはり歳入のほうで言いましたけれども、需用費の消耗品のごみ袋作成、これは委託方法の見直しによりやはり1,300万円ほどの減となっています。

136ページ、13番の委託料、これは547万6,000円の増です。これについては、うちのほうは委託料多いんですけれども、主なものとしましては、グリーンパークの延命とリサイクル率の向上を図るため、焼却灰処理業務委託を行います。今までは飛灰、これは474トンほど例年エコリサイクルとして使っておりましたけれども、新たに主灰、主な灰ということで

320トンほど業務を委託して、やはりエコリサイクルして、グリーンパークのほうに埋め立てるんじゃないくて、エコ的な物に使うというものでございます。

これと、先ほど、環境衛生費のほうで言いましたけれども、汚泥処分についてもやはり業者のほうに委託することから、これらをするによってグリーンパークが現在約5万立米ほどの容量で、今のままですと4年ほどで満杯となるものが、これらによりまして7年ほど、3年間ほど延びる予定です。今後についてもリサイクル率を進めて、次、最終処分場の延命化を図っていききたいというふうに考えております。

他の委託については、前年度と大幅な変更はありません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育費のうち庶務課所管の事項について補足説明申し上げます。

庶務課所管の事業につきましては、教育総務費、小学校費、中学校費合わせて15事業で、15億4,600万円をお願いしてございまして、昨年と比較しますと約3億5,000万円、29%程度の増となっております。主なものについてご説明申し上げたいと存じます。

予算書223ページをお願いしたいと思います。

説明欄の3番に小学校施設改修事業というのがございます。その中で、17節公有財産購入費2,608万3,000円というのがございますけれども、これは富浦小学校のグラウンド敷地が手狭となっていることに伴い、同時に、富浦地区の土地改良事業が終了しまして換地処分がされるということから、5,323平方メートルを購入し、グラウンドの拡張に資したい、そういったことでございます。

続きまして、説明欄4番の中央小学校改築事業でございまして、中央小学校の北校舎の改築でございまして、平成21年度、22年度の2か年で改築を予定しております。鉄筋コンクリート2階建ての2,195平方メートルということで、来年3月の竣工を目指すものでございます。それに3億2,955万7,000円ということでございます。

続きまして、次の224ページでございます。

説明欄5でございまして、矢指小学校の改築事業でございまして、矢指小学校につきましても、21年度、22年度の2か年で老朽化した校舎の改築をしようとするものでございまして、鉄筋コンクリートの平屋建てで、3,500平方メートルの規模の校舎を改築しようとするもので、現在のところ、開発の申請手続きでちょっと遅れが出ていますけれども、来年3月

の完成ができればということで、急遽、今いろいろな手続きをしているところでございまして、22年度は7億548万1,000円という事業費を見込んでおりまして、本年度と合わせますと約11億6,300万円の事業費となる見込みでございします。

続きまして、230ページでございします。

説明欄4番でございします。飯岡中学校の改築事業でございします。本会議でもお話ししておりましたけれども、飯岡中学校につきましては、平成24年、25年度の2か年で老朽化しました校舎、屋内運動場あるいは武道場等を改築しようとするものでございまして、前提としては、移転改築ということで予定をさせていただいておりまして、22年度は調査費4,100万円、2,100万円が基本設計費、開発等の調査費に2,000万円ということで、4,100万円を予定させていただいてございします。

続きまして、説明欄5番の第一中学校の改築事業でございまして、第一中学校の屋内運動場を本年21年の補正でお願いしまして、来年度2か年で改築をしようとするもので、鉄筋コンクリート、一部2階建ての1,600平方メートル程度の屋内運動場を改築しよう、そういったところでございまして、1億2,366万8,000円を来年度は見込んでおります。

歳入といたしましては、校舎の改築ということで、24ページの6目に教育費国庫補助金というのがございしますけれども、その中の小学校費国庫補助金、次に3番にある中学校費国庫補助金のうち、学校名が括弧書きされているもの、これがすべて歳入ということで予定をしております。

以上でございします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、議案第1号、一般会計予算に係る学校教育課の主要事業について補足説明をさせていただきます。

過日の全員協議会でもご説明を申し上げたところでございますが、218ページ、説明欄9をご覧くださいと存じます。新規事業、学校いきいきプラン事業でございします。事業費は1,060万円。この事業は、市内の小学校及び中学校が主体性を発揮し、創意工夫を生かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進することにより、児童一人ひとりの生きる力をはぐくむことを目的としたものでございします。具体的には、教育目標の具現化を目指し、文化や芸術鑑賞、事業改善のための費用として、1校につき50万円以内、ただし大規模校であります中央小学校と第二中学校につきましては80万円以内の補助金を提供し、学校教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

続いて、226ページをお開きいただきたいと存じます。

小学校教諭補助員配置事業であります。併せて、232ページには中学校の教諭補助員配置事業の予算を計上させていただいております。これらにつきましては、多人数を有する学級及び心身に障害のある学習指導上の支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級に対して、担任教諭をサポートする教諭補助員を配置し、個別指導の充実及び学校生活の質の向上と児童・生徒の安全確保を図ろうとするものでございます。平成22年度は小学校では中央小、千潟小、富浦小、矢指小、豊畑小、鶴巻小、嚶鳴小に配置を予定しております。また中学校のほうでは、第二中学校と海上中学校に配置を予定させていただいております。

226ページ、説明欄7でございますが、緊急雇用創出小学校基礎学力支援員配置事業でございます。これは新しく事業として計上させていただいたものでございます。事業費396万4,000円でございます。

同様に、中学校の事業を233ページに載せさせていただいております。中学校は163万2,000円の事業費を計上しております。この事業は、学力の個人差への対応を重視する立場から、学習支援が必要な児童について寄り添い、個別指導の充実を図り、基礎基本の充実を図っていくものでございます。平成22年度は小学校は共和小、滝郷小、三川小、飯岡小の4校、中学校では飯岡中1校に予定をさせていただいているところでございます。

続いて、227ページをご覧いただきたいと存じます。

説明欄9でございます。放課後児童健全育成事業、事業費7,092万8,000円でございます。本年度大きく変えましたところは、4年生以上の児童も受け入れ可能な児童クラブについては受け入れをしまっているというようところでございます。また、試行で行ってございました中央小学校の放課後子どもサポート事業は、本事業に一本化をいたしましたところでございます。なお、萬歳小への新設を見込んで、事業費を計上いたしました。

続いて、少し飛びまして274ページ及び275ページをお開きいただきたいと存じます。

学校給食センター統合改築事業3,808万9,000円を計上させていただいております。平成22年度は造成工事と実施設計を行います。造成工事費として2,600万円、実施設計費として1,143万3,000円を予定しております。本日別紙で給食センターの統合改築事業の建設概要（案）を配らせていただいております。この案をもって、プロポーザル方式で業者を選定して、その提案内容に基づいて実施設計をしまいたいと存じます。

お手元の事業建設概要（案）をご覧いただきたいと存じます。ワンペーパーのものでございます。

3 番の調理場の方式から簡単に説明をさせていただきます。

この調理場については、第一給食センターと同様にフルドライシステム、いわゆる調理場の床がいつも乾燥した状況を保ちながら調理する、そういう方式をとってまいりたいと思います。

4 番の熱源でございますが、オール電化方式としてまいりたいと考えております。文部科学省の学校給食衛生管理基準でありますとか、厚生労働省の大量調理施設の衛生管理マニュアルにおいて、よりの確な施設管理と作業管理の充実が求められております。これらの基準やマニュアルに対応するためには、燃焼による排熱でありますとか、輻射熱が少ないオール電化による熱源が最適であると考えます。またオール電化は、地球温暖化への対策、CO₂削減への取り組み等、環境対策の面からも公共施設としてその範を示すことになるものと考えるところでございます。

調理内容につきましては、そこでございますように週 5 回のうち米飯を 4 回、1 回はパンとめんを隔週で実施してまいりたいと考えております。

そのほか、食器や食缶の種類でございますが、第一給食センターと同じものを用いることとし、在庫の補充を容易にしたいと、このように考えているところでございます。

以上のような点と、それから主要厨房施設等、これらをプロポーザルで提案をいただいて、その提案をもとに建設の実施設計を進めてまいりたい、このように考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから議案第 1 号につきまして補足をさせていただきます。

恐れ入ります、241ページをお願いしたいと思います。

文化振興費の説明欄 2 番になりますけれども、文化振興事業2,620万5,000円ということでございますけれども、これにつきましては、日ごろ接する機会の少ない優れた文化芸術に触れる場として、演劇、コンサート、文化講演会、またあさひ寄席、そのほかの市民参加型の事業といたしまして、市民音楽祭、市民ミュージカル、そして文化祭など12の事業を予定しているところでございます。

次に、259ページをお願いいたします。

大原幽学記念館費でございます。説明欄 5 番の大原幽学遺跡「旧宅」半壊体修理事業につ

いてでございます。1,318万1,000円ですが、大原幽学遺跡「旧宅」の破損や腐食の拡大を防ぐため、半壊体の修理を行うものでございます。平成19年度から4年間の事業として実施しているものでございまして、平成22年度が最終年度となります。主な事業につきましては、かまどの修復、あるいは中門の修理等でございます。

なお、特定財源といたしまして、国・県の補助金を970万3,000円見込んでおります。

最後に、262ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございます。説明欄2番のスポーツ振興事業ということで、1,573万5,000円についてでございます。市民が気軽にスポーツやレクリエーションに取り組んでいただくことを目的に、各種のスポーツ大会の開催をはじめ、スポーツ活動団体への助成を行うものでございます。特に19節旭市民体育祭補助金350万円ですが、これは新規の事業でございまして、区長会等で組織いたします市民体育祭実行委員会へ補助するものでございます。開催の趣旨ですが、市民の一体感を醸成し、市民のきずなで築く健康で明るいスポーツレクリエーション活動の推進を目指して開催するものでございます。開催日ですが、現在のところ10月17日の日曜日を予定しております。開催場所は、千葉県総合スポーツセンター東総運動場でございます。また競技の対抗区分ですが、15ございます小学校区を基本とした団体競技ということで開催を予定しております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体関係の予算につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、30ページをご覧くださいと思います。

30ページの上段、保健体育費の県補助金でありますけれども、説明欄1番です、第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金3,822万5,000円、これは県からの国体運営に対する補助金でございます。

続きまして、歳出、263ページをご覧くださいと思います。

上段、説明欄3番、国民体育大会開催事業7,017万7,000円ありますが、主なものは19節の負担金補助及び交付金、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会に対する補助金7,000万円が主なものでございます。この7,000万円につきましては、旭市実行委員会へ補助金といたしまして、実行委員会はこの経費によりまして大会の運営を行う予定でございます。

それでは、ちょっと資料はございませんが、実行委員会の予算について概略を説明させていただきます。

今現在、実行委員会のほうは、予算額としまして7,980万円を予定しております。主なものは本大会の開催事業費でありまして、これは主要事業で説明しましたとおり、7,618万8,000円を予定しているところでございます。

その内容でございますけれども、需用費関係で、大会の看板やら従事する職員、また役員関係の服飾費、また食料費では従事者及びボランティア等の弁当代とか、あと印刷製本費で大会プログラムや、また競技が終わりました後、報告書を作成いたしますので、そちらの印刷代ですね。それから修繕料では、練習会場用の卓球台12台分を修繕する予定でございます。

次に、委託料ですけれども、リハ大会と同様に、警備を委託いたします。交通誘導、それから雑踏警備、夜間警備、その関係の委託料ですね。それから、会場設営の委託料、これはやはり仮設プレハブ、それから大型テントで設置いたしますので、そちらの委託料、それと、卓球競技会の競技のほうは県の卓球連盟で行っていただきますので、そちらの競技運営の委託料の関係でございます。

それから、使用料及び賃借料関係で、選手や一般観覧客用の送迎バス、リハ大会では駅から会場まででしたが、本大会では、駅から会場、プラス練習会場から本会場、それから宿泊施設から本会場、あと臨時駐車場も予定しておりますので、そちらから会場までのバスのほうの借り上げ、それを予定しております。また、体育館で不足します備品、審判台とか床に敷きますコートマットまたは練習会場用の卓球台、そういうものも借り上げる予定でございます。

あと、負担金としまして、本大会では旭市へおいでになる方々、その方につきまして、宿の配宿、これは県で一括合同配宿で行います。それにつきまして、合同配宿のほうの県の実行委員会への負担金、それが主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 七巳） 市民体育祭について、もう少し伺います。

各区への助成はあるのか。今まで、町のうちもだいたい区では、小さい区でも20万円から30万円、体育祭をやるとかかったんですよ。ましてや区がお金のない時期にそういった事業ばかり増やしてもらって、それとまたその移動の際に交通事故や何かがあった場合の保険対策、そこまで考えて。ましてや今度遠くなるわけですから、そういったことも考えているの

かお聞きいたします。

- 委員長（向後悦世） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（野口國男） それでは、体育祭につきましてのご質問でございます。

まず、各区への助成ということでございますけれども、350万円の実行委員会への助成をするわけですが、この中から各小学校区へ一応10万円ずつですか、そういう予算を予定しております。

それと、保険の関係ですが、これは旭市民全体で入っている保険がございますので、こちらが適用になります。

以上です。

- 委員長（向後悦世） 林七巳委員。

- 委員（林 七巳） 移動の際の交通事故や、それから、誰が車の責任をもってそこまで。市でもってバスを借り上げて連れていくのか、そういうことをお聞きしたんですけれども。

10万円で各区の区長さん、結局、実費で全部区長さんが持ち出しになりますよ、そんなことをしたら。だって私、聞いたところでは、市民はやりたくないと言っているんですよ、うちのほうは。ね。どうしてそういうことを急に出してきたり、周知期間があるならいいですよ、来年か再来年後にまたやりますよとか。すべて全部急に出してきて、そういったことでは市民は戸惑いますし、やはりこれは人が集まれば、安全協会だって結局全部使うわけでしょう、だって。命令すれば人はただで動くと思っていたら、大間違いですよ、これは。交通事故、仮に、区長さんが車で子どもを乗せていって交通事故を起こしたら、その区長さんはどうなりますか。地元なら近いから歩いていく、ちょっとの期間ですよ。それを今度、あっちの干潟の端まで行かなきゃなんないでしょう。そうすると区長さんや役員さんの方はえらい負担ですよ、これ。区長さんは、ただ1人で決めてきたからって、区には役員さんいっぱいいるわけですから。そこまでの周知をしているんですかと聞いているんですよ。ただ課長さんがやりたいからやるって、皆さん、みんな、課長、おれこういうことをやりたいからってやられたら、市民は本当についていけませんよ、これでは。そういうところをちょっとお聞きします。

- 委員長（向後悦世） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（野口國男） お尋ねの件でございます。

まず、バス等の移動の手段ということでございますけれども、現在のところ、各地区へ送迎バスというんでしょうか、シャトルバスというんでしょうか、これを一応予定しております。

それと、安全協会というようなお話も出ました。この18日に実は実行委員会議を立ち上げる予定でございます。その中でこの開催の全体のスケジュール化、あるいは開催の種目、あるいはその他開催要領というんでしょうか、そういったものを決めていく予定になっております。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 十分気をつけて、それから順番を間違えないでスケジュールを立ててください。

それでは、年金課のほうにお聞きしますけれども、合併当時の目標は、「負担は少なく、サービスは多く」と、そういった目標で進んできたと思いますよね。その点、だんだんサービスは低下していく、いろんな面でこういった祝金や何かの面も。そういったことでは、合併したときの当初の目標であります、当時合併したときは、飯岡・海上はかなり低い額で入っていたんですけれども、そういったお考えの中で予算を組んでいるのかお聞きいたします。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

じゃ、議案の審査は途中でありますが、ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金の関係のご質問ということでお答えをさせていただきます。

議案第23号におきまして、条例改正、お願いをしているところなんです、確かに今まで、もう3年ほどこの長寿祝金につきましては議論の中に上がっておりまして、地区懇談会はじめ議会の一般質問等、いろいろこの祝金については見直したほうがいいだろうというよう

なお話をちょうだいしているところでございます。それで、なかなかその改正に踏み切れずに今まで祝金そのものを合併の際に決めた方法で支給してまいりましたが、今回、アクションプランそのものも新たに見直しをし、スタートするという中において、やはり市の一般財源のみで単独事業で実施する事業につきましては、具体的に見直しをさせていただいたところでございます。それで21年の実績と比べまして実際のところ、1,700万円強の削減額ということになるわけですが、実際に対象者におきましても、約5,000人から1,500人程度に少なくなっておりまして、それで、いろんな市の状況も確かにございます。隣の銚子市さんでもこの辺については見直しをしていくというようなこともお伺いしておりますし、大きな市におきましても、長寿祝金の関係につきましては削減していくような、そういう状況をお伺いしておりますので、今回、行財政改革の一環として、新年度から見直しをさせていただきたいということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） これが見直しというあれになれば、公報やそういった知らせのためのインターネットありますけれども、年寄りにはインターネットをあまり見ないでしょうけれども、そういった形で、年寄りに知らせるような方策は考えているのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今まで、この受給をされておりました方々については、すべてはがきでこういうふうに見直しがなされますということはご案内を申し上げます。そしてまた、実際にこの事業を現場で実施、配布をしていただいておりますのは民生委員の皆さんでございまして、その民生委員さん方にもこれらの事業の見直しがこういうふうになされたということでお配りをしていただくときには一言添えていただくということと、今、林委員のほうからもございましたように、公報等、こういう部分でもきちっと見直しをしましたという内容のものをお知らせさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

教育課長にちょっとお尋ねいたします。

小学校と中学校の補助教員の配置事業、これはすごく先生方、校長先生方は大変喜んでい

る。それともう1点、学校いきいきプラン。旭市は耐震も改築もそろそろ終わりに近づいて
いる中で、校長先生方も、私も思うんですけれども、1名というのは少ないよねと思います。
その中で、来年のことを言ったら笑われちゃうかもしれないけれども、学力の向上につなが
りますので、ぜひそういうことも考えてもらえるかどうか。

それと、これは学力につながるとおれは思うんですよ、配置事業ね。その中で、学力テス
トの千葉県の平均値と全国の平均がだいたいとんとんくらいね。とんとんくらいなんですよ
ね。旭市はどういう現状だったですか。ちょっとそれも分かれば教えてください。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 景山委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、小・中学校の補助教員の配置、これは大きく学力の向上につながるだろうというお
話でございます。まさにそのとおりであろうかと思えます。それぞれの学級で非常に子ども
たちが、支援を必要とする子どもたちも多うございますので、そういった子どもたちにまず
しっかりと学習の機会を与えられる、またはその周りにいる子どもたち、同じ学級の中
で学ぶ子どもたちにもそういった学習の機会を保障していく、また丁寧な指導をしていくた
めには、学校のクラスの担任1人ではなくて、そういった補助教員がつくことによってそう
いったものもより保障されていくものと、このように考えます。ぜひ今後とも増員というも
のを念頭に考えていきたい、このように考えるところでございます。

それから、学力状況調査との関連のご質問と思えます。旭市の子どもたちの学力について、
確かに委員ご指摘いただいたとおり、ほぼ全国と同じような状況の中で、1つ、ここ3年間
の中で分かりやすいところで見えてきたものがございます。それは他の市町村に比べて、家
庭での学習が非常に足りないというようなことが、これは数値として上がってまいりました。
今、ちょっと数字を持っていないわけなんです、それで来年度学校教育課として22年度に
一つPTAの皆さん方も一緒にということでご提案をさせていただき、ご了解をいただいた
ところでありますけれども、家庭でのテレビの時間をとめる時間を少し増やしてみようとい
うようなキャンペーンを進めていく考えであります。過日、PTA連絡協議会のほうに出向
きまして、そういった運動を進めたいということを申し上げましたら、快くご了解をいただ
きまして、各家庭に「ストップ・ザ・テレビ」、それをするによって家庭学習の時間を
確保するだけではなくて、子どもと保護者、家の方が語らう時間、さらには地域でのさまざ
まな学びにつながるものと、このように期待をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけお伺いいたします。

ページ数、227ページ、10款教育費、説明欄9の放課後児童健全育成事業についてお伺いをいたします。

7,092万8,000円の事業費についてでございますが、平成21年度中央小学校において試行した小学4年生から6年生までの児童を対象にした放課後子どもサポート事業を統合し、受け入れ可能な児童クラブにおいて実施していくとありますが、現在の状況をお伺いいたします。できましたら、学校別にその状況を詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 伊藤房代委員の質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、先ほど、新年度の事業としてご説明を申し上げました放課後児童クラブ、4年生以上受け入れ可能なクラブについてはということでお答え申し上げましたが、基本的にはすべてのクラブで受け入れをしてまいりたい、このように考えております。ただ広さの問題がありまして、これはいかんともしがたい部分ございまして、多くの方を受け入れるとなったときには、その分、いわゆる指導員を増員して、なるべく子どもたちの安全というものを確保してまいりたい、このように考えております。現在のところ正直なところ、定員をオーバーしております。ところが、書類審査の中でお断りがなかなかできないという状況が見えてきております。したがって先ほど申し上げましたように、指導員を増やして配置することによって、子どもたちの安全、これを確認しながら、さらには各学校の施設の利用について、各学校長にも理解を求めながら進めてまいりたいというふうに考えております。現在、527名、計17か所の児童クラブで、527名の申し込みがあるところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。

そうしますと、申し込みはして、受け入れていただけない状況というのも出てくるのかなというふうに思うんですが、その辺は何名ぐらいの予定でしょう。

○委員長（向後悦世） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

現時点では、2月末の数字を先ほど申し上げたところでございます。この数については、一応受け入れをしていく、そういう方向性を持って進めております。ただ、若干名ずっと滞納が続いたりというような家庭には督促をさせていただいて、そういった状況をも踏まえながらということでお話をさせていただいている例もございます。これについてはご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それでは、すみません、ページごとでよろしいですかね。

まず、先ほど、林七巳委員が質問あった長寿祝金、95ページですか、4。これは地域審議会等でも出たというんですが、実際にもらっているお年寄りとか、あるいは現場の民生委員さんの意見等を伺ったのかどうかお伺いいたします。

それと、114ページ、生活保護扶助費、急激に伸びているというんですが、受給者が。どのくらい伸びているのかお伺いをいたします。

それと、223ページ、小学校改築工事ですか。これが説明欄4ですね。中央小の改築工事が2,193平方メートルで3億2,955万7,000円ですか。それと次の224ページ5番、矢指小学校の改築工事、これが3,500平米で、あとこっちは7億円ですか。ちょっと単価がだいぶ違うように、今ちょっと計算していたのが時間になっちゃったんですが、この単価が随分違うようですが、どういうことかお聞きをいたします。坪単価ですね。

それと、大原幽学の半壊体ですか。このものが何か聞くと、地元の業者が何かいろいろ基準があるみたいですね。何かその入札の基準をちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金につきましてご説明申し上げます。

この事業を見直すに当たりまして、私どももいろんな皆様からのご意見をちょうだいして、その皆様のご意見を参考にしようということで、一昨年の初めだと思いましたが、民生委員の皆さん、それから社会福祉協議会の執行部の皆さん、そしてまた老人クラブの皆さん、そういう重立った団体の執行部の皆さんにお集まりをいただきまして、この事業の内

容につきましてご検討をちょうだいしました。そうしましたら、確かにこの給付そのものを楽しみになさっているという皆さんのご意見もあるんですが、一方、この給付そのもののお金をもっと違う方向で福祉のために使えないだろうかという意見もいっぱいあるんですよという中で、じゃどういうふうにやっていこうかという中で、たまたま今年度新しく紙おむつ事業等も市単独で始まる中で、一般財源どうしても福祉のほうの関係、膨らんでいきますので、効果的な行財政という意味で、見直しをさせていただこうということになりました。したがって、この事業をアクションプランの策定の審議会の皆様にお示しする前には、そういう段階からの協議をいただいた上で実施させていただいたということでございます。

それから、生活保護の関係で申し上げますと、21年4月には238世帯でございました。それが今3月では261世帯と。そして人数では284人から311人ということで、かなり去年のちょうど今ごろの時期からでしょうか、伸びが顕著になっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、中央小学校と矢指小の額の差ということでございますけれども、中央小学校につきましては、契約は既に終わっておりまして工事中でございまして、工事そのものの額を申し上げますと、本体と機械と電気合わせて4億5,864万円ということで、逆算しますと、20万9,000円といたしますかね、平米当たり20万9,000円。実際にはこれ以外にも解体費用があつたりとか、いろんな設計費があつたりとかということでここに加わりますけれども、工事そのものでいきますと今の額でございます。

一方、矢指小学校でございますけれども、矢指小学校がまだ工事も発注もされておらずで、本当の予算といたしますかね、見積もった額でいきますと、平米当たり26万円ぐらいを庶務課で考えております。そこにいわゆるそれ以外の設計費だとか、矢指の場合は太陽光発電だとか、そういったものもありますし、例の屋外の運動場の多少整備といたしますかね、ビオトープ的なものをやったりとか、そういったものもありますので、トータルとしての事業費は、ここに書いてある7億500万円と21年度分を合わせると約11億6,000万円になるということで、これが一方で工事が発注された段階ではまた変わってくるのかなという気はいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、大原幽学遺跡「旧宅」の半壊体工事につきましてお

答え申し上げます。

この事業は、先ほど説明しましたとおり、平成19年度から実施しているものでございます。大原幽学の旧宅につきましては、かねてから文化庁並びに県の文化課と綿密な連携をとりながら実施しているところでございます。お尋ねの件でございますけれども、平成19年度、実は初年度の工事ということで、指名競争入札を行っております。それで実施したのが2社でございます。2社の指名競争入札で実施している。この経緯でございますけれども、やはり文化財の専門的な調査をするということで、国の基準がございまして。ちょっと詳しい資料、今、手元にございませんけれども、この資格を持った業者以外はできないということになっておりまして、しかも平成19年度指名競争入札でとった業者の方がそのまま引き続いてやっていただかないとこの事業につきましては成り立たないという基本条項がございまして、ぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それではやはり、長寿祝金のことでちょっともう一度お尋ねしますが、やはりこれ、私も一番最初にそういう声を聞きましたんで、有効に使ったほうがいいと。実際にお年寄りの聞いてみたんです。そうしたら全員の方がですよ、私が聞いた範囲では、「それはもらえるものはもらいたいですよ」と。実は一般質問をやれと言われて、やろうと思って打ち合わせに行ったんですよね。そうしたら、「実は、やらないでほしいよ」と。実際にももらえるものはもらいたいから喜んでるんですという声が大半だったんですけれども、それで今聞いたんです。それで、紙おむつ事業とか、子育て支援のほうにもいいんですが、そちらのほうには新しい予算をつけて、今度、子ども手当も相当の額。子ども手当とかどんどん出ているのに、お年寄りはこのものをなくしちゃうという、一般質問でも委員長が質問していましたが、やはりお年寄りは1年1年が、来年まで生きられるかどうか分からない人が多いんですから、これで果たして、今まで5,000人が今度対象者1,500人と。3,500人ぐらいのお年寄りの方から不満は出ないですかね、その辺はどうでしょう。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、木内委員おっしゃられること、確かに私どもも全く心配ないということは申し上げるつもりはございません。いずれにしましても、今までいただいていた方がいだけなくなるということに関しましては、いろいろとそれに対してお話をちょ

うだいするということを前提の上で私ども考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） まだ期間がありますから、そこら辺不満が出ないように、十分理解をしてもらうような努力をしていただきたいと思います。いろいろな事業もあるし、先ほど、生活保護費等がもう増えているんでいろいろなことで予算も大変ということで、この事業をカットするんでしょうけれども、よく理解をしてもらうように、説明はよろしくお願ひしたいと思ひます。どこの市だか分かりませんが、ちょっと忘れちゃったんですが、東葛のほうでは、この長寿祝金をやめるということで議案が否決された市もあるんですから、こういうちょっとよく考えていただかないとね、不満が募っちゃうとやはり最終的には市への不満、市長への不満ということになるでしょうから、そのところを十分お考えをいただきたいと思います。

それと、大原幽学のそれですが、やはり基準が非常に何か厳しくて、建設、建物を建てている人が「ああいうのは私らだって十分できる」と言うんですね。ただ、その基準が厳しいからもう入札にも参加できなかったという声を聞いたんですが、2社というのはどの、遠くの業者なんでしょう。地元の業者はいますか。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） 業者のほうですけれども、2社を指名しております。1社はフウキ建設、これは東京都でございます。もう1社はイワセ建設、これは成田市になります。以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これはもう指名したからあれでしょうけれども、これからもこういうのができたら、やはりそんなに厳しい基準を設けなくても、地元の工務店で十分できるような仕事は地元の人たちにやらせてあげるような配慮も必要でないかと思ひますので、これからよろしくお考えをいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） ありがとうございます。

実は、この旧宅につきましては国指定の文化財ということでございますので、かなり厳しい基準がございますけれども、それ以外の工事につきましては入札基準に基づきまして実施しておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 90ページの重度心身障害者予算、1億547万円出ていますけれども、人数何人くらいいるかどうか。

それから、今、木内委員からも質問ございましたけれども、生活保護者が先ほど238世帯から261世帯に増えていると。人数的には284人から311人に増えているという話ですけれども、113ページの電算機保守委託料1,331万8,000円ですか。これは毎年この後続くのかなという点。

それからあとは、旭市学校給食センターの件なんですけれども、全協のときの説明では、この守備範囲は干潟、飯岡、海上という話でお伺いしています。建設工事に約6億2,000万円予定しているというふうなお話ですけれども、旭市、これだけの規模で作るんですから、その旭市のほうの給食センターの予定が今後どうなるのか、その辺をちょっと教えていただいて。

それから、建設概要という話で、プロポーザル方式で業者を決めるというお話でした。このプロポーザル方式という、言葉はよく聞いているんですけれども、実際問題として旭市の給食センターでプロポーザル方式、これは設計なんだろうね、きつとね。どういうふうにされるのか。今、業者の話ありましたけれども、どういうふうに業者を、フリーで公募して、フリーでプロポーザル方式で提出してもらうのか。それとも、ある程度指名して出してもらうのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ご説明を申し上げます。

まず、90ページの説明欄6の医療費助成の関係でございますが、今回は先ほど申し上げましたように、肝機能障害が今度22年度から新たに加わります。それで前年といいましょうか、21年の対象となっておりますのが、実人数で申し上げますと460人、それに肝機能障害の方々が27人加わって487人になるという、そういう見込みで今回予算計上をさせていただいております。

それから、113ページの一番下の生保の13節の委託料の関係ですが、これにつきましては、たまたま新年度1,331万8,000円計上させていただいておりますが、この中では、今回新しいシステムを導入することによりまして、そのソフトとハードと合わせまして初期投資の部分

でこれらが膨らんでおりますので、あとは通年ベースの中の管理費が委託料として計上されるという、そういうご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、佐久間委員からありました給食センター関係のご質問にお答えしたいと存じます。

まず、新センターでございますが、お話にございましたように、干潟地区、海上地区、飯岡地区の学校に給食を子どもたちのために供するための施設として、建設をしております。前々よりご説明しておりますように、第二、第三給食センターがかなり老朽化しておりますので、それへの対策というように、対策を進めているところでございます。

それから、多分第一給食センターの今後の予定というところでお話をさせていただいてよろしいかなというふうに。第一給食センターは新たに建設をした施設でございまして、およそ10年ほど経過しております。したがってまだ今の方式で、先ほど、例えば調理場の方式、フルドライシステムなるものも説明させていただきましたが、同じような形での調理場として機能しておりますので、当分の間、といっても、まだ10年とかという単位ではそのまま現在の給食センターを使用してまいりたい、このように考えるところであります。

それから、プロポーザルをどのように行うのかというご質問であったかと思います。これにつきましては、いわゆる指名登録業者の中で3,000食を超える給食センター受注等の実績を持った業者に、本市で計画しております建設事業の概要をもってお示しし、例えばその熱源をオール電化にし、米飯を炊飯機能を持たせ、それからこういった、例えば主要厨房施設等ということを書かさせていただきましたが、そういった内容の施設、どのぐらいでできるものかというものと、それから配置等の設計等を提案いただいたものをまずプロポーザルで提案いただいて、その中から選んでいく。それを基に実施設計、それを含んだ今度は建物の設計に移っていく。そのような考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、90ページの問題は、それ、ありがとうございました。

113ページの委託料、1,331万円という話なんですけれども、これは初期投資ということで、次年度以降はないという話です。実際問題として、その二・三百人というとおかしいんですが、300人前後の生活保護世帯を、丁寧に見守るというとおかしいんですが、全部電算で、もちろんそれは道具ですから使っているんだろうと思うんですけれども、極端な話をすれば、

1世帯1世帯、その事情を担当職員が把握しろというところとちょっと厳しいかもしれませんがけれども、生活保護世帯というのはやっぱりそういう目で見ていただきたいなと。毎年多分1,000万円も電算の委託料でかかるんではちょっと問題かなと思ったもので、質問させていただきました。

それから、給食センターなんですけれども、もう一度伺いますけれども、まず3,000食を超えるその設計をした実績のある会社に声をかけるということですね。要するに何社くらいあるんですか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 現在、今手元にはございませんが、第一給食センターを作りましたときに、第一給食センターは、実数3,500食を今給食で供しているところでございます。それ以上の大きさの同様の提案をいただいたときに3社あったと、このように記憶しております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 社会……ちょっと。

（「委員長」の声あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、まだ説明が終わっていませんので、社会福祉課長、よろしくをお願いします。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、今、300人程度のデータそのものを電算システムでそれを管理していくということに対してでございますが、給付の内容というのがいろいろ細かくなりますし、また給付の事業費の中で一番大きい事業は、医療給付の部分になってきます。それで今回レセプトを電子化して、そのシステムの中ですべて管理をさせていただくというようなことも含めまして、システムそのものを新たにしていくということでございまして、今回、そのための初期投資をさせていただくものでございます。よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 生活保護の関係は、どうもありがとうございました。ただ、気持ちとして、すべて……各世帯に思いを細かいところまで配慮しながらやっていただきたいという思いで質問させていただきました。

給食センターのほうなんですけれども、今、3社と言われましたけれども、一緒に聞けばよかったんですけれども、市内にはあるんですか。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男） 市内にそういった業者があるかどうかについては、現在私、今手元に資料はございません。
- 委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。
- 委員（佐久間茂樹） じゃ、その3社は具体的にどうかというふうにお伺いしてもいいのかもしれないんですけども、ただ私、この質問取り上げさせていただいたのは、合併当初、給食センターは、当時の伊藤市長は民営化したいという話があったと思うんですね。今3,000食、旭が3,500ですけども、10年たっているという話なんですけど、これを一緒にしろとは、本当はそういう考えというかね、6,500全部、旭市全体で一括でやって民営化というか、あるいは委託、指定管理者でも何でもいいんですけども、当初は、4年くらい前まではそういう話があったと思うんですよ。その辺の話はどこへ行っちゃったのかなと。まだ残っているんですかね。
- 委員長（向後悦世） 学校教育課長。
- 学校教育課長（平野一男） 給食センター民営化の件につきましては、既に第一給食センターは調理業務並びに洗浄業務等について民営化を9月からさせていただきました。それから、新給食センターについては内部で今検討させていただいているところであります。調理員等についても、市の職員として雇用している関係上、これが別の職場に、技能職でございますのでなかなか難しいというようなこともございまして、現在検討している考えとしては、民営化または業務委託というものも視野に入れて、やはり生活給でございますので、そういった職員の生活も考えながらというようなことで進めてまいりたい、このように考えているところでございます。
- 以上でございます。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。
- 議案の審査は途中でありますが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第2号について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げていることから、ここでは保険年金課の主要事業として力を入れております特定健診と短期人間ドックにつきまして、多少本会議と重複するところもございますが、補足説明を申し上げます。

325ページをお開きください。

8款1項1目保健事業費でございますが、詳細につきましては、右側の説明欄でご説明いたします。まず説明欄1、特定健康審査等事業でございますが、対前年度比154万2,000円増の8,539万円を計上いたしました。これは国の医療制度改革によりまして、特定健診事業が国保に義務化されて、はや3年目を迎えるものであります。そして5年目に当たります平成24年度には、満40歳以上74歳未満の方々の受診率が65%を超えまないと、後期高齢者支援金の支出が最大で1割増しになるという事業であります。したがって国からのペナルティーが課せられている分、年々受診率を上げざるを得ませんで、予算増となっているところでございます。そこで旭市としましても、受診率の向上に向けて、22年度は国保の特定健診で1万330名、後期高齢者健診で2,340名の計1万2,670名の受診者数を見込むものでございます。なお、個別健診、集団健診とも、自己負担は一切ございません。

続きまして、326ページ、説明欄3番の短期人間ドック事業についてご説明いたします。

予算額は、対前年度比517万6,000円増の3,192万円を計上いたしました。委託先としましては、旭中央病院を含む市内3医療機関を予定しており、受検者数は1泊2日で368名、日帰りで210名の計578名を見込むものであります。なお、自己負担は、検査費用の15%となっております。

簡単ではございますが、以上で補足説明を終わらせていただきます。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

- 委員（景山岩三郎） 課長さん、本会議と今の説明の中で、短期人間ドック、医療機関に委託するということですが、具体的には旭中央病院と後は。それと医療機関によっては検査の

費用が多少違うように思いますが、どこの医療機関は幾らか、そのうち15%、つまり自己負担額はどのくらいになるかそれぞれ教えてください。お願いいたします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、短期人間ドックの3医療機関はどこか、それから自己負担の関係でお答えいたします。

初めに、委託先でございますが、旭中央病院以外に田辺病院と飯倉医院をお願いをしています。

続いて、検査費用でございますが、平成22年度につきましてはまだ協議中ということで確定しておりませんが、21年度の実績として申し上げます。旭中央病院ですが、1泊2日での検査費用は6万4,050円でありまして、自己負担は15%でありますので、9,600円が自己負担となっております。日帰りコースについては、男女で別料金になっておりまして、男性は3万8,850円の、自己負担は5,820円、女性は4万950円のうち、自己負担が6,140円となっております。それと田辺病院については、男女とも同じ料金体系でございますが、通院2日のコースでは検査費用は4万5,000円で、そのうち自己負担が6,750円、1日のコースでは検査費用は3万円、うち4,500円が自己負担となっております。最後に飯倉医院でございますが、検査費用につきましては、これも男女とも同じでございますが、コースは、扱うコースですけども、1日のみとなっております。費用の総額は4万690円で、そのうち6,100円が自己負担となるものでございます。

以上です。

（「どうもありがとうございます」の声あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算について補足説明を申し上げます。

この会計につきましては、平成20年3月診療分をもって老人保健保険制度が終了したことから、現在は診療レセプトの過誤調整分等の精算処理を行っておりますが、これも平成22年度末で終了となります。したがって今回の予算も、2,800万円のうち2,000万円が一般会

計への返戻となるものであります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げているところですが、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について、365ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、21年度の当初よりも被保険者数が300名以上増える見込みであること並びに保険料率の引き上げ分を見込んだことから、17.9%増の3億1,715万円を計上いたしました。

2款1項1目一般会計繰入金は、徴収事務に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分の合計となりますが、2.1%増の1億2,164万6,000円を見込みました。

続きまして、歳出について、368ページをお開きください。

2款1項1目広域連合納付金は、徴収しました保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものでありまして、13.5%増の4億2,873万円を見込むものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、本会議で保険料が上がるという説明をしたと思いますけれども、21年度と22年度を比較して、どのくらい上がるのか、標準的なところで幾らか、具体的な例を挙げてもらえますか。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、保険料率が上がるということで、具体例をというこ
とでお答えいたしたいと思います。

まず、独居の方を例に申し上げます。国民年金と厚生年金を合わせて年収が150万円にな
る場合でございますけれども、この場合には均等割が8.5割軽減が適用されます。21年度の
保険料が4,800円で、22年度は5,100円となる見込みであります。したがいましてその差は
300円の引き上げということになりまして、上昇率は6.25%ということになります。

続いて、今度はいずれも75歳以上の2人世帯、夫には厚生年金で例えば200万円の収入が
あって、妻にも国民年金で79万円の収入があるケースでお答えしますと、この場合は夫には
均等割で2割軽減、所得割で5割軽減が適用されまして、妻にも均等割で2割軽減が適用さ
れることから、21年度は6万6,200円となります。22年度は7万円となる見込みで、したが
いましてその差は3,800円が引き上げ額となりまして、上昇率は5.7%となります。いずれも
何段階か見てみたんですけれども、だいたい6%前後上昇率が上がるということでございま
す。

以上でございます。

（「どうもありがとうございます」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、全員協議会及び本会議の補足説明でご説明申し上
げた事項以外で、地域支援事業費のうち変更となりました任意事業費についてご説明をいた
します。

予算書の399ページをお開きください。

5款地域支援事業費、3項1目任意事業費の説明欄1番、家族介護用品給付事業964万円
は、常時失禁状態の寝たきり高齢者や認知症高齢者に紙おむつ等を支給する費用で、366人
分の費用を見込んでおります。

同じく説明欄3番、配食サービス事業1,264万7,000円は、調理をすることが困難なひとり
暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、栄養のバランスのとれた昼食を提供し、
安否確認と介護予防を図るための費用で、1万3,176食の費用を見込んでおります。この2

事業についても、一般会計予算の家族介護慰労金支給事業と同様に、今後ますます高齢化が進展することに伴い、現行のサービスを長期間にわたり維持することが困難なことから、近隣市町の助成状況を勘案しながらサービス内容の見直しを行い、家族介護用品給付事業については、紙おむつの支給枚数を25%程度削減するもの、それから配食サービス事業については、特別養護老人ホーム等に調理を依頼している関係上、提供できる昼食数に限りがあることから、利用回数の上限を週5回から週3回に制限し、より多くの利用者に提供しようとするものでございまして、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、改正後の本市における両事業のサービス内容は、近隣市町のサービス内容と比較しまして、同等もしくは上回っていることを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算について、再度の補足説明を申し上げます。

平成22年度予算作成に当たりまして、収益的収入では、診療報酬改定や近年の単価の伸びにより4億8,000万円、7対1看護基準取得による4億1,000万円の増収と、負担交付金の2億円増額交付を見込み、対前年度予算比12億円、新率にしまして4%の収益を計上いたしました。

また、収益的支出では、給与費に7対1看護基準取得のための人件費増、定期昇給等を、さらに材料費に入院外来収益の増に伴う増額を勘案し、対前年度比11億円、新率3.8%の支出を計上いたしました。

以上のことなどにより、22年度の当期利益金は1億7,000万円、消費税抜きでは1億300万円を見込んでおります。これは、経営改革プラン比、約8億円の増額となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

- 委員（嶋田茂樹） 今までの事業のシミュレーションを見ますと、平成22年度、23年度、24年度は赤字というような予定だったというようなことの中で、今話がありましたように、診療報酬改定の問題で4,800万円ですか、またその面で、診療報酬改定の具体的な内容、どうなっているのか、また旭中央病院の影響はどうかということと、今、7対1看護の導入に伴いまして、収入増が4億円ですか、そういうような見込みになっているということでございますが、また何人増員になるのか、その費用増を含めて説明をお願いしたいと思います。

それと、もう2点ほどお願いしたいんですけども、現在建設中の新本館について、追加工事も出ているようでありますが、全体として、当初計画事業費内におさまる見込みなのか、その辺も伺いたいと思います。

それともう1点、新臨床研修制度における旭中央病院の応募状況はどのようになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

- 委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

- 病院事務次長（石鍋秀和） それでは、嶋田委員のご質問に対してお答えしたいと思います。すべてではございませんので、ちょっと私のほうで答えられる部分だけということでご了承いただきます。

今回の診療報酬の改定では、0.19%ということの国の方針がございました。その関係がございまして、実際には救急、小児、そして周産期という形の救急医療に対しての助成金が非常に増えております。その関係がございまして、今回、シミュレーション上よりすべて上はねした形での増収という形、まず1つなっております。ほかに一番大きいのが7対1、予定では23年度、看護学校から60名卒業の段階でということで考えていましたけれども、昨年来、非常に看護師募集に努力をいたしまして、現在、790名の新規のスタッフを確保できるということがほぼ4月1日で確定しております。その関係がございまして、昨年よりも26名ほど増えます。その関係で7対1看護が今年から導入できまして、その増収部分としては4億1,000万円。そして看護師の人件費でございまして、1人当たり450万円と計算しまして、1億2,000万円程度の人件費ということで、差額分が病院にとっては大きな利益というような形ということになります。

以上です。またあと次に代わりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、再整備事業の契約変更についてご報告申し上げます。

新本館建設工事につきまして、2月から3月にかけて雨天続きでありましたけれども、工事自体は非常に順調に進んでおります。平成22年1月15日付で契約変更した工事が全部で4つあります。1つは建築工事、1つは電気工事、もう1つは給排水工事、もう1つが空調機設備工事ということで、4つの工事を増額しています。この4工事を全部合わせまして2億1,861万円となります。これは昨年の3月議会でご承認いただきました継続予算の中で、予期せぬ事態のためにということで予備費的として、平成21年度予算に10億円、22年度予算に7億円、合計17億円の予算計上をしておりました。この中からの支出でありまして、22年度末までには全部執行する予定でおります。

この変更した主なものは、建設工事と空調工事については、来院される患者様の負担を少しでも軽減させるために、1号館から売店前に出る通路を利用開始をさせたというのが1つあります。もう1つは電気工事の関係で、従来はディーゼルエンジンでやるものを、これをガスタービンエンジンへ変更したということで、これは、病院の中には精密な医療機械や電子カルテ、こういったものが運用されているんで、環境に配慮し、より安定的な電圧供給が可能になるということで、こちらをディーゼルエンジンからガスタービンエンジンへ変更しております。

以上のことであります。よろしくお願いします。

それから、費用的な予算のほうですけれども、再整備の中で、予備費的なもので先ほど2億1,000万円程度増額をさせていただきました。昨年3月の時点で約17億円という予備費をいただいております。これは予期せぬ事態のためにという中で、今回、2億1,000万円ほど増額で使わせていただくわけなんですけど、昨年3月以降に契約を新たにしたものが3つほど大きなものがあります。1つは空調設備工事、それから空調熱源工事、それから医療ガス工事ということで、この辺も当初の予定した金額に対して、入札により全部で約2億400万円ぐらい安くなっております。当初の予備費16億9,680万円と今回のもの、それから変更内容によって2億1,861万円ほど新たに支出が出ますので、合計しますと、今現在の予備費としましては16億8,216万5,000円ということで、現在のところ工事のほうも順調に行っていますし、費用的にも予算内におさまるという予定になっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） あと1つ申し遅れましたのが、臨床研修の問題でございます。

これは今年24名募集いたしまして、応募者が81名ということで、約4倍の倍率という形になっています。これは全国で第7位というような形で、まだ私どもの病院のほう、非常に研修をしたいということで、今年も北海道から本当に九州に至るまで、非常に幅広い形で応募がありまして、4月からの採用ということで決まっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員。

○委員（嶋田茂樹） ご説明いろいろありがとうございました。

今、こう聞いてみますと、報酬改正によりまして0.19%の増が見込めるということと、あと7対1看護導入に対しまして、人数としては26名の増ということのようでございます。そういう中で、4億円からの増収が見込めると。それと、建設のほうも予定内におさまるということで、皆さんいろいろ努力されているのが見えてまいりました。

また、旭中央病院に対しまして、臨床研修医制度におきまして、このように、24人の応募に対して81名の方々が北海道から沖縄までの人が応募しているということでございまして、非常にいいことだと思っております。この中、特定な病院というか、そういうのではなくて、もう研修そのものをやっていく上ですね、この応募した人の募集の中ですね、どういう目的で、旭中央病院に残るとか、そういうようなものを規定にして集めているのか、応募しているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今、嶋田委員のご質問に対してお答えいたします。

まず、研修医の問題ですが、先ほどお話ししましたとおり、北は北海道から南は九州までということでございまして、応募者の先生方も非常に千差万別、研修が終わりましたら地元に戻るといような形、あるいは大学に戻ると。またそこで学位論文、博士号を取るという方方もございますので、一概に私どもの病院としましては、熱意があつて情熱がある先生にまず来ていただきたいと。これはドクターとして、最初の四・五年というのは研修として非常に多くの研修を積んでいろんな刺激を受けていただきませんと一人前の医者にならないといような形を考えておりますので、そういう意味では、全員の方に残るような指導、指導といいますか、いろんな形でお話はしているんですけれども、全員の方が残るとい形ではまずないということだけちょっとお答えしておきます。

それと、それ以外にも私らの病院に、でき上がったといいますか、他の病院で研修が終わった先生方も多くいらっしゃいます。それが今年4月には16名、4月1日で採用いたします。この先生方は、一部、そのうちの半分の7名は、研修が終わりましてそのまま旭へ残る方、残りの8名近い方は、ほかの大学あるいはほかの病院で研修が終了いたしまして、一人前のドクターあるいは先生方によって非常に県下でも有名な病院の部長クラスというような先生方は、やはり旭でやってみたいと、旭中央病院でもっといい医療をやりたいということでお越しになる先生もいます。ですからすべて初期研修だけ、あるいは中期研修だけということではなくて、中堅クラスの、ここの臨床数が非常に多いものですから、その中で自分の力を試してみたい、あるいはもっとスキルアップをしたいというような先生方も数多くいらっしゃるただけお答えしておきます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第11号、旭市一般会計補正予算の社会福祉課が関係する部分についてご説明を申し上げます。

まず、補正予算書の12ページをご覧いただきたいと思うんですが、歳入から申し上げますと、13款国庫支出金、2項2目2節児童福祉費国庫補助金の説明欄1の子育て応援特別手当給付事業費補助金6,918万2,000円、これを減額するわけでございますが、これは前政権の緊急経済対策で、小学校の就学前3年間の児童を対象に3万6,000円を給付するという、そういう事業として、9月補正で予算計上をさせていただいたところなんですが、政権交代によりましてこの事業は執行停止ということになりましたので、全額を減額するものでございます。

13ページをお願いします。

14款県支出金、2項1目3節児童福祉費県補助金、説明欄1の保育対策等促進事業費補助金72万円の増額でございますが、これは私立おうめい保育園の一時保育の利用人数が増加したことによる補助金の増となります。本事業につきましては、県3分の2の補助という

ことでございます。

それから、16款の寄附金、1項2目2節児童福祉費寄附金10万円の増でございますが、これは中央児童公園に保存・展示をしてございますSLの維持管理のために網戸地区にお住まいのエバト様からご寄附をいただきましたので、受納させていただきました。なお、この寄附金につきましては、中央児童公園の維持管理経費の一般財源のほうへ充当させていただきますので、歳出はございません。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

20ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、3項1目児童福祉総務費の説明欄1の子育て応援特別手当給付事業でございますが、これは歳入で申し上げましたように、事業が執行停止になりましたので、全額を減額するものでございます。

続きまして、4目保育所費108万円の増でございますが、これは説明欄1の一時保育事業の増額でございます。日中に保護者が病気などでどうしても保育をすることができない児童を保育所に一時的に預かる事業に対する補助金でございます。私立おうめい保育園の一時保育利用児童が当初の見込みよりも多くなりまして、補助区分がワンランク上がりましたので、増額とさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、平成21年度一般会計の補正予算、環境課分でございます。

歳入歳出でございます。

歳入については、予算書の11ページになります。

一番下のほうですね。12款2項2目の衛生手数料ということでございます。説明欄1番の塵芥処理手数料1,366万7,000円の減については、昨今の不況等に伴うごみ処理手数料、特に可燃系の事業系ごみの大きな減がありまして、減額したものでございます。歳入についてはこれだけです。

次に、歳出です。

21ページの一番下になります。

4款1項4目の環境衛生費、説明欄1番、環境衛生事務費でございます。金額については、607万4,000円の減でございます。内容については、東総地区広域市町村圏事務組合の負担金の減でございます。それに伴って、構成市3市が負担割合に基づいて返還されるものでござ

います。内容としましては、当初考えていた一般廃棄物ごみ処理基本構想計画の見直し等をする予定だった414万8,000円が、やらなくなってゼロ円と。それから循環型社会形成推進地域計画の見直し、これも当初、131万3,000円盛っていたものをやはりやらなくてゼロ円。あと地区住民との交換会、予算上は233万1,000円を当初盛っていたものが、やはりやらなくてゼロ円と。こういうものがゼロになったことにより、負担金の減となったものでございます。次に、22ページでございます。

4款2項2目の塵芥処理費、説明欄1番、塵芥処理施設運営費でございます。金額は5,805万4,000円の減でございます。内容としましては、消耗品費が入札の額の確定により1,000万円ほどの減、委託料の焼却廃棄物収集運搬委託料、これがやはり金額的には3,271万3,000円でございますけれども、これも額の確定による減、容器包装廃棄物選別処理業務委託料、これも額の確定により、1,482万6,000円の減という形でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の所管に係るものについてご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

第3表債務負担行為の変更につきましては、矢指小学校の改築事業について、開発の許可申請に伴う事務手続きが遅れているため、平成23年度までその事業執行を可能としようとするものでございます。

続きまして、27ページでございます。

10款1項2目事務局費の公立学校施設整備事業1,000万円の追加は、中央小学校の渡り廊下改修工事及び小・中学校6校のフェンス設置工事をしようとするもので、歳入の12ページでございますけれども、13款2項1目の総務費国庫補助金の説明欄2番、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するものでございます。なお、本事業につきましては、来年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。

3項1目の学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業4,346万2,000円の追加でございますけれども、これは第一中学校のキュービクル改修工事及び自転車置き場改築工事並びに第二中学校の自転車置き場改築工事を行おうとするもので、歳入でございますけれども、12ページでございます。13款2項1目の地域活性化・公共投資臨時交付金を充当するものでございます。なお、本事業も繰り越しをし、来年度実施しようとするものでございます。

続きまして、同じく28ページの説明欄2番でございます。第二中学校改築事業3,212万1,000円の減額は、屋外運動場整備工事完成に伴う執行残でございます。

続きまして、説明欄3番、飯岡中学校改築事業6,103万2,000円の減額は、飯岡中学校の建設予定地の見直し等により、設計業務委託料を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうの所管の事業でございます。

29ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございます。説明欄1番の社会教育活動費303万6,000円の減でございますけれども、これは青年海外研修事業を中止したための減額でございます。その要因につきましては、新型インフルエンザの感染が視察先でありますカナダのほうで確認されたということで、その流行を懸念しての中止ということでございます。

これに伴いまして、参加者からの負担もいただいております。14ページをお願いいたします。中段の雑入ですけれども、説明欄1番、青年海外視察研修参加者負担金82万5,000円の減額をしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

7ページをお開きになっていただきたいと思います。

歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

一番下の10款1項1目一般会計繰入金は、出産育児一時金や財政安定化支援事業として当初予定しておりました数値がだいぶ下回る見込みとなったことから、2,121万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

12款4項5目の雑入は、平成19年度に概算で納入いたしました老人保健拠出金が精算の結果、還付されることとなりましたので、869万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

9ページをご覧ください。

7款1項1目の高額医療費共同事業拠出金は、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから2,227万3,000円を減額するものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから8,672万7,000円を減額するものでございます。

10ページをお開きください。

11款1項3目の償還金は、過年度分の国庫補助金と県支出金の精算でございまして、概算額でだいぶもらい過ぎていたことから、国と県へ合わせて1億2,064万9,000円を返還するべく計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第13号につきましては、本会議でご説明したとおりで、新たに付け加える事項はございません。ご質問に応じてお答えしていきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、再度補足説明を申し上げます。

収益的収入では、外来収益の単価の増、負担交付金の特別交付税の増額を見込み、補正するものであります。

収益的支出では、人件費を人事院勧告による引き下げの減額、また材料費の抗がん剤等の高額薬品増加による増額であります。

次に、資本的収入及び支出では、平成20年度から22年度の継続事業であります再整備事業、新本館建設工事の工事額が決定したことにより、工事費の減額、これに伴い、企業債補助金の減額をするものであります。

以上、簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本会議の補足説明でも申し上げましたように、改正前は80歳以上の方々全員に支給しておりましたものを、80歳、88歳、99歳、100歳以上と、それぞれ節目を迎えた方に第3条にございますそれぞれの金額を支給しようとするよう一部改正をするものでございます。よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 1号予算でだいぶ入ったんですけども、それだけに大事な条例なのかなと思います。それで先ほど、木内委員とかの質問ありましたけれども、要するにこれが周知徹底できているかどうかという話だろうと思うんですね。それで、ただこれ、あれですか。例えば従来どおり、昨年まででいったら、例えば団塊の世代、21年生まれくらいなんてかなり厳しいんだろうと思うんですけども、2年、3年、4年といったらどのくらいかかるかという試算はやったですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 細かく試算をさせていただいたわけではございませんけれども、一昨年、それから昨年と支給をしておりますけれども、やはり300万円とか400万円とか、そういう単位で毎年この支給額につきましては伸びを示しておりますので、今後、本当に超高齢化社会を迎えるというような状況になった場合には、これらに対します支給額というものは結構な額になるのかなという、そういう感じでございます。

以上です。

- 委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

- 委員（佐久間茂樹） 多分そういうのはあまりやらなかったんだろうと思うんですね。それで大変申し訳ないんですけども、先ほど聞いていて、第2次のアクションプラン案が出ています。確かにまだ案ですから、これは周知徹底できていないことはもう明らかなんだろうと思うんですけども、その中の19ページ、私、言われたんでね、見させてもらったんですよ。それで、19ページに確かにあるんですよ。それで19ページの下のほうに長寿祝金支給対象者の見直し、平成22年度で実施、26年度まで矢印走っていますね。ところがその上の各種審議会委員等の報酬額の見直しというのは、22年度で調査、23年度で検討となっているんですよ。24年度から実施と。特に、合併して交付税が一本化算定されるまでの間は、私はこれこのまま実施していてもいいのかなと思っているんですけども、そういう意味でこれはなぜ、多分同じ議員でもやっぱり早くやめるべきだという人もいると思うんで、これはもう意見の分かれるところでしょうがないところなんですけれども、何かやっぱり木内委員おっしゃるように、何か準備がちょっと性急、足りなかったかなというような気がするんだよね。それで、上の各種審議会委員等の報酬額の見直しと同じような工程で、今年一応調査をして、来年検討して、24年度辺りから実施するというのであれば、その合併の一本化算定までちょうどいいのかなと思うんだけど、ちょっと何かここに来て急なような気がするんですよ。その辺はどうなんですかね。

- 委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 先ほどのご質問でも若干触れさせていただきましたが、この給付金の事業につきましては、もう本当に3年ほど前からこの事業をどうするんだということ、当時の伊藤市長ともかなりこの辺は協議をさせていただきました。それでいずれにしても、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、当時、この事業をこういう形で改正を

していくということになれば、よくその関係する団体の代表者の皆さんにお集まりをいただいて、それで意見を聞いた上でアクションプランの事業の中へきちっと計上して、それで見直しをしていったらいいだろうということでございましたので、一昨年、先ほどのご答弁と重なりますが、老人クラブの代表の方、それから社会福祉協議会の正副会長、そしてまた民生委員の代表の方、皆さんにお集まりをいただきまして、この改正につきましてご協議をいただきました。確かに先ほども周知の問題、今、佐久間委員もお話ありましたように、周知のところを徹底してご理解いただかないとなかなか難しい問題になるよというお話もございまして、それでその部分だけクリアできれば、この事業を縮小し、そしてまたその削減できた予算を他の事業へ振り向けるということも、これは今後やっていくべきだろうというご意見をちょうだいしましたので、昨年のアクションプランの策定のための委員会でございますけれども、そこにこの事業についても縮小していきたいということで事業を上程させていただきまして、その中では、特にこの事業についてそのまま継続すべきだろうというようなお話もちょうだいはできておりませんので、今回ご承認をいただけたというようなことで、前回のアクションプランの策定委員会の中で、それらは担当課とすればご理解をいただけたということで進めさせていただきました。それらを受けまして今回新たに5年間のアクションプランの見直しというような中で、改めてこれらを提案させていただいて、ここにございますように22年度からそれでは削減するんだということで、今回条例改正をお願いしているものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 再三その民生委員さん、あるいは老人クラブ等にいろいろ相談して、そのほうがいいという話がされているようなんですけれども、議会で議案として今ここに上がっているわけですね。やっぱり老人クラブ、あるいは民生委員さんの意見も大切なんですよけれども、まず最初、その既得権というか、受給権を持っている市民、それとやっぱり今議会にこうイエスかノーかと問われているわけなんですけれども、アクションプラン案ですよ。まだ一般には出してないですよ。少なくともここを出してから、出してから、それで一般市民、特に既得権者に周知徹底してからやるというのが筋なのかなというふうに私は思うんですけれども、今、ここで私、イエス・ノーと言われたら、どっちに、できれば立ちたいな、賛成したいと思うんですけれども、やっぱり既得権者がいるわけですから、その辺やっぱり十分配慮して、例えばこれは案なんですけれども、案ですから今度本物が出るわけで

すけれども、そのときに1年か2年くらい遅らすというのはどうなんですかね。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今回、こういうふうな形で提案をさせていただいたということ
でございますので、よろしくご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） やはり今聞いていて、ちょっと質問、やっぱり今お願いします。

民生委員さんとか老人クラブとか意見を聞いたというんですけれども、私は、その人たちから聞いているんですよ、「なくさないでほしいよ」って。これはね、本音と建前が違うような気がしているんですよ。それであるお宅へ行ったら、神棚に上げてあるんですね、そのもらったもの。お金5,000円。「ああ、本当にありがたいよ」ってお年寄り感謝しているんで、確かにこれをいきなりこう切っちゃって、あと80歳に達する者、あと88歳に達する者、80から8歳生きるといったら、お年寄りは大変だと思うんですけれども、こういう決め方。あと100歳の人に3万円あげたって、それこそ意味がないんじゃないかなと私は思うんですけれども、ここら辺、幾らかね。例えば5,000円を3,000円に下げても、これもそれっぽっちとまた怒られるかも分からないんですが、やれば本当に徐々に下げていくとか、下げるほどの金額でもないと思いますけれども、しかしお年寄りにとっては、市からいただける5,000円というのは本当にありがたいと思うんですよ。月に1回外で何か食べれば、5,000円あると10回ぐらい行けるんじゃないですか、きっと安い所で食べたらね。それで、あったものをなくすという、なくされた人のこの抵抗感を考えると、さっきも控室でちょっと話していたんですが、こういうのがお年寄り全般に広まると、何だよと、旭市は財政悪くないと言いながら、何で年寄りの楽しみにしている5,000円をなくしちゃうんだという具合にとられますよね、当然ね。ない事業、紙おむつ事業とか、今度は新規にやる事業よりも、今あった事業をなくされるほうというのは抵抗は相当あると思うんですが、それで心配して言うんですが、これはくどういようですが、あったのをなくしちゃうというとうとうかなと、大変心配するんですが、どうですかね。みんな、「もらえるものはもらいたい」と言っているんですよ。だから私は、そのやっぱり二・三年前ですか、この件、一般質問しようと思ったら、そういう質問はやめてくださいととめられた経緯もあるんでね、それで今言っているんですがね。

○委員長（向後悦世） 議案の審査は途中でありますが、ここで休憩いたします。時間は10分

ほどでいかがでしょうか。

じゃ、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ご答弁申し上げます。

もう既に委員の皆様にもご承知のとおり、民生費そのものだけでも昨年と本年度と比べますと、子ども手当はあるにせよ、35億2,000万円ほどの増額という、そういう状況がございます。パーセントにしますと2割5分以上のそういう全体的な予算の伸びというような状況でございまして、一般会計だけでなく、本当に高齢者の皆様が今一番必要とされる部分はどこなのかということになりますと、やはり介護に認定をされ、施設等、また在宅等で介護サービスをきちっと受けられる、そういうような状況をいかに市として作り上げていくかというようなことも、極めて大きな課題となっております。したがって、確かに給付をし、たとえ5,000円であろうが1万円であろうが、必要とされるそういう方々のお気持ちというものは我々も十分認識はしているところでございますけれども、本当に必要な福祉を必要としている皆様がどのような状況なのかということと併せて考えてみますと、一般財源が余裕があるのであれば、今の給付を全く変えることは私どもも考えませんけれども、そういうような民生費そのものの予算規模も大幅に膨らんでいく、そういうような状況、そしてまた今後超高齢化社会を迎えるに当たって、老人の皆様の介護をはじめとする事業の必要性というようなものも併せ考えた中で、今回、この案で少しでも一般財源を有効に利用させていただければということで考えたものでございますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内委員、今の質問でよろしいでしょうか。

じゃ、ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長さん、大変よく分かりました。説明どうもありがとうございます。

課長さんね、これでこれをやったおかげで浮くお金というのがあるでしょうよ。それを本当に民生に使えるかどうか。今、こう名前を言えないけれども、いろいろ施設へ入っていて、本当にそういう施設へ入っている人がよ、ちゃんとした介護を受けているかどうかも分からない状態ですよ。経営者はただ金をもうければいいというわけですからね。それをどういふふうに使っていくかどうかちゃんと説明してくださいよ。お願いいたします。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） その部分、特定のこの事業へというようなことではございませんが、一般財源をその分ほかへということになりますと、いろいろなもろもろの事業へそれらが使われていくということになるわけでございますけれども、先ほどの話と繰り返しますが、真に福祉を必要としている、そういう方々へより手厚くサービスが行き届くような、そういう考え方のもとで事業執行をさせていただくと、予算執行をさせていただくということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、課長、だいぶ苦しいところを申し訳ない。

ちょっと条例のほうで確認なんですけれども、ちょっとこう分かりにくいんです。今までは80歳から89歳までは金5,000円、90歳以上が1万円、ただし100歳に到達した年度に限り3万円ということで、今度これ、変わった条例によると、例えば100歳以上に達する者ということは、100歳以上の人は毎年すべて3万円もらえるということなんですかね。ちょっとその辺が、99歳が2万円ということなんでしょうか。これは100歳以上に達する者という条文からとると。

○委員長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、佐久間委員おっしゃられますように、100歳に達した方、そしてまた今後ずっと長命で100歳以上ご存命の方、これらの方々につきましては、百幾つになろうが3万円を給付させていただくと。そして、99歳の方については2万円を差上げますと、次の年は当然100歳になられるわけですから、次の年には3万円になってくると。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、本会議の補足説明で申し上げましたように第2条を、今まで助成対象になっていなかった精神障害者につきまして、自立支援法の目的にのっとりまして重度の障害に当たる精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を助成の対象に加えようとするもので、そしてまた第3条でございますけれども、他の医療保険制度による被保険者の住所地特例、これらの規定と同様に、本条例におきましても住所地特例の規程を加えるために条文整理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（野口國男） それでは、議案第27号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案のほうでございますけれども、本会議で説明したとおりでございますけれども、第3条の公園の代表地番の変更につきましてご説明させていただきます。

これは平成8年に旧干潟町におきまして、国土調査が行われました。これによりまして、代表地番でございました長部341番地が長部339番地に合筆されたことによるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、第7条、第8条の削除につきましては、本会議で説明したとおりでございます。大原幽学遺跡史跡公園内にありますキャンプ場、これが老朽化によりまして、安全な利用体制を確保することが難しくなったことから廃止することによるものでございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第27号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

干潟地区鎚木地先の旧干潟町西保育所を改修しまして、シルバー活力センターが平成元年に設置をされました。しかしながら耐震基準を満たしていない、そしてまた老朽化した建物であるばかりでなく、急傾斜地に建設がなされております。そしてまた敷地は隣のお寺のほうから借地でございます、その所有者からの返還要望もございます。現在は陶芸クラブの皆さんの利用だけということとなっておりますけれども、これもまた行政改革アクションプランにおきましても、公共施設の管理経費の節減のために、公共施設全般にわたって統廃合を含めた見直しをしていくことという、そういう目的のために、今回本条例を廃止させていただきまして、行財政運営の効率的な実施ということにつなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、議案第30号につきまして、補足をして説明申し上げます。

内容につきましては、本会議で説明したとおりでございます。老朽化によりまして施設の使用が危険な状況になったということを受けまして、旭市青少年憩の家を廃止することいたしました。したがって、旭市青少年憩の家設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。なお、底地でございますけれども、千葉県所有の保安林となっております。

2年生のクロマツを1平米1本植栽という返還の条件がございまして、1,167平米ございまして、1,168本植栽いたしまして返還する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成22年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、干潟シルバー活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市青少年憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありません。

せんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、平成22年度に支所の組織再編がなされますので、高齢者福祉課と社会福祉課のほうの福祉全般の業務の対応につきましてご説明をさせていただきます。

この4月1日から支所の業務の中で、今、住民福祉室で実施をしてもらっております高齢者福祉課の業務と社会福祉課の業務、これらすべて本庁で対応するというように組織が改まります。これはどちらかといいますと、高齢者福祉課も社会福祉課もそうなんですが、もろもろの福祉の関係する受付業務と一部相談業務と、そしてまた給付の部分を担っていただいている業務と大きく分けまして、3つになろうかと思えますけれども、それらにつきましては、確かに特に高齢者の皆さん、そしてまた障害者の皆さん、そういう皆様にとりましては、支所機能がなくなるということではいろいろとご不便をおかけする部分が出てこようかと思えますけれども、いずれにしても支所にそういう問い合わせがございましたときには、すぐに支所のほうでそれぞれ担当の連絡先というものを確認していただいて、こういうような相談がございます、こういうような受付業務でお客様がお見えになりましたというようなことで確認をしていただいて、本課の担当のほうから支所の担当者もしくはお客様へ直接そのお話をさせていただくこと、そしてまた必要に応じては、その申請用紙を郵送でお客様の所へお届けするというようなことも含めまして、何度も足を運んでいただくことがないよう努力をしてみたいです。そうしてまた支所のほうでも、季節といいましょうか、ある一定の期間の中で申請業務をやっていただくような、そういう場合においては、本課のほうから支所へ出向いてその期間対応をさせていただく等、十分に支障のないように注意してやってまい

りたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから所管事項ということで報告をさせていただきます。

生涯学習課の業務場所といたしますか、現在配置されております場所の変更、それと所管いたします体育振興班の班編制につきまして、若干変更がございますので、報告をさせていただきます。

まず、現在、海上支所2階に生涯学習課のほうに配置されておりますが、支所機能の有効活用という観点から、この4月より1階のほうに配置替えを行います。よろしく願いしたいと思います。

それと、生涯学習課の中に体育振興班がございます。事務事業の効率化という観点から、事務所を体育振興班だけ総合体育館のほうに移す予定でございます。なお、総合体育館の業務を体育振興班のほうに統合いたしまして、4月からは体育振興班ということで、総合体育館のほうで業務を行うこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室のほうより報告いたします。

お手元に常任委員会の報告という書類のほうですが、お配りしてあると思いますが、この書類のほうの1ページをご覧くださいと思います。

これは、今年10月、9月30日から10月までの国体の競技会の概要でありますけれども、議会の全員協議会で説明しましたとおり国体のほうは、卓球競技会、9月30日から10月4日までの5日間行われます。チーム数は、少年男女、青年男女合わせて155チーム、約460名が大会に挑む予定になっております。このほか、各チームの応援者、観客、報道関係者などを合わせますと、過去の国体を参考にいたしまして、約8,000名が体育館を訪れるものと予想しております。

次に、資料の2ページ目をご覧くださいと思います。

これは、会場の全体の配置図ですけれども、現在の予定では基本的には昨年のリハーサル大会と同様ですが、リハーサル大会の反省点を考慮しながら、また観客や従事者も増えるため、25番ですね、こちらの交流テント、それがわきにもう1つテントが出ておりますけれども、

こちらのほうを増やしまして、交流テントの広さを広げる。また交流テントの中には、こちらで試合も観戦できるようにモニターを2台設置する予定でございます。

また、観客の利便性を考慮いたしまして、左の上、スポーツ公園の入り口のほうですね、27番に輸送本部とありますが、ここへタクシーの乗降所を設けたいと思っております。

また、体育館が狭いものですから、体育館のほうの館外、これもリハーサル大会と同様なんですが、裏側部分に20番、21番とございますけれども、これを競技役員や選手控室のテントということで対応したいと思っております。リハーサル大会ではプレハブへ控室を作りましたが、ちょっと手狭で作業が混乱しましたので、控室関係はテントで対応したいと思っております。

それから、正面ですね、正面の公園の園路部分に売店を設置すると同時に、また交流テントの近くに仮設のトイレですか、そういうものも設置したいと思っております。

続きまして、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、3ページのほう、体育館の入り口ですけれども、昨年、入り口がだいぶ混雑いたしましたので、入り口の外側にテントを設置いたしまして、そのテントの中で下足に履き替えていただく、そういう形で、入り口のほうの混雑を緩和したいと思っております。

それと、卓球競技会の開始式ですが、リハーサル大会のときには、メインアリーナの入り口側、そこが正面になっておりまして、そちらを向いて開会式を行いましたが、今回はコート数も多くなっておりまして、非常に中が狭くなります。そのために、体育館の北側の観客席ですね、そちらを正面にいたしまして、ちょっと看板と変則的になりますが、そちらが正面になりまして、開始式を開催したいと思っております。これは今現在のこちらの配置の予定ですが、今後、後続の同じものだとか、そういうものがありました場合には、若干の配置も検討していきたいと思っております。また、こちらのほうの概要を今説明いたしましたが、事業計画や予算につきましては、議員の皆様に出席いただきます総会、4月19日に予定しておりますけれども、そちらで正式に決定される見込みでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、ご報告申し上げます。

文教福祉常任委員の皆様には、既にご報告をさせていただいた件でございますが、互いの学校の誹謗中傷をしたメール交換のトラブルが発端となった旭市大型店舗付近で発生いたしました市内中学校の生徒が関係する事案について、その後の経過を報告いたします。

事案発生後、けがを負った生徒の保護者から旭警察署に被害届が提出されました。被害届を受理した旭警察署は、関係者全員の事情聴取を現在進めているところであります。また旭警察署より、事情聴取を最優先するため、学校間におけるやりとりは控えることが望ましいとの助言をいただいております。この事案に関係した生徒に対しましては、各学校において十分な事後指導と再発防止の指導を行い、現在は以前と変わらない通常の学校生活を送っております。心配していた学校間同士の２次的な事件も起きておりません。これからも市内中学校がお互いの情報を積極的に交換しながら連携、協力を図るとともに、教育委員会としても、積極的に助言や指導、支援をしていく所存でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

- 委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

- 委員（木内欽市） 1月の臨時会でパソコンを購入されましたけれども、確か台数は1,000台ぐらいだったと思いますが、これはどの学校へ何台ぐらいずつやるのか教えてください。

- 委員長（向後悦世） 木内委員の質問に対し、答弁をお願いいたします。

（発言する人あり）

- 委員（木内欽市） じゃ、資料を見つける間に、そのほかに、学校で先生方などもこの教えることができるのか、やはり対応にも十分できるのかいろいろ疑問があります。また、改築を予定している学校では、やはり3月に設備を整備しても、改築時にまた再工事が必要になることが予想できますが、この件はいかがでしょうか。それと併せて、今後このパソコン、具体的にどのように利用を考えているのか。各校の準備体制はどうなっているのか、パソコンの保管方法など質問いたします。

- 委員長（向後悦世） じゃ、庶務課長、お願いします。

- 庶務課長（浪川敏夫） 学校ごとの配置数につきまして、ただいま資料、持ち合わせてございませんので……

（「概算で結構です」の声あり）

- 庶務課長（浪川敏夫） すみません、3.6人に1台の割合と承知しておりまして、各校の人数を3.6で割るとするということで考えております。それとその具体的な指導の方法だとか、あるいは保管の場所だとかにつきましては、学校教育課長のほうから。

- 委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、木内委員のご質問にお答えをさせていただきます。

パソコンのまず利用の仕方でございますが、今までですと各学校にあるパソコン室に資料のほう検索に行ったりホームページを開いたりというようなことで行かないとできなかった調べ学習が各教室でできるというメリットがございます。各クラスに学校内、LANを張りますので、無線LANで各学級の中でそういった情報を得ることができるということが言えるかと思います。それによりまして、子どもたちのパソコン利用の度合いと言ったらいいでしょうか、それからパソコンを利用した学習、こういったものがかなり進むものというふうに考えております。

それから、各教室の書棚等、かぎのかかるような場所を一つ指定させていただきまして、そういった場所にパソコンを管理する、もしくはパソコン室の棚等で管理をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） じゃ、庶務課長、お願いします。

○庶務課長（浪川敏夫） 資料が出てまいりまして、全部で1,007台ですけれども、学校ごとに申し上げますか。

（「いいです」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） いいですか。

（「次をお願いします」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） そうですか。

それと今、学校、工事する学校にどうのというお話がございましたけれども、これはノート型でございますので、工事を予定する学校であっても購入しておくということで考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） それと1つ、教える先生のほうの対応というのは。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 職員にも1人1台のパソコンが行き渡ります。それを持って常に研修しながらということになるかと思いますが。現在、各1年生から6年生まで、例えば小学校ですが、それぞれのクラスの先生が中心となり、既にパソコンの学習をパソコン室等を使って行っておりますので、その延長線上にあるものというとらえ方をしております。さ

らには各学校で毎年このパソコンの研修を行っておりますので、そういったこともさらに進めながら、子どもたちの利用推進に向けて取り組みを強化してまいりたい、このように考えているところであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） ちなみに今までは何台ぐらいあったんでしょうか、買う前。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、その前の数字については後でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。すみません、お願いします。

○委員長（向後悦世） じゃ、木内委員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後悦世） じゃ、その他、何かお聞きしたいことがありましたら。

林委員、お願いします。

○委員（林 七巳） ちょっと内容について聞きたいんですが、フィルタリングのほうは学校でするんですか、それとも業者が来てするんですか。そのところがちょっと心配です。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 業者のほうで契約時に各学校すべて一緒の同一の形でやることになろうかと思います。現在、各学校が契約して、パソコン室に入っているパソコンについては、少しずつ導入年度が違いますので、それから、プロバイダーも違っておりますので契約の内容が違いますが、いずれにしても、各教室で子どもたちが使う場合にはきちっとしたフィルタリングの中で必要な情報は得られるようにというようなことで対策のほうはきちっとしております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） では、その他、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

保険年金課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

- 委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書に対しましての担当課としての参考意見を述べさせていただきます。

この中で、保険で良い歯科医療が行えるようにという陳情でございます。歯科に係る診療報酬の適用範囲を申し上げますと、悪くなった歯を日常生活に支障のないレベルへ回復させることを目的としておりまして、より快適にする、よりきれいにする、将来悪くならないように予防するといった目的では、残念ながら保険は適用できないことになっております。ですから樹脂素材でできたような入れ歯は保険の適用になりますが、より快適でよりきれいにといったことで注文されるような、いわゆる高価な入れ歯は今後も難しいと解釈するほかはございません。

また、保険で歯周病の治療が十分にできるようにということですが、医療費が年々増加している中では、先ほども申し上げましたように、日常生活に支障のないレベルへ回復させる範囲内でしか対応できないというのが財政上の実情ではないかと思っております。

ただし、このたび診療報酬の改定が予定されておりまして、歯科診療においては平成22年度から2.09%の引き上げが行われます。そういう点から申し上げれば、今後は多少なりとも改善につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時13分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど、課長さんのほうから説明ございました。

それで、歯科医の診療報酬も2.09%上がっている中で、これ以上の上限があった場合には、課長さん、今度、国保の保険料にも触ってくるでしょう。そうですね。市民の負担が増えるということです。それはちょっと私は市民の皆さんに申し訳ありませんから、そういう私の意見でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに意見はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、陳情事項で保険で良い歯科医療の実現を求める意見書を国に提出することというんですけれども、私も保険のその適用範囲、例えばどんな入れ歯だったらどのくらいの保険がきくのかとか、何かかなりこれ、あいまいでちょっと分かりにくいんですけれども、こんな陳情の仕方でもいいんですかね。分かったら教えてもらいたいんですけれども。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 陳情の仕方については、ちょっと私もよく分かりませんが、この中でどの程度までかというのは、ちょっとどこまでが保険でどこまでが保険適用じゃないか、その辺のところはち

よっと自分も歯医者じゃないものですから、細かいところまではちょっと理解しておりません。申し訳ありませんが。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

そのほかに質疑等ありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） では、特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第1号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ござい

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

- 委員長（向後悦世） 次に、1点、ご協議をお願いしたいと思います。

案件については、当委員会の行政視察等においての手続きについてであります。

来年度、平成22年度からとなりますが、委員会の行政視察については、補助金から費用弁償で対応することに伴いまして、本会議において、委員会の閉会中の継続調査とする旨の議決をいただく必要がございます。

理由については、委員会の開催は、原則、議会の会期中に開会できるものとなっております。当然、視察は閉会中に開催することになりますので、委員会が閉会中に開催できる手続きが必要になってくるものであります。また、委員会として所管事務に関する視察となれば、万が一災害が生じて、公務災害とすることが可能となってくるものであります。

このことから、皆様のご理解を得た後、議長に閉会中に開催できるよう申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布しました申出書案をご覧くださいと思いますが、調査事項については、地方自治法第109条第4項で規定されております常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出してよろしいかご確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

- 委員長（向後悦世） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時20分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成 22 年 3 月 16 日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 3 月 1 6 日 (火曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 7 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 公契約条例の制定を求める陳情

出席委員 (7 名)

委員長	島 田 和 雄	副委員長	飯 嶋 正 利
委員	林 正一郎	委員	林 俊 介
委員	柴 田 徹 也	委員	太 田 將 範
委員	大 塚 祐 司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 林 一 哉

説明のため出席した者（２７名）

副 市 長 増 田 雅 男
秘書広報課長 米 本 壽 一
財 政 課 長 加 瀬 正 彦
市 民 課 長 増 田 富 雄
消 防 長 菅 谷 衛 一
そ の 他 担 当 員 １ ７ 名

総 務 課 長 平 野 哲 也
企 画 課 長 堀 江 隆 夫
税 務 課 長 野 口 徳 和
会 計 管 理 者 高 山 重 幸
監 査 委 員 長 林 久 男

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

3 月も半ばを過ぎまして、先日は市内 5 校の中学におきまして、卒業式が行われました。これから、各小学校、保育園も、卒業式、卒園式が行われます。また役所も、年度末ということで、だいぶ慌ただしくなっておりまして。

議会のほうは、選挙後、初めての議会ということで、総務常任委員会のメンバーも一新をされまして、これからスタートを切るというところでございます。私も委員の皆様のご推薦をいただきまして、初めて委員長に就任をいたしました。よろしくご協力をお願いいたします。

3 月の第 1 回定例会は、主には予算の議会であります。執行部は、常に市民の生活の向上を目指した予算を組まれていると考えていますが、今回、総務常任委員会に付託されました議案について、委員の皆様の慎重な審査をお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 7 名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さんには、大変ご苦労さまでございます。3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案は10議案と、陳情1件を審査いただくようお願いをしたところでございます。

なお、11日の木曜日ですか、建設経済常任委員会が終了いたしました。きのうは文教福祉常任委員会が終了いたしました。きょうは総務常任委員会ということで、最後の常任委員会でございます。どうか十二分に審議を尽くされまして、ご理解をいただきますように私からもお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、委員の皆様方並びに林議長さんには大変ご苦労さまでございます。本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号、平成22年度一般会計予算の所管事項、議案第11号、平成21年度一般会計予算の所管事項、議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定、議案第18号、雇用促進住宅整備基金条例の制定、議案第19号、雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定、議案第20号、行政組織条例の一部改正、議案第21号、職員定数条例の一部改正、議案第22号、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第25号、市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議の10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

- 委員長（島田和雄） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、地方自治法第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての10議案であります。

初めに、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第１号、平成22年度旭市一般会計予算の議決につきまして、補足説明申し上げます。

お手元にお配りしてある議案第１号の資料をご覧くださいと思います。起債の事業の一覧表になっております。

財政課からは、22年度に予定しております起債について、この表をご覧くださいながら説明したいと思います。

この表につきましては、平成22年度に予定しております市債の一覧となっております。表の見方なんですけれども、左側から事業名、それから起債の対象事業費、それから財源内訳、起債の種類、充当率、交付税算入率、一番右側が交付税算入見込額と、そのような整理をいたしております。全部で21事業あるんですけれども、主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、一番上のコミュニティバス整備事業ですが、事業費は1,304万2,000円、市債を610万円予定いたします。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、交付税算入率は70%で、一番右側にありますが、交付税算入見込額は427万円となっております。

次に、一つ飛ばしまして、3番目の経営体育成基盤整備事業ですが、事業費は1,984万5,000円、市債を1,780万円予定いたします。

起債の種類は、一般公共事業債となります。これにつきましては、ここに記載のとおり、2種類の充当率がございまして、通常分が30%、財源対策債分が60%、合わせて90%となります。交付税算入率は、通常分がゼロになります。財源対策債分が50%で、交付税算入される額、これは590万円の見込みであります。

次に、下のほうになりますが、少し飛ばしまして消防施設整備事業、これは消防庫です。事業費は1,600万円で、市債を1,200万円予定いたします。起債の種類は防災対策事業債で、充当率は90%、交付税算入率は50%で、交付税算入見込額は600万円であります。

次に、最後にございます臨時財政対策債ですが、これは交付税の不足分を市が借り入れるもので、市債を17億6,700万円予定いたします。起債の種類は臨時財政対策債で、充当率は100%、交付税算入率は100%です。交付税の算入見込額は17億6,700万円となっております。

最後に、表の一番下の合計欄をご覧ください。左から総事業費53億7,298万9,000円、その財源として国庫支出金が4億4,878万9,000円、県支出金が348万1,000円、その他が652万1,000円です。市債が47億4,550万円、一般財源が1億6,869万8,000円でありまして、一番右が交付税算入見込額の合計で、37億8,236万円であります。

このように、平成22年度に予定いたします市債の総額は47億4,550万円となっております。そのうちの37億8,236万円、約79.7%が交付税で措置されるというような有利な起債を市のほうは使っていくということでございます。

この表につきましては、説明は以上でございます。

あと、財政課から実はもう一つお配りしてございますけれども、もう一つの公債費負担適正化計画につきましては、所管事項の報告の中でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、各所管課から説明をさせていただきます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうより、議案第1号の平成22年度旭市一般会計予算に係ります人件費関係について、補足説明させていただきます。

厚い予算書のほうをご用意いただきたいと思います。290ページでございます。よろしいでしょうか。

それでは、説明申し上げます。

これは給与費明細書ということで、一般職の職員分でございます。

まず、上段の(1)の総括の職員数でございますけれども、本年度といいますが、平成22年度は728人でございます。これは、平成22年1月1日現在で各課に配置している職員数を基本にしまして、退職予定者あるいは採用者、会計間の異動等を考慮させていただきまして、平成22年度当初の配置予定者数を、まああくまでも予定でございますが、計上したものでございます。

それから、給与費のうち給料につきましては、本年度の予算額が27億7,128万6,000円でございます。前年度と比較して3,502万7,000円の減となっております。これは主に職員数の減、それから給与改定に伴う減額の分、それから定期昇給による増加、あるいは退職等のいわゆる新陳代謝、そういったもの全部含めまして、増減を含めまして、結果的には減ということでございます。

次の職員手当でございます。手当につきましては、下の段に内訳を載せてございますので、これによってご説明をさせていただきます。

まず、扶養手当でございます。手当の内容につきましては、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等に係る扶養手当につきましては、1人6,500円というような内容でございます。前年度と総額を比較しますと、54万6,000円の減額でございますけれども、これは扶養人数が減少したこと等によるものでございます。

次に、住居手当でございます。手当の内容につきましては、持ち家の場合、月額4,300円、借家の場合には、家賃に応じまして計算して支給するわけですが、最高の支給限度額というのは2万7,000円ということになっております。前年度と比較しまして3万9,000円ほどの減でございます。

次に、通勤手当でございます。内容的には、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について、距離数に応じまして支給。それから、電車等の公共交通機関等を利用の場合には、定期券等の運賃相当額が支給されます。ここにつきましては、前年度と比較しまして5万6,000円の減ということでございます。

次の特殊勤務手当、それから時間外勤務手当につきましては、前年度と同額を計上いたしております。手当の内容でございますけれども、特殊勤務手当につきましては、主に消防職

員の火災出場等の手当が主でございます、金額は1回200円から500円程度の手当の支給ということになります。

次に、時間外勤務手当は、平日の午後10時までは、1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額。それから、週休日の午後10時までは、100分の135を乗じて得た額。それから、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額を支給するものでございます。

次に、宿日直手当でございます。これは、休日に日直業務をした者に対しまして支給するもので、1回、これは定額で4,200円ということになっております。前年度と比較しまして136万3,000円の減は、本庁の日直人数等の減、クリーンセンター等の日直の廃止、これは振り替え制度に変えたということで、そういったところで減になっております。

次に、管理職職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当につきましては、前年度と同額でございます。管理職職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合に、一定の額、6,000円から1万円くらいの範囲で支給するものでございますけれども、実際にこの手当の支給というのはないという状況でございます。

次に、休日勤務手当でございますけれども、休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額、これは一般職の職員でございますけれども、支給するものでございます。

続いての管理職手当、これは管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円ということで、これは定額の支給で現在はなっております、管理職に支払われる手当でございます。前年度と比較しまして264万3,000円の減額でございますけれども、管理職人数の減あるいは管理職手当の定額化ということで経過措置がございまして、これが100分の50から100分の25に減少したということで減となっております。以前は率で支給していたんですけれども、今回は定額化されたということで、その経過措置ということでございます。

続きまして、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は、6月が1.25月、12月が1.5月、勤勉手当は、6月も12月も0.7月で、合計で年間の支給率は4.15月分となります。前年度と比較して、期末手当は7,202万1,000円の減、勤勉手当は3,392万7,000円の減となっております。これは、ご承知のとおり、人事院勧告によりまして支給月数の減、あるいは職員数の減少等によるものが原因でございます。

次の児童・子ども手当のうち子ども手当につきましては、平成22年4月から新設される制度でございます、これまで、小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されてい

た児童手当が拡大されまして、中学校修了までの児童・生徒を養育している職員に支給されるものでございます。前年度と比較しまして1,998万5,000円の増額でございまして、支給対象児童数の増、あるいは支給月額が一律1万3,000円ということに増額されたことによるものでございます。

次に、夜間勤務手当につきましては、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるものでございまして、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しております。対象は、やはりこれも主に消防職の職員でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、22年度の一般会計予算の議決について、本会議の質疑以外についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の13ページのほうをお開き願いたいと思います。市税でございます。

1款1項市民税の1目個人分の現年課税分でございますが、均等割の納税義務者数は3万2,739人を見込んでおります。税額については、21年度予算のほうで厳しく見ましたので、ほぼ前年同額と見込んでおります。

2目の法人市民税につきましては、課税対象の法人数を1,659社と見込んでおります。減につきましては、現在の景気後退による業績不振により減少しているというものでございます。

次に、2項固定資産税の課税対象となる土地の筆数でございますが、約18万、家屋は約5万1,000棟でございます。なお、新增築分につきましては、約330棟見込んでおります。また、償却資産につきましては、約4,000件と見込んでおります。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。

3項の軽自動車税につきましては、課税対象の台数を3万57台と見込んでおります。増につきましては、軽四の乗用タイプが若干増加したということでございます。

次に、4項の市たばこ税は、年々、たばこの喫煙本数が減少していることから、減を見込んでおります。

なお、市に入りますたばこ税につきましては、たばこの単価300円のマイルドセブンでいいますと、1箱65円96銭で税として入ることになります。

次に、6項入湯税は、課税人数を7万4,629人と見込んでおります。増加しましたものは、食彩の宿いいおかにつきましては、リニューアルの改修が終わったことによる平年ベースに

戻ったということでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、歳出の主なものについてご説明いたします。

飛びまして、71ページのほうをお願いしたいと思います。

2款2項2目賦課徴収費の説明欄1番、調査賦課事務費の13節委託料の4番目になりますけれども、評価基本図加除修正委託料につきましては、土地及び家屋の移動等に伴いまして土地の地番の現況図、家屋現況図の電子データの加除修正を行うものであります。

また、次の固定資産評価基礎調査委託料につきましては、平成24年度の評価替えに向けた土地の評価に関する基礎調査を平成21年度から平成23年度の3か年間、総事業費2,646万円で行うもので、平成22年度分の金額となります。

続きまして、説明欄2番の収税事務費の8節報償費につきましては、本年、固定資産税の前納報奨金制度の廃止に伴う減少となっております。昨年度は、約3,200万円ほど予算計上しておりました。

次、72ページのほうをお願いしたいと思います。

説明欄3番の緊急雇用創出滞納整理推進事業は本会議でご説明しましたが、説明欄4番の固定資産台帳整備事業と同様で、市が短期雇用及び就業の機会の創出のため、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を受けて行う事業で、補助率は100%であります。歳入については、29ページに計上してあります。

次に、事業の内容につきましては、滞納整理に伴う所在調査、財産調査、登記調査などについて、文書での照会事務を行うため、臨時職員1名を雇うもので、臨時職員の人件費であります。

なお、職員につきましては市が直接採用するもので、採用に当たりましては、ハローワーク等の協力を得て失業者を雇うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから、過日の全員協議会の席上でご説明しました事業以外で何点かご説明をさせていただきます。

最初に、予算書のほうの64ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項10目地域振興費の中の説明欄2、地域審議会運営費114万円を計上させていただいてあります。この地域審議会の制度につきましては、合併によりまして、新市の施策全般に関しまして、きめ細かに住民の意見を行政に反映していくようにというようなことで旧3

町にそれぞれ創設されたものでございます。設置の期間は、合併の日から来年度、平成23年3月31日までとなっております。現在、委員の数は、各地区15名以内ということになっております。この予算で、来年度、年4回開催をしたいというふうに考えております。

続きまして、下の65ページの説明欄5、出会いの場創出事業150万円、同じくその下の説明欄6、婚活サポート事業200万円、併せてご説明をさせていただきます。この二つの事業、いずれも男女の出会いの場を創設しまして、いわゆる婚活を市民、行政が一丸となって進めようとするものでございます。出会いの場創出事業につきましては市単独事業、婚活サポート事業は、全額、国の補助にて実施をするものでございます。

実は、平成21年度の第1次補正予算の中に安心子ども基金、こういうものが創設されて、その中で、少子化対策の原因の一つに、未婚化あるいは晩婚化の要因が挙げられたわけでございます。国においては、自治体が行う婚活支援に全額支援する制度が創設されました。この制度を活用しまして、婚活サポート事業を平成21年度と来年度、平成22年度に実施をさせていただきます。

国の制度の中では、実は既に実施している事業や単に市町村の負担を軽減するための事業、あるいは今まで一般財源化された事業、これにつきましては補助対象としないと、そういう事業の縛りがあったものでございます。市では、これまで実施しています事業とは別に、国から支援を受けまして、婚活サポート事業として異性とのコミュニケーション能力の向上のためのいろんな研修会の開催、あるいは出会いの場の提供等、積極的に開催をしたいということで予算化をさせていただきました。

続きまして、66ページのほうをお願いいたします。

説明欄8のところにバス路線維持対策事業を計上させていただいてあります。597万1,000円。これにつきましては、千葉交通が運行しますバス路線、府馬線、旭から小見川間でございます。それと旭銚子線。これにつきましては、損失額の2分の1を、府馬線については香取市、旭銚子線につきましては銚子市との距離の案分にて千葉交通に補助をするものでございます。

さらに、続きまして、説明欄9、基金積立金2,506万7,000円を計上させていただいてあります。これにつきましては、旭市地域振興基金条例に基づきまして、市民の連帯の強化及び地域振興を図るための基金が設けられたものでございます。合併特例債充当率95%、国より元利償還の70%が普通交付税により措置される大変有利な制度でございます。この制度によりまして、平成17年度から19年度まで3か年、毎年6億2,100万円、総額18億6,300万円を基

金として現在管理しております。この運用益、いわば利子を、2,506万7,000円、これを基金に編入するものでございます。

最後に、79ページをお開きいただきたいと思います。

2款5項の中に統計調査費がございます。また、申し訳ありません、80ページの下の方に、説明欄3、国勢調査費2,309万8,000円を計上させていただいてあります。これは、ご承知のように、実は、平成22年度につきましては、5年に一度の国勢調査の年に当たります。本年10月1日を調査日としまして調査を行うために、各種の経費を計上させていただいたものでございます。

以上で企画課のほうの説明は終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

質疑ございませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 65ページのさっき言いました婚活サポートなんですが、私も46歳なんですが、同級生あたりにまだ農家で長男でということでかなり残っている方がいらっしゃいます。これを若い方と一緒にというのはなかなか出にくいというものもあると思うんですよね。その辺のところ、年齢別を少し分けていただいてやることは可能なんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） ご指摘のように、年齢層が違っていると、例えば40歳代の男性、20歳代の女性、ちょっといろいろ話が食い違ってついていけないという、そういう男性がいます。そんなことで、多少、年齢層も考慮してやっているつもりではございますけれども、今ご指摘いただいたように、22年度についてはそのように考慮して努めたい。

特に4月に、中には女性のほうでお嬢さん限定という方もいます。いろいろ場所の提供するときに、私はどうしてもお嬢さんを希望なんですよという方もいますので、それに限定して開催をしようとか、そんな取り組みで現在進んでおります。

ご指摘いただいたことにつきましては、今後とも検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（島田和雄） よろしいですか。

そのほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 俊介） では、何点かお聞きしたいと思います。

最初に14ページ、1款市税の軽自動車の件なのですが、これは徴収率を92.3%というふうに見ておりますけれども、ちょっと低いように見込んでおりますけれども、どうしてこのような形で低く見ているのか。税金であれば、本当は100%上がるのが当然だと思いますけれども、これについて低く、92.3%と見ている内容、それとこれについての対策等について、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、64ページ、説明欄13の委託料。これ、児童交通安全街頭指導委託料でございますけれども、180万1,000円ということなんですけれども、これはボランティアの方も結構あると思いますけれども、現在、市内で対象としている人数、街頭指導員の人数ですね。それに対する手当等について、分かれば詳細にお願いをしたいと思います。

それともう一点、65ページの説明欄4番の市民まちづくり活動支援事業は305万4,000円となっておりますけれども、これは報償金が5万4,000円で、あとはその事業に対する補助金となっておりますけれども、この事業の主な内容についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 14ページの軽自動車税の徴収率の関係でございますけれども、まず軽自動車税につきましては、税額が一番安い50cc以下が1,000円という税額から最高でも7,200円ということで、特にバイクにつきましては、低い排気量については車検制度がないということで、廃車しても、その届けをしないでそのままどっか行っちゃうとかそういうのがあって、旭市だけではなくて、ほかの市町村においても、この軽自動車については収納率が低い。

そうということで、今後の対策としましては、今度、電算システムが新しくなりますので、近い将来的にはコンビニ収納でもできるようになる。簡単に納付ができるような窓口を広げていきたいなということで考えております。

- 委員長（島田和雄） 総務課長。

- 総務課長（平野哲也） それでは、予算書の64ページでございます。一番上にあります委託料、児童交通安全街頭指導委託料でございますけれども、それにつきましては指導員ということございましたけれども、実際にはシルバー人材センターの方々を活用してお願いいた

しております。この方々には、手当でございますけれども、時間当たりの手当で1時間1,090円ということで、若干時間は地区によって違うんですけれども、14人の方をお願いしまして、延べの時間としまして118時間で単価が1,090円ということで委託をしているものでございます。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、65ページの市民まちづくり活動支援事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業は、先ほどの説明の中で地域振興基金ということで説明をさせていただきました。この基金の一部を活用しまして、市民のまちづくりに対しまして各種団体に支援をいたしますのでございます。

補助対象としましては、市民活動団体が自主的・自発的に行う公益性の高い事業に対しまして、スタート支援としまして団体の立ち上げや立ち上げて間もない団体、これらの団体が事業展開する際に、上限を50万円としまして、結成後2年間の中で支援をさせていただく。

もう一つはステップアップ支援というようなことで、新規事業の拡大、あるいはまちづくり活動の活発化を支援するというようなことで、補助率としましては、補助対象経費の2分の1以内で、上限を50万円というようなことで実施するものでございます。

地域振興基金を使って、その運用益で市民がいろいろまちづくり活動をする際の支援ということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 俊介） 今、市民まちづくり活動支援が企画課長から説明ありましたけれども、団体ということでございますけれども、だいたい団体数はどのくらい見込んで。

○委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 平成22年度の事業としましては、先ほどのスタート支援事業につきましては5件、ステップアップ支援事業につきましては同じく5件、合わせまして10件を予定させていただいております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願

いをいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号でございますけれども、本会議で補足説明申し上げたと
おりでございます、特にこの場で追加して説明する内容はございませんので、よろしくお
願いいたします。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第11号の補正予算書のほうをご用意いただきたいと思います
思います。

16ページをお開きいただきたいと思います。

上の段になりますけれども、2款1項1目、説明欄1番の庁舎改修工事ということでござ
いまして、15節の工事請負費に2,500万円という計上がございます。これは、電算業務の更
新というのが予定されているわけですが、これに伴いまして、現在の海上支所のほうに新し
いサーバー室を設置するための改修工事。それから、同じく電算業務に係る事務室を若干設
置するということに伴う工事。それから、消防の海上分署でございますけれども、これも海
上支所の部屋を活用しまして、そこを改修するというための工事を予定するものでござい
ます。

続きまして、次の説明欄、その下にございます2番の基金積立金3億円ということござ
いますけれども、これにつきましては、昨年3月に旭市庁舎整備基金条例というのを設置い
たしまして、昨年も3億円の積み立てをしたわけでございますけれども、これは市庁舎の建
設及び改修に要する費用の財源に、将来の財源に充てるために、平成20年度と同額の3億円
を今回積ませていただくということでございます。

続きまして、同じく16ページの下の方になりますけれども、2款4項4目市長選挙費、
それから18ページになりますけれども、2款4項5目市議会議員選挙費につきましては、そ
れぞれ歳出が確定しましたので、不用な額を減額するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 2点ほどお尋ねをいたします。

16ページ、先ほどご説明をいただいたんですが、庁舎改修事業。海上支所に電算のサーバ

一室を設けるということで。それともう一つ、消防庫が、海上の分遣所ですか、あれが古くなって、庁舎の裏にある、今車庫に使っている建物を使うということですか。それをちょっと説明してもらいたい。合わせて2,500万円ですよ。だから、そのぐらいでできちゃうのかなと思って、逆に。お聞きしたいと思います。

それと、庁舎の建設基金ですよ。これ、3億円、補正で出るわけですがけれども、22年度の予算には1,000円になっていますけれども、これは余裕ができたか何かそういうことですか。ちょっとその辺、説明をお願いします。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、まず1点目の庁舎サーバー室と、それから海上分遣所の改修合わせて2,500万円かということでございます。まず1点目のサーバー室の関係は、確かに電算のほうは更新するというので、現在の相談室と旧電算室が海上にあるわけですが、そこを改修しまして、現在、旭市では、光ファイバーが全部、公共施設つながっておりますので、サーバー自体はどこにあっても大丈夫だということ。それから、電算を更新するときには、どうしても並行稼働というものが若干必要になります。新しいシステムと旧システム。そういった関係もありまして、現在の電算室、ここから見えるんですけれども、あちらの社会福祉課のある建物の2階にあります。相当重たいものですから、やはり強固な所がいいということで、比較的新しい海上支所にサーバー室を移そうということで、これらの準備を来年するというのでございます。この改修費ですね。

（発言する人あり）

○総務課長（平野哲也） 1階でございます。玄関入って正面くらいになりますでしょうか。廊下の北側にあります。やはり元電算室があったところなんですけれども、それと相談室を併せて改修すると。

それからもう一点でございますけれども、海上分署。これは現在、海上の分遣所ですね。消防署の分遣所。団じゃなくて、署のほうの分遣所ですね。分遣所というか、分署と言っていますけれども。そちらの建物が市役所南側の農協の前のところにあるんですけれども、この耐震診断をやりましたところ、もう補強がきかないという状況でございまして、じゃあこれはどうしようかということで、すぐ近くに海上の支所がスペース的にはあいているということで、場所につきましては、支所の旧食堂として使っていた部分があります。廊下を挟んで北側。東側寄りの北側ですね。そこに、食堂として使って、あるいは休憩室みたいな所が、

畳敷いた所があるんですけども、そこがいいだろうということになりまして、そちらを改修して。

先ほど、ちょっと車庫というお話がございましたけれども、ですから、分署そのものは支所の中ということですね。車庫については、裏に、先ほど委員さん言いましたように、車庫がずらっといっぱいありますので、そこに消防車や救急車は入れられるということで。

消防車が大きいところは、確かに天井低いと……。これは調査しまして、現在バスも入っているんですけども、バスが将来的になくなるという話でございまして、そこですと十分入るということで、二・三か月はその不具合があるかもしれませんが、そこを使うということです。普通の小さい消防車につきましては、普通の車庫へも入るということ。あとは、救急車も入るということでございます。

これらを合わせまして全体で2,500万円ほどの経費を見込んだと。消防につきましては22年度中に、これは補正ですから、国の対策のお金を使っておりますので、これを繰り越して、22年度中に整備して、23年には移りたいと。電算のほうはもう少し早く移るかなというところでございます。

それから、2点目の庁舎建設基金、3億円、20年度積んで、今回補正で3億円。当初予算の22年は1,000円ということでございます。これは、利子の積み立てを見込んだ科目設定ということで、実際には利子、去年のやつでも二・三十万円、債権にしておりますので、短期債権を買っておりますので、30万円ほど出るんですけども、一応科目設定。これはやはり最終的には補正をして、積み立てと一緒にやるような形となると思いますけれども、利子分ですので、取りあえず当初予算では1,000円という科目設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の中の資料としまして定住自立圏構想中心市宣言書（案）をお目通しいただきたい

と思います。

これは、今までいろいろご説明してありますけれども、国のほうで地方への人の流れを創設しようというようなことで、定住自立圏構想を総務省で今掲げて実施しております。千葉県では、事業の実施をできるところは、この旭市と館山市のみということでございます。そういうことで、これを推進しながら国も財政支援をするということですので、真摯に取り組んでいきたい、そんなことで今回提案をさせていただきました。

この中で、中心市宣言を市長がしまして、この中心市宣言というのは、総務省との確認の中で、ホームページ等で宣言をしていただければ結構ですと。それを国のほうへ送りまして、国は、中心市事業をやるという意味を確認して、いろいろ支援をこれからいただけるという、そういう段取りになっております。

今後のスケジュールとしましては、この中心市宣言書を見ていただきますと、冒頭、市長のほうから旭市の定住自立圏の中心市宣言をこういう書面で行っていきたい。特に、市民の誰もが健康で安心・安全に暮らせる日本一住みよいまち「人が輝き 海と緑がつくる健康都市“旭”」を目指してということで宣言をさせていただく。

2ページ以降につきましては、現在の旭市の状況等を3ページ、4ページに書かせていただきました。

5ページにつきましては、今後展開しようとする取り組み等につきまして記載をしてございます。この中心市宣言、こういう形でやるわけですがけれども、いろいろ議員さん方にもお目通しいただきまして、何か今後ご指摘がありましたら、できれば市としましては、3月26日時点で国のほうに宣言をしていきたい、そういうふうに今進んでおります。

その間、旧3町にあります、先ほどの地域審議会等で、三つの各地域、それと旧旭市、連携をとっていろいろ事業を進めていきますよという部分をご説明させていただきながら、3月26日に中心市宣言を行っていきたい。

さらに、6月の議会で、本日提案しました議決案件に基づきまして、旭市としましては定住自立圏形成方針を作成しまして、議員の皆さん方に議決をいただきたいというふうに考えております。これは、ほかの町でいいますと、各町ごとの協定を議会で議決していただくわけですがけれども、旭市は、旧旭市を中心市として、ほかの3町を周辺地として、1市新旭市で完結をするということになっております。そういうことで今進めておりますので、形成方針を議会の議決をいただきたいというふうに考えております。

その後、いろいろ関係機関、あるいは市民等を交えまして、具体的にどのようにやるか。

定住自立圏の共生ビジョンの策定に入ってまいります。こういう策定をしまして、その事業実施につきまして、いろいろ国が支援をするという中身になっております。

本日お示ししました、あくまでも宣言書につきましては、最後の5ページの展開しようとするところに例えば記載が漏れていたとしても、これはビジョンの中に入っておれば構わないというようなことであります。ただ、これからもし何かありましたら、3月26日に向けて、またご指摘をいただければと思います。

そんなことで、6月議会に向けまして方針を今作成いたしますので、それに基づく議会の議決案件ということでよろしくお願いをいたしたいと思います。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） 旭市雇用促進住宅整備基金条例の設置に関しましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 雇用促進住宅の耐震を調べて、県のほうから、もらったのかな、こういうふうに私心配していたんですけれども、あれ、だいが耐用年数古いから、どうかなと、こういうふうに思っていますが。まあある程度リフォームはしたみたいですが、耐震のほうはどうなっているか。

- 委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） 耐震に関しましては、たしか去年の3月議会で、雇用促進住宅を購入するということで予算計上いたしたときにも、その辺の心配が議論あったと思います。それで、年明けましてすぐ、うちのほうとしましては機構のほうに耐震調査の依頼をお願いいたしまして、調査結果いただきまして、その結果は、耐震は問題ないというような回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 県は、新しいほうはくれないわけですよ。新しいやつ、もう1棟あるわけですよ。古いほう、これから……。正直に言って、あそこ家賃が安いから、メンテナンスが相当今度かかってくると。家賃よりもメンテナンスのほうが高くなると。ああいう古いアパートというのは、我々はアパート経営、マンション経営やっていますからよく分かるんですが、相当そういった問題で予算が、収入は見るけれども、支出が多いというような状況をやっぱり心配するので、その点しっかりと把握していただきたい。

○委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 実際に収入の見込みですけれども、現状の雇用促進住宅が二千二・三百万円のところで推移していると。市といたしましてもその程度の収入を見込みたいということでございまして、実際に1,000万円程度の維持管理費がかかるだろうというところを想定しております。それで、残額と言うと変なんですけれども、その残額を将来の補修、それから仮に取り壊しという形になったときにも使えるようにということで、今回、この基金を設置いたしまして、1,000万円程度を毎年積み立てることができればということで考えているところでございます。収入で何とか支出を賄っていきたいということでございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩をとります。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

条例の内容の主なものにつきまして補足説明を申し上げますので、議案をお願いいたします。

まず、議案の第3条でございます。

この住宅の設置についてでありますけれども、住宅に困窮している勤労者に住宅を貸与することによりまして、生活及び就労の安定を図るということでございます。

続きまして、2ページの第4条にありますとおり、設置の戸数ですけれども、これは79戸となります。全体としては80室あるんですけれども、1室は集会施設として利用することになっております。

それから、同じページの第7条になります。入居者の資格です。現に住宅に困窮していること、収入がおおむね10万4,000円から31万3,000円以下であること、単身も認められること、それから滞納のないこと、そういったことを要件として定めているものでございます。

それから、3ページの第9条をご覧いただきたいと思います。

これは、募集をいたしまして、募集戸数を超える応募があったときには抽選によるものとしているものでございます。

それから、5ページの第14条、少し飛びまして14条になります。家賃でございます。家賃は月額2万8,400円とするものでございます。これは、現在入っている方の設定金額と同じでございます。

それから、6ページの第18条になります。敷金につきましては3か月。これは、市で管理している公営住宅等と合わせまして3か月とする規定でございます。

それから、飛びまして9ページになります。下から7行目に附則をつけております。平成22年4月1日から施行すること。それから、今入っている入居者、この方が引き続き入居できることの規定を盛り込んでおります。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定でございます。

この条例につきましては、施政方針あるいは本会議での補足説明でも申し上げましたように、行政改革の一層の推進、あるいは少子化対策、子育ての支援を推進するために、新たに二つの課を設置するというものでございます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

- 委員（柴田徹也） 今、行政改革ということで叫ばれておりますし、行政改革の名のもとに、今、この二つの課が増えようとしているわけでございます。ちょっとこの辺、もう少し詳しくですね、どういう体制、何人ぐらいの組織になるのか、そういった点お聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） お答え申し上げます。

本会議でも、行政改革やっている中で課が増えるのは行政改革に逆行するんじゃないかと、これは本会議の一般質問の中でもご意見ありました。その前段を、ちょっと時間をいただきまして触れさせていただきます。

課が二つ増えるということで経費が増えるんじゃないかという危惧がございますけれども、実際、行政改革アクションプランの中で、全員協議会の中でご説明をさせていただきましたように、全体としての人数をまだ減らし続けているといえますが、中には委員さんからもご指摘をいただいて、そんなに職員を減らしてもいいというものではないということもありますけれども、現在は、若干、標準団体より多いということで減らしている中でできる内容。つまり、この課を二つ増やしたことによって人が増えるのでは確かに行革に逆行すると。来年ももう既に8人ほど減る予定がございますけれども、5年間で80人減らしてきました。それから、これから今後5年においても約50人ぐらいの削減を目指す。総体数ですね。総体で減っている中で課をやりくりするということでご理解をいただきたいと思います。

それから、員数の予定でございますけれども、行政改革推進課は、取りあえず初めで皆目検討がつかない状況。全く初めての事務ということもございます。やればやっただけ、切りがないと思いますけれども、当初は4名からないし5名くらい。これはまだ人事異動の内示をしてない段階でございますので、あまり詳しい話はご勘弁いただきたいと思いますが、そのくらいの体制。

それから、子育て支援課につきましては、将来は子育て支援策の一元化を目指すわけですが、取りあえず平成22年につきましては、現在の社会福祉課を分離するような形ですね。ですから、課長は1名当然増えますけれども、人数的には現在の児童保育班がベースでございますので、人数的にはそれに1ないし2くらいのプラスでいきたいなということで考えています。将来的には、乳幼児医療ですとかいろんなものを子育て支援課には、逐次改正しながら一元化を図っていくということでございます。

現在のところの予定はそのような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 例えば、民間の場合ですと、できれば、課というのは少ないほうがいいんじゃないかと。役所の仕事の中にもいろいろ季節的な差があります。例えば、税務課の忙しい時期はどピークになるわけですし、その辺が役所の場合ですと、課を超えて応援ができないわけです。ところが、民間の場合には、社長の命令で、おい、税務課が忙しいぞ、お前から手伝ってやれと、こういうことになるわけです。ですから、課があまり増え過ぎますと、やっぱり縦割りで、それはおれの仕事じゃない、こうなっちゃうので、行政改革の中でこの推進課、名前はすばらしいと思うんですね。行政改革のために一つの課を作るわけですから、それはすばらしいと思うんですが、逆に、縦割りで弊害が出ないかと。それから、例えば、行政改革の課長が、まあどなたかが課長になると思ひますね。その課長が行政改革のために並びの皆さんの首を切るというか、お前らのところこんないらねえとか、そういう形で言えるのかと。逆を言えば、やっぱりある程度差のついた方が、例えば副市長がそのトップになって行政改革を推進するというんなら、これはできると思うんですが、並びでこの課を作ったからといって、その辺の英断ができるのかなというところがちょっと疑問でございます。どうでしょうか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也）　まあいろいろご指摘ございますけれども、とにかく今の市長、それから副市長に意思は確認しまして、相当強い気持ちを持って行政改革やらなくてはならないというのは、施政方針とかいろんな財政の予算編成方針にもありますように、またもとに戻ってしまうんですけれども、合併の特例というものはもう5年で切れると。そうしますと、財源が大幅に少なくなるだろうという中で、それをにらんで、じゃあ財源をどういう形で生み出すのかということで、それは効率のよい行政ということでやっていきたいなという意味の表れということでご理解をお願いしたいわけですが。

縦割りになり過ぎやしないかということでございますけれども、確かに、旭市の7万人くらいの市ですと、よそ様では部制というのを敷いております。ですから、ある程度部制があれば、部の中での横のつながりというのは強くなると思いますけれども、部制を敷きますと、今度、給料表も1級一つ作って、それこそ行革に逆行するような形で、高い給与の部長を何人か置くということになります。そこまではいかないという形で、部制は敷かないという前提があって、結果的に課が増えてしまうという。時代に合ったような形でどういう具合にしていこうかというのが一つ課題としてありまして、その結果が行革と子育て支援課。将来的には、行革のアクションプラン、これは議員さんにもご説明をしましたが、この5年間の中でも常に組織の再編というものはやっていくんだと。ですから、さっき言いましたように、これからなくなる課もあるかもしれませんし、統合したり、あるいは違う形で、そのときそのときの時代に合ったような形に組織を変えたいなという思惑がございます。行政改革推進課ができて、その課長なりが同等の課長レベルの首を切るというお話でございますけれども、首を切ったり、あるいは印ろを渡したりということだろうと思いますけれども、それができるのかということですが、これはぜひやらなくては困るということで我々は期待しております。

そのために市長、副市長の意思を確認したんですけれども、市長、副市長の特命的なものもこの行革が受けて、各課に強い指導力を発揮していただけるような形を目指したいということで……。まあ実際やったことがありませんので、どうなるか分かりません。そのような形で目指したいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄）　柴田委員。

○委員（柴田徹也）　今、部制を敷くと。私は、部制を敷くのはいいと思うんですね、逆に。部制を敷くから行革に反するのではなくて、その部長のもとに課を二つなり三つ束ねられるわけですし、先ほどの話じゃないですけれども、行革の究極になるんですね。例えば税務

課の忙しいとき、ピークに合わせて人員を確保しているわけですよ。これはもうどうしようもないんです。改革できないんです、これは。そうすると、今度、1人の部長が税務課とほかの課を三つほど持てば、今やっているような人員削減じゃなくて、もっと大幅などんという削減ができるんじゃないかなと私は思うので。

じゃあ取りあえずやってみるんだじゃなくて、これ作った課は減らせないと思うんです、逆に。ですから、逆をいえば、副市長を中心に課長の皆さんが集まって、その会議で、どうやったらいいということで1年間ちょっとやってみて、それで道筋をつけて、来年じゃ三つ増やすなり四つ増やすなり、それはそれでいいと思うんですよ。そこまで検討されたかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

- 委員長（島田和雄） 柴田委員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） この行政改革アクションプラン、この前ご説明しました。これは、全課からいろんな提案、そういったものもいただいた中で取りまとめたものでございます。その中でも、組織の再編といたしますか、課を増やす、減らすというのはいろいろ含まれちゃうんですけれども、組織・機構の再編というのはやはりこれからは必要だろうなという話は今も複数の課からも出ておりまして、そういったのを題材にしましてこういう形を作らせていただきました。

逃げるわけではないんですけれども、行革の推進課の中で、その辺は最も重要なテーマ、公共施設の統廃合、見直したいなもの、それから組織の見直し、ここが進まないとならないのかなということで考えています。ですから、行革のアクションプランの中でも大きな柱の一つとして取り組んでいます。

そういった中でまた常に行革の推進課でもって見直しといたしますか、そういったものを念頭に入れながら、各課のヒアリングもこれからあるであろうし、そういったものを進めながら、その時代にいい組織といたしますか、そういったものを作っていくようにしなければならない。その中には部制があるかどうか分かりませんが、そういった中で出てくればそれはそれですし、そういったことも含んで行革の中で取り組んでいくということでございますので、まあご理解をいただきたいと思います。

- 委員長（島田和雄） 柴田委員。

- 委員（柴田徹也） 今度、子育て支援課ですよ。子育て支援、保育のほうだと社会福祉課になるんですか。それから、児童のほうになると学校教育課になるんですか。そうじゃない。

（「今はもう同じ」の声あり）

- 委員（柴田徹也） 同じでしたっけ。ああ、そうか、そうか。ちょっとその辺が逆にまたがるのかなと思って、かえって難しくなっちゃうかなと思ったんですけども。少し早いかなと思ってちょっと質問しているわけでございます。その辺うまくいくかな。

まあ、分かりました。以上でございます。

- 委員長（島田和雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） 行政改革推進課というのは、合併した時点でできてなきゃおかしいんですよ、本来は。それはなぜかという、私は合併するときに法定委員やっておりましたから、850人の職員を最終的に500何人かに何年後にはなくすということでやってきたわけですよ。だから、本来なら、あのままずっと継続して、県から指導してきて、加瀬さんが指導していたでしょう。今の都市課長がそのチーフ、主幹か何かでやっていたと思うんですよ。だから、本来なら、あの時点で前市長がこの課を作って、継続して。もう遅いんですよ、これは、はっきり言って。あのまま継続して行政改革推進課というのは作るべきだったんじゃないのかなと、私はそういうふうに思っているわけです。

児童の育成支援に関することと子育て支援課というのは、私もどうかなと。課を大きく、分散するなど。旭市も大きいから、子育ての問題は重要問題ですから、やはりこれはやむを得ないのかなという感触は受けますが、行革推進のほうは、先ほども言ったように、あのまま継続して、本来なら前市長が作るべきであったと、私はそういうふうに思います。これは遅いくらいです、はっきり言って。

これから、旭市も人口減っていくわけです。7万1,000人くらいあったわけですよ。それがもう7万人切っているわけですね。これからどうしたらいいんだと、課をどのように改革していったらいいかということを考えたときには、これはもう当然必要です。はっきり言って。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（増田雅男） ただいまの林委員のご意見、ありがとうございました。私も個人的には、合併のときに行政改革推進室というのがありました。それが今、どうしてあのときになくしちゃったのかなというのはちょっと後悔している面も持っております。あのまま継続して、あの中で行革というものを進めるべきではなかったのかと、そのように思っております。

ご提言ありがとうございます。これからそのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長（平野哲也） 議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これにつきましても、今の行革と若干絡まないということでもないんですけども、人数を現状に少し合わせようということで始めたものでございます。

それでは、お手元の一番最後のほうに条例の新旧対照表というつづりがあるかと思うので、条例の一番最後のほうを、人によって違うんですけども、新旧対照表というのがございましたら、お手元にご用意いただきたいと思います。議案の一番最後くらいにあるかと思いますけれども。

その2ページをご覧くださいと思います。

ここで左右対比していただくとよく分かります。本会議で申し上げましたけれども、第3条の部分で定数を変えるわけでございますけれども、現行のところの1号から8号まで、（8）ですね。8号までが病院を除いた市役所関係全部ということになるんですけども、1号から8号までの現定数、現行のほうですね。これを足し算しますと897人でございます。これを右側のほうの新しい改正案の定数、1から8まで足した合計が802でございます。そうしますと、差し引きで今回定数減にする数というのは95ということで、減とするものでございます。

それから、9号につきましては、病院事業企業職員ということで中央病院でございまして、現行が1,748人から1,800人ということで、52人の増ということでございます。これは、病院のほうの説明にもありましたように、7対1看護等に対応するための看護師、あるいは医師等の増加が見込まれるということで、52人の増ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長(平野哲也) それでは、議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に沿った改正ということでございまして、勧告の趣旨につきましては、特に長い時間外勤務を抑制するという目的を持ってなされた勧告のようでございます。

それでは、勧告のポイントですけれども、何か説明が分かりにくいと、条文を見ますと非常に分かりにくいので、お手元のほうにあらかじめ配布させていただきました議案第22号の資料、総務課というのが1枚のこういうA4の横版ですね。議案第22号資料、総務課といったものが先ほどのいろんな企画課の資料の中にまとめてあったと思いますが、それをご用意、一緒に見ながらお願いしたいと思います。

今回のポイントにつきましては2点ございまして、1点目が、月60時間を超える時間外勤務に対して超過した勤務時間1時間につき25%の割り増し賃金を支給する。2点目は、その時間外勤務手当の割り増し分の賃金に代えて、時間外勤務の代休時間を与えるというものでございます。

事業主の立場から見ますと、特に長い勤務時間を行った職員には、通常的时间外勤務手当に加えて25%の割り増し賃金を払う。コスト増を避けるためにも、時間外勤務をできるだけ減らす努力を強いられるようにされた制度ということでございます。

お手元の資料に基づいてもう一度説明させていただきますと、第1条の関係書いてございますけれども、給与条例関係でございます。時間外勤務手当の支給割合の引き上げについてございまして、先ほど来申し上げておりますように、1か月に月60時間を超える時間外勤務については、勤務時間1時間につき、その支給割合を通常100分の125から100分の150に引き上げるというような基本でございます。

それから、第2条の勤務時間条例関係は、時間外勤務代休時間の導入ということで、1か月につき60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引

き上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定できるという制度でございます。

下のほうの図をご覧くださいと思います。

時間外勤務代休時間の仕組みについて、具体例でちょっと申し上げさせていただきます。

仮に時間外勤務を1か月で76時間行った場合について、例として示してございます。1か月60時間を超える時間外勤務については、通常的时间外勤務手当の支給率100分の125に、黒く塗りつぶした部分になりますけれども、さらに25%割り増し分を加算しまして、60時間をオーバーした分について、100分の150という支給になります。

続いて、右側の四角い部分の中になりますけれども、時間外勤務手当の割り増し分の支給に代えまして、時間外勤務代休時間の指定が可能となっております。具体例として設定した1か月76時間的时间外勤務を行った場合ですと、月60時間を超えます16時間分について、1時間当たりの割り増し率0.25を乗じて得た4時間を時間外代休時間に指定できるというもので、つまり、代休という形で休みに代えることができるというものでございます。

なお、下段のほうになりますけれども、時間外勤務代休時間を指定した場合におきましても、通常的时间外勤務手当の100分の125の支給については76時間分を出すということでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、これにつきましては、本会議でご説明いたしましたとおり、神西、西野、それから双葉、この住宅につきましては、今後、あいた順に用途廃止していくということで、その一部改正でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

この一部改正の設置後、公営住宅の管理戸数は376戸となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

- 委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長(平野哲也) それでは、議案第31号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の構成団体から組合立国保成東病院、それから鴨川市南房総市環境衛生組合、これらが脱退するということになりましたので、規約の一部改正が必要になると。これに伴いまして、関係する団体との協議ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

- 委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

- 委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長(島田和雄) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 秘書広報課からは、広報活動、広く聞くという広報活動です。この状況について報告を申し上げたいと思います。

報告の内容は、法律相談、人権相談、行政相談、市長への手紙と。これは資料ございません。件数だけ報告をさせていただきたいと思います。

初めに法律相談です。年間121件、平成21年度の相談件数は121件でございました。これは、

弁護士が毎月2回、相談に応じると、こんなものでございます。離婚のことやら借金のことやら相続のことやら、こんな状況でございます。

続きましては人権相談。毎月4回開いているんですけれども、人権相談員の方に相談に応じてもらっています。これは数は少のうございます。4件でございます。

それから行政相談。これは、行政相談員の方に月4回、相談に応じていただいておりますけれども、これも数が少のうございます。9件でございます。

あと、市長に直接手紙をとというのがあります。市長への手紙ですけれども、これは28件。こんな状況でございます。

以上、秘書広報課からの報告を終わります。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課から2点ご報告を申し上げます。

1点目につきましては、支所の組織の見直しということでございます。施政方針の中で申し上げました、平成22年度より、各支所における機能の一部を本庁直轄とすることにつきましては、きのう発行されました広報あさひ3月15日号にも掲載しましたように、これまで、市役所本庁及び各支所住民福祉室で行ってありました社会福祉、それから高齢者福祉の業務、これらにつきましては、4月1日からすべて本庁で取り扱うということといたしました。

そのほか、この見直しに伴いまして、各支所における業務は、すべて新たな住民室で行うこととなりますけれども、福祉関係の簡単な申請書の受け取り業務については、今までどおり各支所住民室で取り扱うということになっております。

それから、2点目でございます。市長事務局職員と病院事業給与職員の相互交流研修についてということでございます。

市長事務局の職員と病院事業の一般事務職員との相互交流につきましては、先般、一般質問において、市長から前向きな回答をしたところでございます。今回の交流につきましては、職員の相互の研修という形で実施させていただきたいということで、現在、平成22年4月1日の実施に向けまして研修の取り扱い規程を作成するとともに、関連する事務を進めて、準備しているところでございます。

なお、人員については、平成22年度、手始めとして双方1名を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

- 企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから、コミュニティバスの時刻表につきましてご説明をさせていただきます。

お手元のほうに冊子としまして旭市コミュニティバス運行時刻表があると思います。

4月1日に一部改正をしまして運行をするものでございます。旭市内、四つのルートで運行を行います。これにつきましては、今月3月18日に、新聞折り込みで市民の方すべてのところにお届けをすることになってございます。一部、土曜、日曜と4月から運行を休むものもございますので、中に書いてありますので、ご注意くださいと思います。

それと、これとは別ですけれども、いわゆる高速バスですか。浜松町から東京行き、旭を経由して銚子。このバスが、東京から来るときには旭中央病院に一たん、4月からとまることとなります。また、逆に銚子から出てくるときには、銚子から出まして、旭中央病院の駐車場にとまりまして、それから東京のほうへ向かうということで、より中央病院を核としまして、高速バスの便をよくするバスというようなことで運行を図る予定になっております。

コミュニティバス等につきましては以上のとおりでございます。よろしくお願いします。

- 委員長（島田和雄） 財政課長。
- 財政課長（加瀬正彦） それでは、お手元に公債費負担適正化計画がお配りしてあると思いますので、ご覧いただきたいと思います。

平成19年から23年の計画ということで、これは、それぞれの年度の決算の数値が出た段階で修正をずっとかけてきているということでございます。

初めに、この計画なんですけれども、実質公債費比率が18%を超えた年度に起債の許可を得るために作成したということで、平成21年度の適用数字は18.6%ということで、18%を超えておりますので、公債費負担適正化計画を作成しております。

この計画につきましては、平成21年8月25日、これは20年度の決算数値が出た段階で作成しまして、千葉県知事に提出しておりました。この提出した計画が平成22年2月23日付で県から承認されておりますので、今回お示ししたものでございます。当然、この計画が認められれば、地方債の許可が出されるということでございます。

1ページをお願いいたします。

計画の趣旨でございますけれども、本計画は、平成21年度において、実質公債費比率が18%を超えて起債許可団体になっていることにより、財政の状況や実質公債費の負担を的確に把握した上で、財政の健全性の維持・改善、それから実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため策定するものでございます。

計画の期間といたしましては、平成19年から23年までの5か年ということでございます。

公債費負担の現状でございますけれども、本市は平成21年度、これは平成18年度、19年度、20年度という3か年の決算に出されました数字、この実質公債費比率を平均で割りまして、それで18.6となっているということで起債許可団体となっていると。

この主な要因といたしましては、確かに今、合併特例債が使えることもあって、いろんな事業、それは新市の建設計画だったり総合計画に沿って進めていることもございますけれども、実際に計算方式、非常に大きな問題がありまして、公営企業に対する準元利償還金の算定基礎額が一般会計からの実繰出額を考慮したものではなくて、総務省の基準に基づいた繰り出し基準額で算定されることによりまして、特に繰り出しの規模が大きい病院事業においては、一般会計の負担が、市の算定でいきますと、少し現実より大きく算定されてしまうということがあります。

あと、今後の適正化の図り方といたしまして、これは2ページにありますけれども、市債を財源とする建設事業については厳選を行う。それから、必要最小限の発行となるよう努める。合併特例債等を有利に活用しながら、交付税措置が低いものは極力発行しないという、そういった財源の確保に努めていくこととしております。

あと、公的資金の補償金免除繰上償還を積極的に活用してまいりました。これで公債費負担の軽減に努めております。

あと、公営企業会計などに対する一般会計からの繰出金につきましても、経営状況などを勘案しながら、企業債の発行を必要最小限に抑制するようにお願いしまして、公債費の適正化に努めているところでございます。

あと、実質公債費負担の見込みであります。最後から2枚目の別紙の様式3ですね。新発債を含みます実質公債費負担の将来推計ということで、ここに数字が出ております。表の下のとでありますけれども、は単年度ごとの実質公債費比率で、は3か年平均の実質公債費比率となります。実際に使う数値はのほうになりますけれども、そののところですけども、平成21年度で18.6ということで、この計画によりまして、平成23年度では18%を下回り17.4となっているんですけども、今現在の状況、今、補正予算等を組みまして、おおよそ執行の額、それから交付税の額、そういったものは決まってまいりました。今現在の数値で見込みますと、平成21年度決算の見込みからは、もう来年度の段階で18%を下回るということになっております。単年度では16%台になるだろうと。そのような見込みを立てているところでございます。

この算定の仕方につきましては、最後のページに記載してありますので、これは後ほどご覧いただければと思います。

以上、大変簡単でありますけれども、公債費負担適正化計画につきましてはの説明を終わらせていただきますけれども、この計画につきましては、平成19年の段階で立てた数値よりもずっと改善されてきているということだけ付け加えさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 市民課長。

○市民課長（増田富雄） それでは、続きまして、市民課窓口における休日開庁の実施状況についてご報告申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思います。

このことにつきましては、今年1月から、毎月第2、第4日曜日に市民課窓口を開設いたしまして、戸籍謄本・抄本、あるいは住民票、印鑑証明書等の発行業務を実施しているものでございます。

上の表にございますように、3月1日現在におきましては4日間開庁しておりまして、その合計を申し上げますと、件数では165件、来庁者数は75人となっております。これを1日平均に換算いたしますと、件数では41件、来庁者数は19人となるものでございます。

なお、ここには記載してございませんけれども、3月14日の件数と来庁者数を申し上げます。件数は49件、来庁者数は29人となっているものでございます。

以上、市民課からの報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

太田委員。

○委員（太田将範） 実質公債費の比率の問題なんですけれども、課長おっしゃるように、そんなに気にする必要はないんじゃないかと思うんですけれども、標準財政規模がこれからどうなっていくかというのが、理論値ですから分かりませんが、これはどう考えているのかと。国のほうの関係によって、恐らくこれから下がっていくんじゃないかというような見方をする必要があると思いますので、実質公債費の比率が、課長がおっしゃるように、下がらないんじゃないかという感じがするんですけれども。ただ、特に心配しているわけではないんですけれども、実質公債費の比率について、ひとり歩きしている面が今あると思うんですね。計画によって。ですから、その辺についての説明をもう少し細かくできないのかとい

うこと。一つは標準財政規模がどうなるかということについて、予想みたいなところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 標準財政規模が今後どうなるかということでございますけれども、確かに、今の状況、不明なところあるんですけれども、少なくともこの数字を出すに当たりましては、平成25年程度まではこうなるのかなというような数字を持っておることは持っております。そういう中では、この辺は若干下がっても問題がないだろう。ただ、この数字に関しましては、今、交付税算入される起債をより多く持ってきているところがありますので、そういったところは、この計算の中では非常に有利に働きます。ですから、そういったところでどんどん数値自体は下がっていくんだろうなというところがあります。ただ、単年度的に見て、どうしても多くこの数字が出てくるところ、若干あるかと思いますが、それでも総体として見たら、ずっと下がっていくだろうと。そのような感じは思っております。

この辺、説明というのは非常に難しいんですけれども、確かに、国のほうのお金がない中で、標準財政規模、どのような考え方でいくのかというのは、ちょっと現時点では分かりませんが、いきなりがつんということはないんだろうと。そうすると、今のペースのままである程度いけるのかなというふうには思っております。ただ、将来的に、合併の有利な算定替えがないとか、そういうところありますので、その部分では基礎となる数字が変わってまいりますので、その辺は影響が出てくるときもあるかと思いますが、一番最後の数値のところをちょっと見ていただきたいんですけれども、別紙様式3の10番ですね。

ここのところは、確かに、平成20年度の決算の数値でずっと同じ数字持ってきております。しかし、現時点では少しこの数字が、平成21年度の決算では膨らむような形になってきています。ですから、一概に減るということでもないご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（島田和雄） 太田委員。

○委員（太田将範） 特に旭市の財政の問題について、いろいろこの数値がひとり歩きしておりますので、なるべく分かりやすい中身を市民に知らせるようお願いしたいということで終わります。

○委員長（島田和雄） そのほかございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 旭市と中央病院で研修という形で人事交流するということですが、

お互いの給料というのはどちらが出すのか、教えていただきたいんですけども。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 給料については、それぞれの派遣元ということで。

これはなぜかといいますと、一つ議論になっているのは、いわゆる職場交流でやりますと、中央病院の給料表と旭市役所の給料表が違うというところがございます。これは現実に難しいというところがございます。将来的にはそういった交流もしたいわけですが、ある程度給料みたいなものが統一できればやれるんですけども、現時点ではそれは難しいだろうということで。ですからあえて研修という形をとらせていただきまして、研修要綱を作りまして、中央病院で研修してきなさい。中央病院からも、旭市役所で研修してきなさい。研修で派遣するわけですから、それぞれ派遣元が給料を負担すると。

ただし、細かいことを言いますと、残業に係る分等については、派遣されたほうが持つというような形の細部を今詰めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） これにつきましては、たしか一般質問があって、市長がそれに同意したという経緯があったと思うんですけども、これは要望なんですけれども、全国的な流れとして、病院と市役所というのは、事務部門は分かれるというのが一般的な流れです。なぜかといいますと、病院というのも非常に専門性が高いところでして、保険点数がどうなるかとか、そういう情報を常日ごろ仕入れて、迅速に対応しなきゃいけないわけですね。それにはやはり専門性があると。それともう一つは、病院というのは役所と全く違う文化があって、専門職の人がそれぞれいっぱいいるわけですね。その人たちともつき合わなきゃいけない。そういう意味で、病院に派遣された方は大変な思いをされると思いますけれども、文化も全く違うので、役所の感覚で病院行きますと、これは実際にどこの病院でも起こっていることですが、余分なトラブル、起こさなくていいトラブル巻き起こしたりしてしまいますので、病院からもその辺配慮されて派遣されると思いますけれども、病院、市役所、お互いが優秀な、周りときちっと付き合えるような方を送っていただきたいと思います。これは要望です。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） ちょっと老婆心ながらお願いをしたいということで。

今、大塚委員が申しましたように、全く事務のレベルが違うわけですね。だから、交流、交流という意見は、同じ市役所だからいいじゃないのかというような考えもありましょうが、

事務の取り扱いというものが全然もう違ってくるわけで、あまり大幅に交流をやると、事務に支障を来してくるということを、私はその点だけは疑念があるなと、問題あるなと、こういうふうに危惧している、心配しているということでございますので、総務課長、副市長は人事のほうを担当していますので、しっかりとその点を理解して人事をやっていただきたいというのが私の要望でございます。

それと、公債費比率は、私、前の市長のときにもよく言ってきたんですが、なかなか一般の人に……。相当数字に詳しい人は関心を持ってこれ見るんですが、公債費比率の実質の算定の方式見ても、なかなか難しいわけですね。私も前期４年間、監査委員で研修をよく受けて、これやらせていただきましたのである程度は理解できているんですが、先ほど、太田委員さんが申しましたように、実質公債費比率のほうも、議会等で旭市はイエローカードだ、イエローカードだというようなことでじゃんじゃんやるもんで、それがひとり歩きしているというのが現下の状況ではないかなと、私もこういうふうに思っておりますので、あまりにも議員そのものが格好つけてイエローカードだということで一般質問であるもんだから、一般市民もそういうふうな感じを受けて、大丈夫かなと。まあ私なんかも、中央病院の問題では大丈夫か、大丈夫かと。中央病院は何だ、コウカクみたいにたちがれにしちゃうんだという議員も、騒いでいる人もいますよと。いろんなことで心配してくる人もおりますが、心配のないように説明をして、広報あさひでよく説明をして掲載するということが大事じゃないかなと、こういうふうに思いますので、ひとつ総務課長なり、また副市長なりにちょっとその点を答弁願えればありがたいなと思います。

○委員長（島田和雄） 副市長。

○副市長（増田雅男） どうもありがとうございます。

ただいまの公債費比率等につきましては、広報等でよく市民に分かりやすくこれから説明していきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（島田和雄） そのほかお聞きしたい点がありましたら。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 先ほど、支所の見直しということでお話があったと思います。旭市も合併をしてまだ５年がたってないわけですね。今年の７月で丸５年になるわけです。合併の当初のうたい文句で、サービスは低下させないんだと、サービスはより向上させるんだという話で合併をしたわけでございますが、ここのところ矢継ぎ早に、さっきの行政改革の話が先に走っているから、もう何でも詰めていかなくちゃならないということかもしれませんけれ

ども、ちょっとそのスピードが早過ぎるのかなと、こう思います。

ある程度、効率を求めるのは結構ですが、やっぱり住民サービスというものもあります。今までは地元で受けられたやつが全部本庁になると。我々みたいな健常者、若い者は、車で飛ばせば何分でもないわけですから全然そう感じませんけれども、老人の方は非常に寂しい思いをして、合併してもう本当に住みにくくなったと。ボディーブローみたいに住民の皆さんきいていると思うんですね。合併してサービス悪くなったと。これは多くの人から聞きます。

ですから、効率を求めているのは結構なんですけれども、どうぞそういった面では少しスピードを落としていただいて、住民のためにちょっと歩を遅くするといえますか。これは効率を求めるものとはまた違うと思うんですね。ぜひその辺、お考えをいただきたいと思っています。副市長からご答弁いただきましょうか。

○委員長（島田和雄） 副市長。

○副市長（増田雅男） サービスの低下は絶対あってはならないことですので、今、柴田委員さんがおっしゃいましたように、行革を進める中でサービスの低下をしないように、スピードアップするものはスピードアップする、緩めるものは緩める、そういうような形で進めていきたいと思っていますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） でも、住民福祉室の本庁でのあれはもう決まっているわけですか。その辺ですよ。これ、市長の人気にもかかってくると思いますよ。どうぞその辺は、今後進めていく上で皆さんにも認識をいただいて、我慢するところはちょっと我慢してもらって。本当に無駄な経費はやっぱり削減しなくちゃなりませんけれども、無駄と効率が悪いというのは違うと思うんですね。どうぞひとつよろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 副市長。

○副市長（増田雅男） ご提言ありがとうございます。そのように進めてまいりますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） そのほかお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（島田和雄） 次に、陳情の審査を行います。

財政課以外は退室してください。

ここで、１時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

- 委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第３号、公契約条例の制定を求める陳情の１件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、財政課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、公契約条例の制定を求める陳情につきまして、参考意見ということでございますので、簡単に説明させていただきます。

この契約につきましては、国におきまして、既に労働基準法、それから最低賃金法等で最低労働基準の確保を図っているところでございます。労働条件を保障するという意味で法制度がきちんとなされているということでございます。

個々の労働条件につきましては、関係の労使間で決定されるという枠組みになっているものと考えられます。この公契約条例の制定につきましては、国が法制化すれば、地方自治体も追従する形にはなろうかと思いますが、今後の動向を見て判断していければなというふうに考えているのが担当課の考えでございます。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） ここで、執行部は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 2時 0分

- 委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

林委員。

- 委員（林 俊介） 先ほど、休憩中にいろいろお話しした中で、林正一郎委員がおっしゃるように、もう少し精査して、継続審議というふうにしたらどうかということなんですけれども。その内容について、財政課のほうからいろいろ資料提供していただいたりして、精査して、継続審査ということにしたらどうかと思いますけれども。

- 委員長（島田和雄） そのほかにご意見ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

陳情の採決

- 委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 賛成者なし。

改めて採決をいたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

- 委員長（島田和雄） 次に、1点ご協議をお願いしたいと思います。

案件については、当委員会の行政視察等においての手続きについてであります。

来年度、平成22年度からとなりますが、委員会の行政視察については、補助金から費用弁償で対応することに伴いまして、本会議において、委員会の閉会中の継続審査とする旨の議決をいただく必要がございます。

理由については、委員会の開催は、原則、議会の会期中に開会できるものとなっております。当然、視察は閉会中に開催することになりますので、委員会が閉会中に開催できる手続きが必要となってくるものであります。また、委員会として所管事務に関する視察となれば、万が一災害が生じて、公務災害とすることが可能となってくるものであります。

このことから、皆様のご理解を得た後、議長に閉会中に開催できるよう申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布しました申出書案をご覧くださいと思いますが、調査事項については、地方自治法第109条第4項で規定されております常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務と

なるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出してよろしいか、ご確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。
林議長、よろしくお願いいたします。

- 委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 5分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄